

地域生活圏専門委員会 とりまとめ報告書 参考資料

目次

○報告書 本文中資料（3～14頁）

○報告書 参考データ（15～98頁）

- I. 人口動態等関連資料（16～22頁）
- II. 施設の立地と人口規模（23～28頁）
- III. 地方財政（29～36頁）
- IV. 交通（37～39頁）
- V. 買い物（40～46頁）
- VI. 医療・介護（47～58頁）
- VII. 教育（保育、義務教育、高等教育、部活動）
（59～91頁）
- VIII. 空家（92～93頁）
- IX. 社会資本の老朽化（94～95頁）
- X. 二地域居住・関係人口（96～97頁）

○地域生活圏専門委員会での主な御意見（98～128頁）

- ・第1回地域生活圏専門委員会の主な御意見（99～104頁）
- ・地域・経済WGにおける委員の主なコメント要旨（105～107頁）
- ・第2回地域生活圏専門委員会の主な御意見（108～112頁）
- ・人材・コミュニティWGにおける委員の主なコメント要旨（113～114頁）
- ・第3回地域生活圏専門委員会の主な御意見（115～119頁）
- ・第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見（120～128頁）
- ・第5回地域生活圏専門委員会の主な御意見（129～133頁）

報告書 本文中資料

都道府県別の経済的豊かさ(可処分所得と基礎支出) (2019年) 国土交通省

資料①

- 東京都の可処分所得は全世帯平均では全国1位だが、中央世帯(※₂)の平均は5位。
- 一方で中央世帯の基礎支出(※₃に示す食・住関連の支出を言う。)は最も高いため、可処分所得と基礎支出との差額は25位。通勤時間を加味(※₄)すると40位。
⇒東京都の中間層の世帯は、他地域に比べ経済的に豊かであるとは言えない。

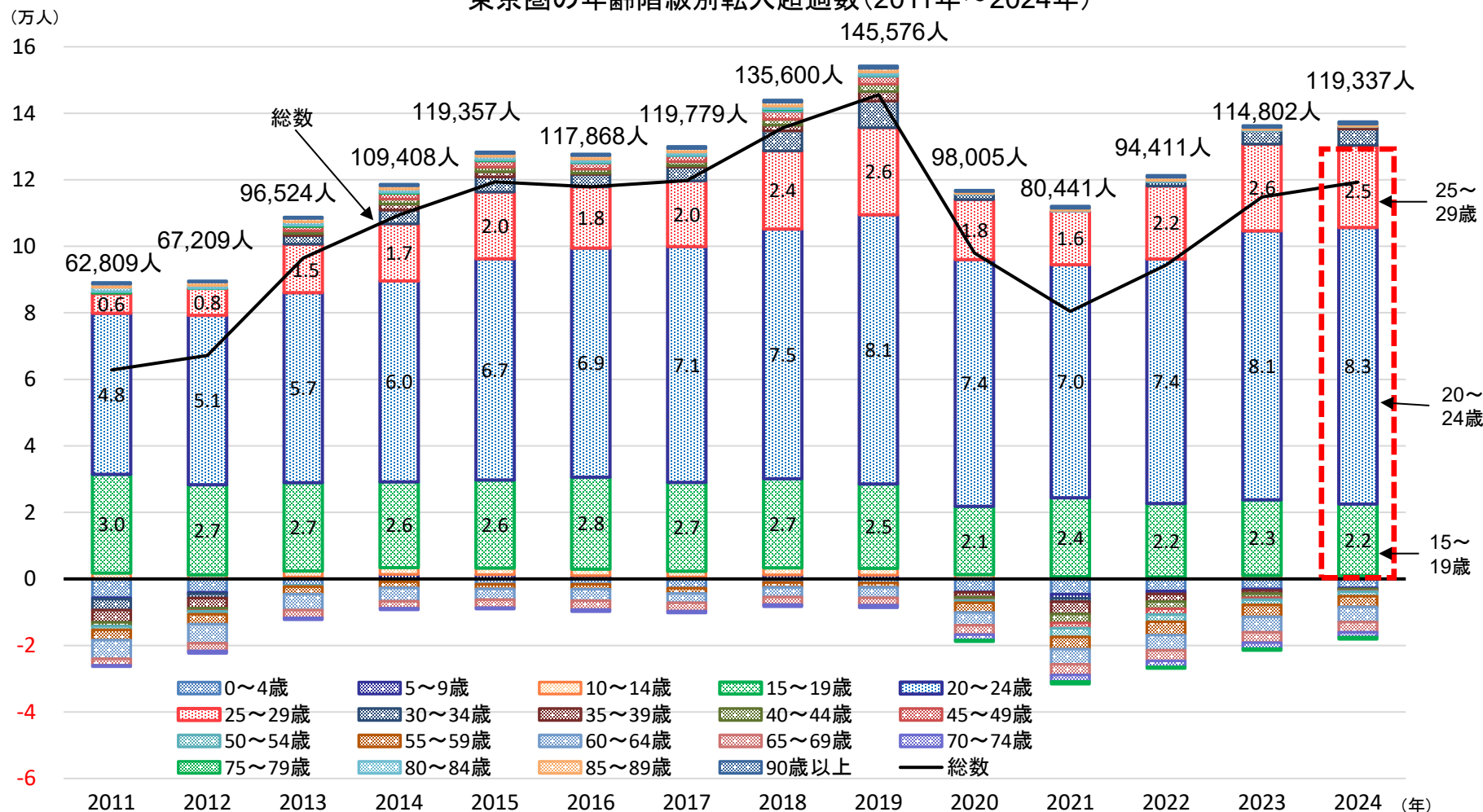
※₁世帯はすべて2人以上の勤労者世帯(単身又は経営者等は含まない)。
※₂中央世帯とは、都道府県ごとに年間収入の上位40%~60%の世帯を言う。
※₃基礎支出=「食料費」+「(特掲)家賃+持ち家の帰属家賃」+「光熱水道費」。なお、「持ち家の帰属家賃」は「家計構造調査(R1)」で推計しているもの。
※₄「令和5年住宅土地統計の通勤時間」、「令和5年毎月勤労統計地方調査における一ヶ月当たり出勤日数」及び「令和5年賃金構造基本統計における一時間当たり所定内給与」を用いて国土交通省国土政策局で作成(所定内給与は居住都道府県における数値を適用)。

(全世帯) 可処分所得 順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	東京都	茨城県	富山県	埼玉県	岩手県	京都府	千葉県	神奈川県	長野県	島根県	栃木県	静岡県	福井県	長崎県	香川県	新潟県	愛知県	岐阜県	石川県	滋賀県	奈良県	山形県	三重県	秋田県	兵庫県	岡山県	山梨県	大阪府	鳥取県	徳島県	広島県	山口県	福島県	宮城県	福岡県	熊本県	佐賀県	大分県	高知県	和歌山県	群馬県	愛媛県	北海道	青森県	鹿児島県	宮崎県	沖縄県
(中央世帯) 可処分所得 順位(A)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	茨城県	埼玉県	長野県	島根県	東京都	神奈川県	鳥取県	富山県	京都府	石川県	新潟県	滋賀県	福井県	福岡県	香川県	大阪府	熊本県	岐阜県	千葉県	山梨県	愛知県	山形県	徳島県	長崎県	三重県	奈良県	岡山県	栃木県	北海道	大分県	広島県	秋田県	岩手県	兵庫県	群馬県	福島県	愛媛県	宮城県	山口県	佐賀県	宮崎県	青森県	高知県	鹿児島県	和歌山県	沖縄県	
(中央世帯) 基礎支出 順位(B)	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	鹿児島県	宮崎県	沖縄県	栃木県	長崎県	大分県	愛媛県	和歌山県	山口県	徳島県	高知県	佐賀県	香川県	鳥取県	岩手県	福岡県	岐阜県	三重県	山梨県	北海道	福島県	青森県	島根県	広島県	福井県	秋田県	奈良県	岡山県	山形県	新潟県	群馬県	長野県	茨城県	滋賀県	富山県	愛知県	兵庫県	静岡県	宮城県	千葉県	石川県	京都府	大阪府	埼玉県	神奈川県	東京都	
(中央世帯) 差額順位 (A-B)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	茨城県	島根県	鳥取県	長野県	静岡県	富山県	埼玉県	福岡県	香川県	新潟県	京都府	福井県	長崎県	岐阜県	熊本県	栃木県	滋賀県	山梨県	石川県	徳島県	三重県	大分県	神奈川県	山形県	東京都	北海道	愛知県	奈良県	岡山県	広島県	大阪府	千葉県	秋田県	岩手県	愛媛県	宮崎県	山口県	佐賀県	群馬県	兵庫県	群馬県	鹿児島県	青森県	高知県	和歌山県	宮城県	沖縄県
(参考) 上記差額から更に費用換算した通勤時間(C)を差し引く																																															
(A-B-C) 差額順位 (通勤時間控除)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	茨城県	鳥取県	島根県	長野県	富山県	静岡県	新潟県	香川県	長崎県	福井県	福岡県	熊本県	山梨県	徳島県	石川県	岐阜県	京都府	栃木県	大分県	滋賀県	山形県	三重県	北海道	埼玉県	秋田県	岡山県	広島県	愛媛県	岩手県	宮崎県	愛知県	奈良県	山口県	福島県	佐賀県	鹿児島県	鹿児島県	大阪府	青森県	群馬県	東京都	神奈川県	千葉県	高知県	和歌山県	兵庫県	宮城県

※「家計構造調査(R1)」(総務省)等を基に 国土交通省国土政策局が作成・加工。
中央世帯の可処分所得及び基礎支出は、「家計構造調査(R1)」の年間収入階級(44区分)別の集計表を用い、年間収入が上位40%~60%の世帯が含まれる階級のみ平均値を利用。

- 東京圏への転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

東京圏の年齢階級別転入超過数(2011年～2024年)

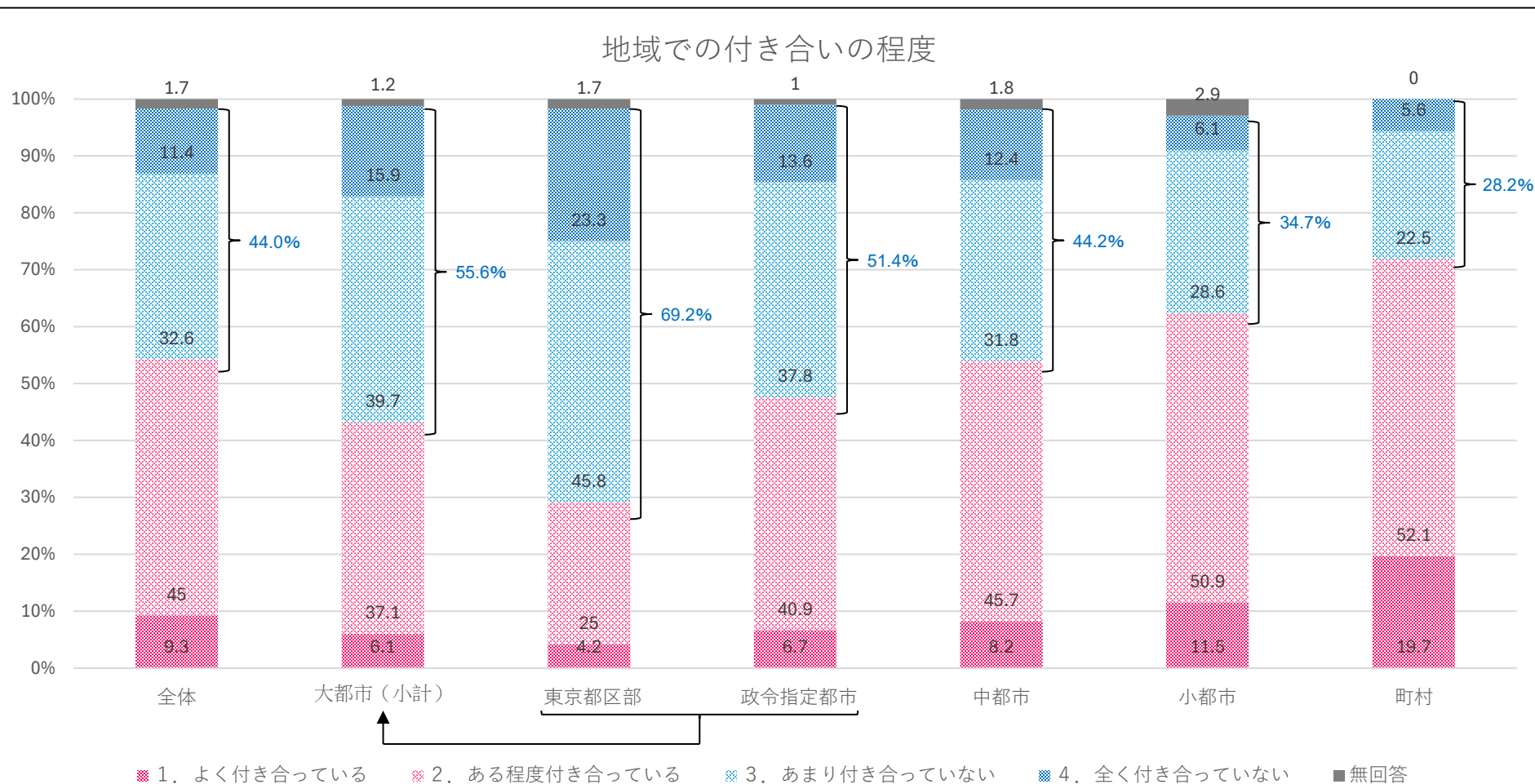


(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より、日本人移動者を抽出して国土交通省国土政策局作成。

(注) 東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。

社会的孤立の実態

- 自分の居住地域で「地域での付き合いの程度」が「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」人は、大都市が55.6%、中都市が44.2%、小都市が34.7%（※）、町村が28.2%であり、都市規模が大きいほど、付き合いの程度が低い状況にある。



（※）大都市：東京都区部、政令指定都市 中都市：人口10万人以上の市 小都市：人口10万人未満の市

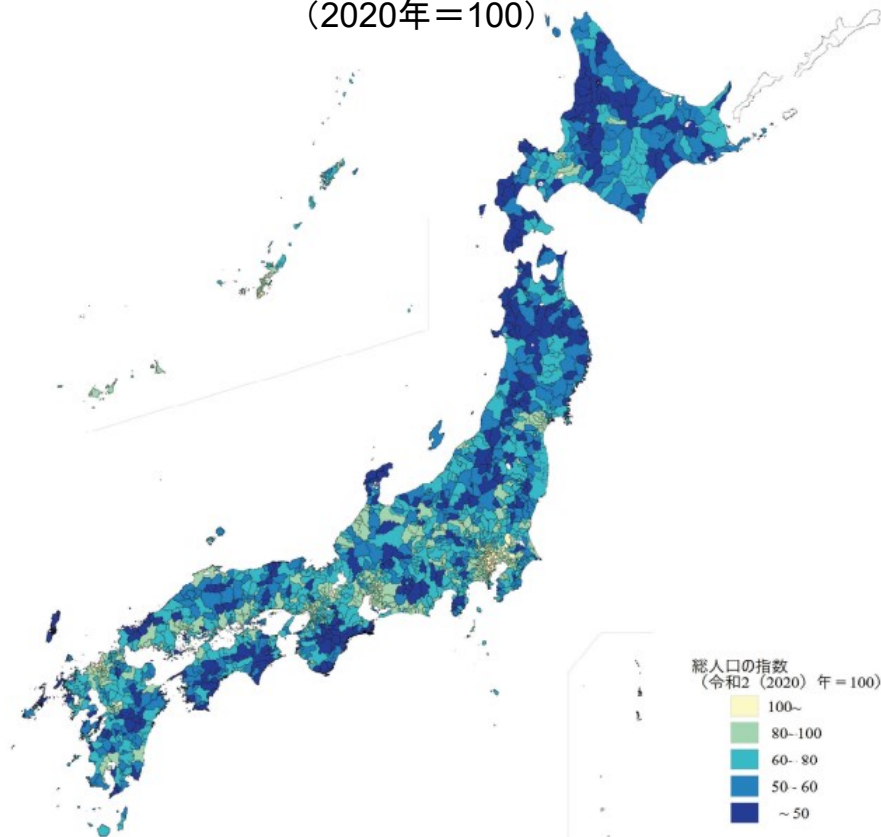
（出典）内閣府「社会意識に対する世論調査（令和6年10月調査）」をもとに国土交通省国土政策局作成。

地域別人口の将来の姿(2050年推計)

- 2020年比で東京都を除く46道府県で人口減少。11県では30%以上減少。
約2割の市区町村では人口が半数未満に。
- 高齢化率(※)は全国で37.1%(2020年:28.6%)となり、25道県では40%を超える。

(※)高齢化率とは総人口に占める65歳以上人口割合を示す。

2050年の総人口の姿 (2020年=100)



各圏域別総人口の姿

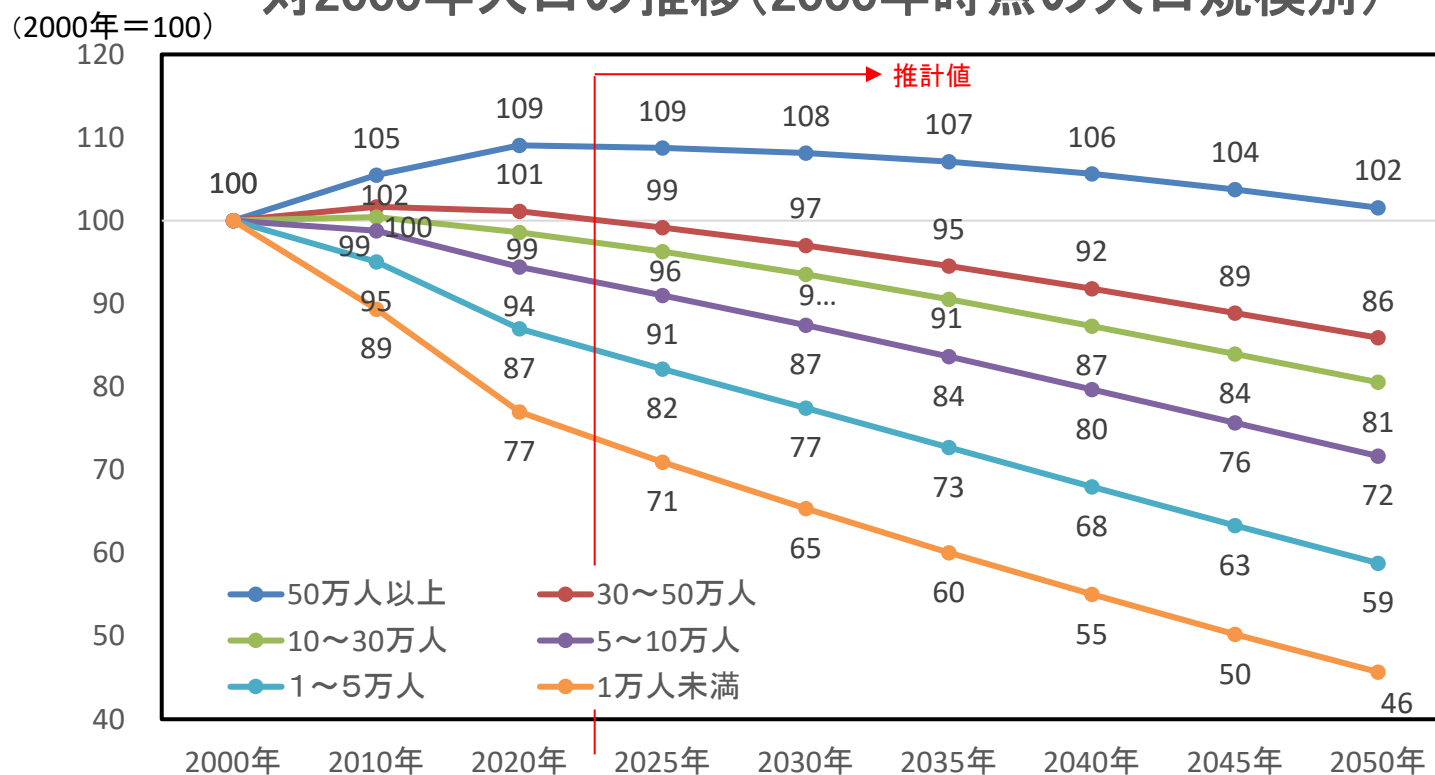
	2020年	2050年	増減率
北海道	522万人	382万人	▲26.8%
東北圏	861万人	589万人	▲31.6%
首都圏	4,446万人	4,113万人	▲7.5%
(うち東京都)	(1,405万人)	(1,440万人)	(+2.5%)
北陸圏	514万人	376万人	▲26.8%
中部圏	1,697万人	1,390万人	▲18.1%
近畿圏	2,054万人	1,650万人	▲19.7%
中国圏	725万人	557万人	▲23.2%
四国圏	370万人	260万人	▲29.7%
九州圏	1,278万人	1,013万人	▲20.7%
沖縄県	147万人	139万人	▲5.4%
国内総人口	12,615万人	10,469万人	▲17.0%

2050年に人口が30%以上減少する県 ※()は減少率

秋田県(▲42%)、青森県(▲39%)、岩手県(▲35%)、
高知県(▲35%)、長崎県(▲34%)、山形県(▲33%)、
徳島県(▲33%)、福島県(▲32%)、和歌山県(▲32%)、
山口県(▲31%)、新潟県(▲31%)

- 2000年時点の市区町村人口規模別の将来人口推計をみると、人口規模の小さい自治体ほど人口減少に直面。
 ○5万人未満の小規模自治体では、直近20年ですでに人口減少が進み、2050年には2000年に比して半減すると見込まれる。
 ○5万人以上30万人未満の中規模自治体においても、今後は人口減少リスクがより顕在化する。

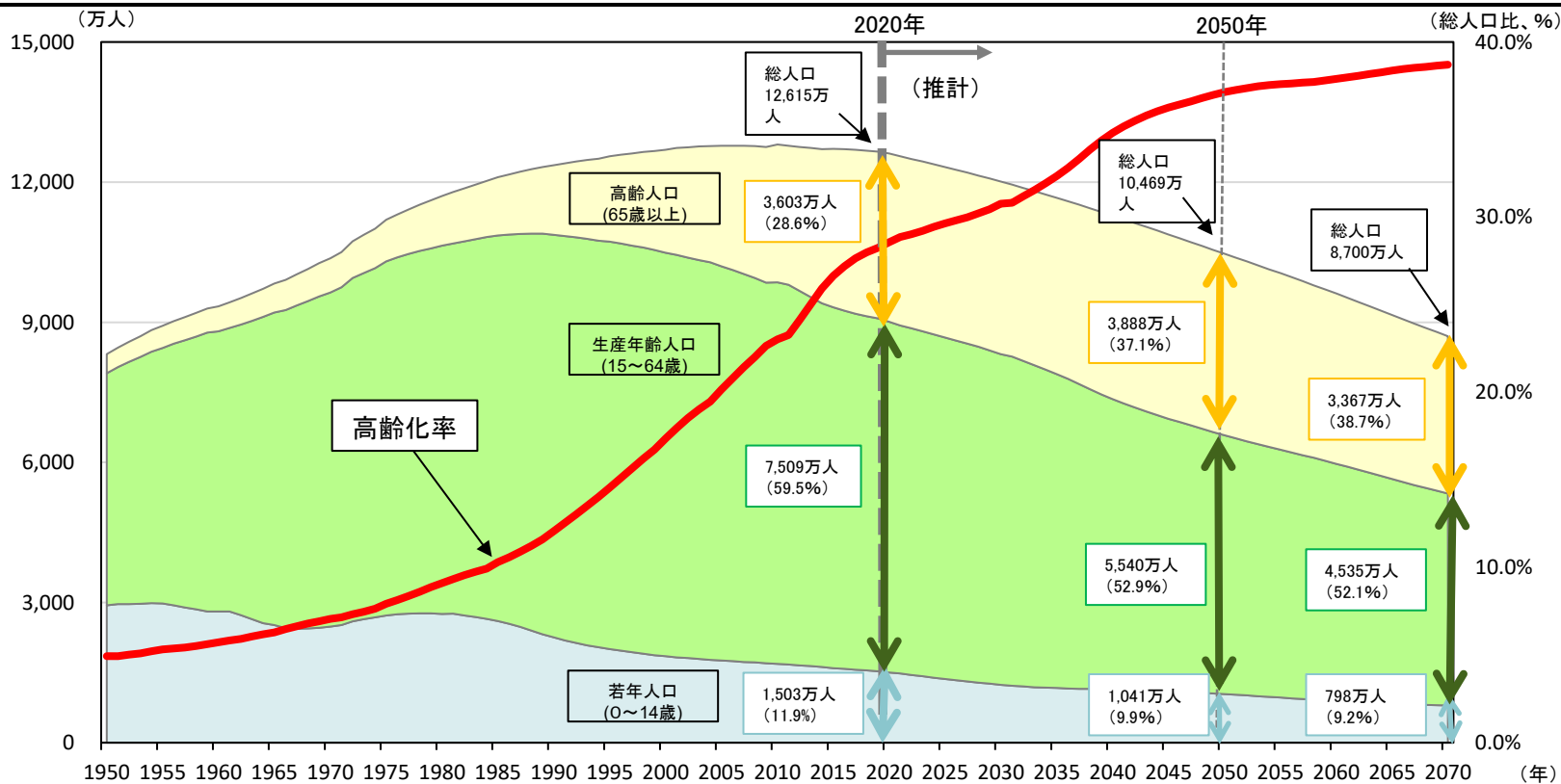
対2000年人口の推移(2000年時点の人口規模別)



(出典) 1. 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」、総務省「国勢調査」より作成。2020年までは国勢調査、2025年以降が推計値。
 2. 自治体数は、東京特別区は1つとして、福島県の一部の市町村(いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村)は、社人研の人口推計の区分に準じて1つの地域(浜通り地域)として集計している、合計は1707。

総人口及び年齢階層別人口の推移及び将来推計

- 総人口は、2020年の12,615万人から、2050年には10,469万人(17%減)、2070年には8,700万人(31%減)に減少。
- 高齢人口(総人口比)は、2020年3,603万人(28.6%)から、2050年には3,888万人(37.1%)と285万人増(7.9%増)、2070年には3,367万人(38.7%)と236万人減(6.6%減)。(高齢人口のピークは2043年3,953万人)
- 生産年齢人口(総人口比)は、2020年7,509万人(59.5%)から、2050年には5,540万人(52.9%)と1,969万人減(26.2%減)、2070年には4,535万人(52.1%)と2,974万人減(39.6%減)。
- 若年人口(総人口比)は、2020年1,503万人(11.9%)から、2050年には1,041万人(9.9%)と462万人減(30.7%減)、2070年には798万人(9.2%)と705万人減(47.0%減)。



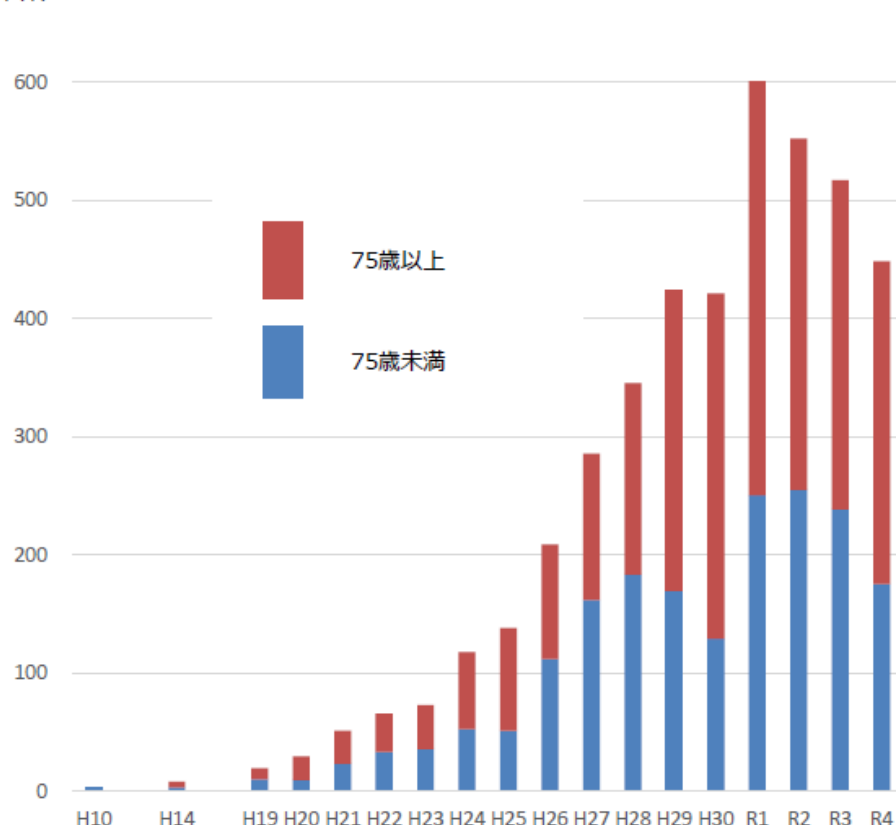
(出典)総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成。

地域生活の困り事(地域交通)

- 高齢ドライバーによる自動車事故に関する関心が高まり、運転免許の自主返納の動きが進展。
- 一方、自主返納後の移動手段に対する不安の声や、自主返納をためらう声も。

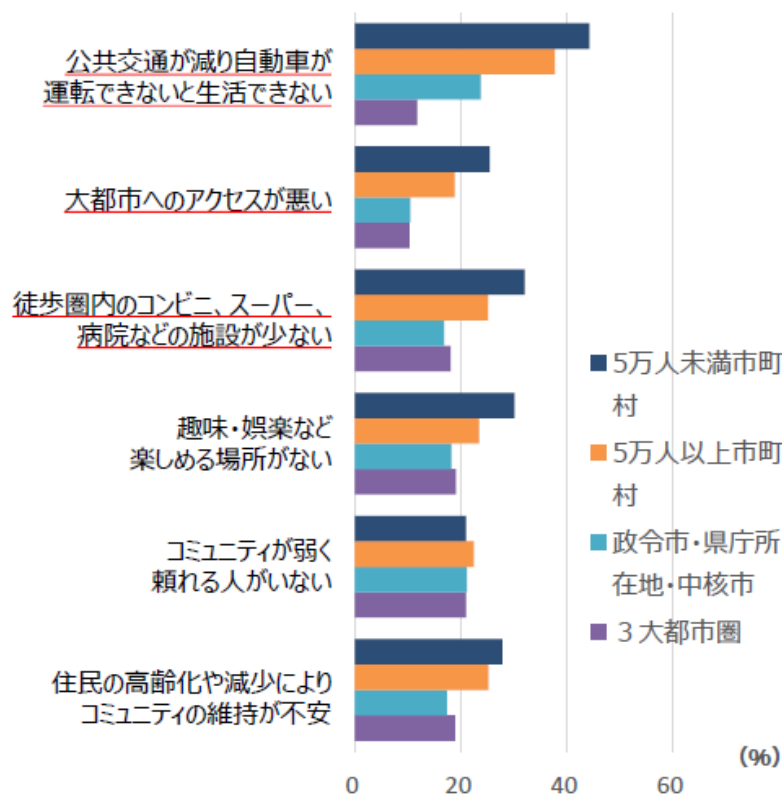
免許返納数の推移

(千件)



(出典) 警察庁公開資料より、国土交通省総合政策局作成

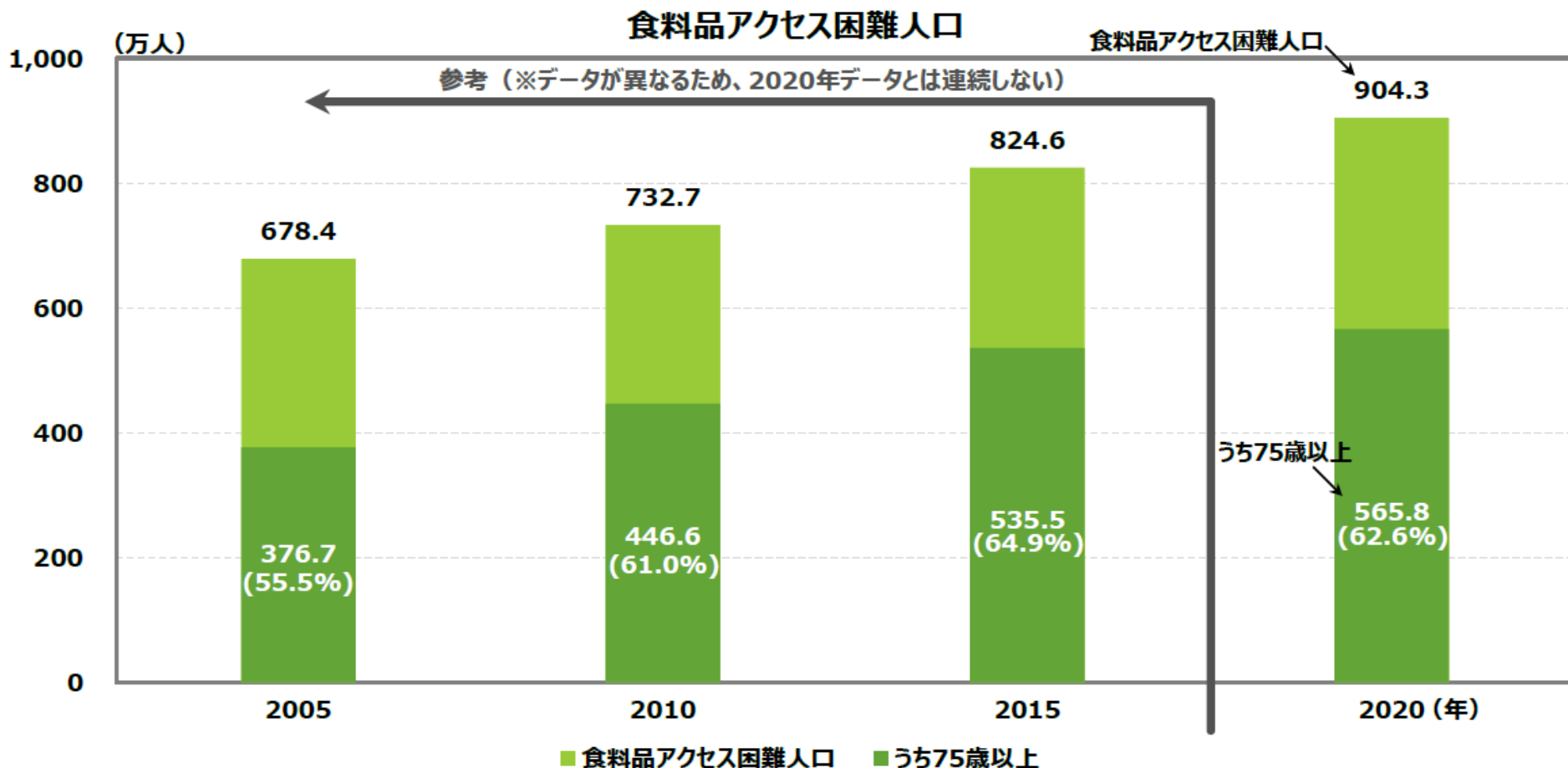
居住地域に対する不安(地域別)



(出典) 国土交通省「平成29年度国民意識調査」

地域生活の困り事(買い物)

- 2020年における食料品アクセス困難人口※は、全国で904万人と推計。
 - このうち75歳以上では566万人、食料品アクセス困難人口のうち75歳以上の占める割合は63%。
- ※ 食料品アクセス困難人口とは、生鮮食料品小売業、スーパー、コンビニ等の店舗まで直線距離で500m以上に所在し、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人。



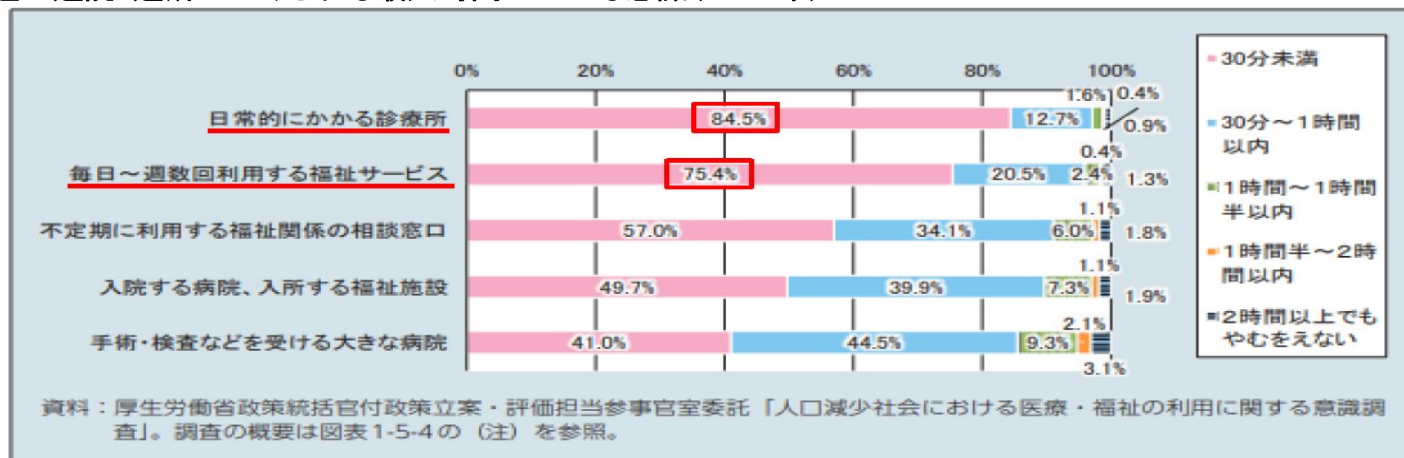
【出典】内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生会議 第2回 (令和6年12月11日)

【備考】農林水産政策研究所ウェブサイトにより作成。令和2年国勢調査(2020年)地域メッシュ統計と店舗の所在地がわかる情報から、店舗まで直線距離で500m以上、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人を「食料品アクセス困難人口」として推計。店舗とは、生鮮食料品小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー及びコンビニエンスストア、ドラッグストア。なお、2015年以前にはドラッグストアは含まれない。

地域生活の困り事(医療・福祉)

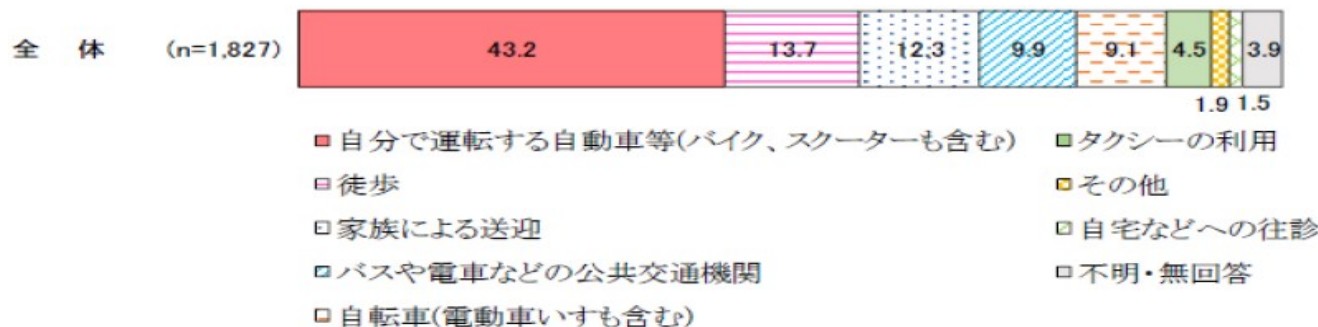
- 医療・福祉のアクセス(片道の通院・通所にかかる最大時間)については、全体的に1時間以内でのアクセスを求める傾向が見られ、特に、日常的にかかる診療所や通所の福祉サービスについては、「30分未満」とする回答の割合が高い。
- 「医療サービス」を利用する際の主な移動手段をみると、全体で「自分で運転する自動車等(バイク、スクーターも含む)」(43.2%)が最も高い。次いで、「徒歩」(13.7%)、「家族による送迎」(12.3%)、「バスや電車などの公共交通機関」(9.9%)、「自転車(電動車いすも含む)」(9.1%)が続く。このうち75歳以上では566万人、食料品アクセス困難人口のうち75歳以上の占める割合は63%。

□ 自分の片道の通院・通所にかかる最大時間にかかる意識(2019年)



□ 「医療サービス」を利用する際の主な移動手段

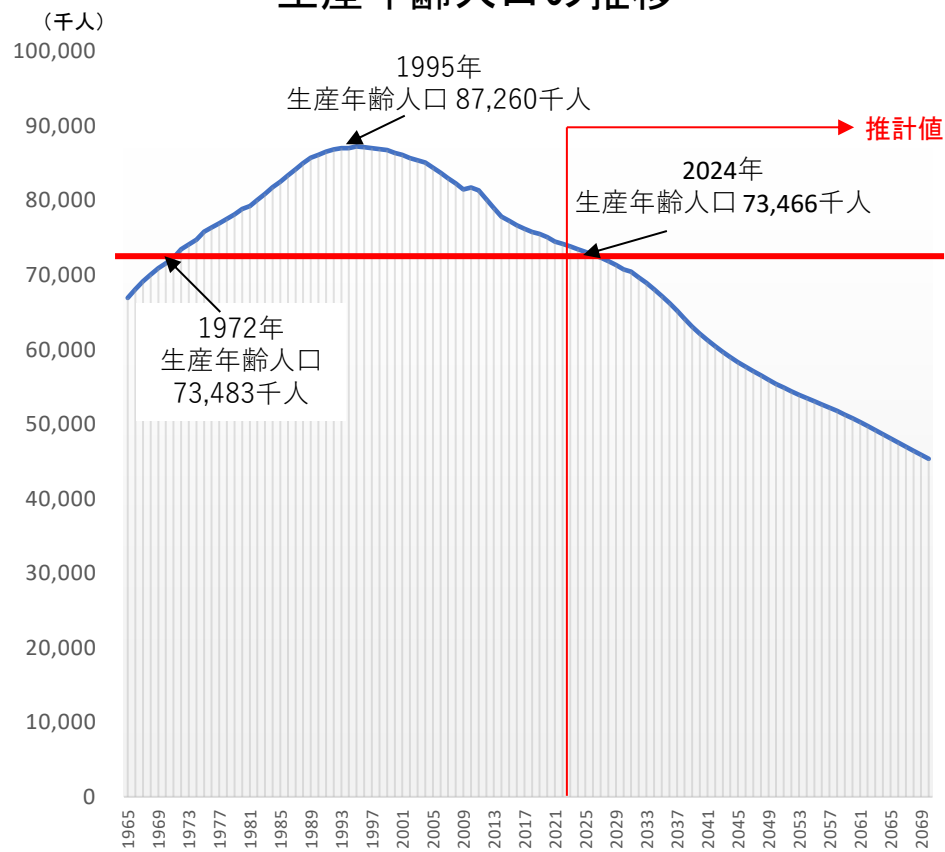
【出典】厚生労働省 令和2年版厚生労働白書



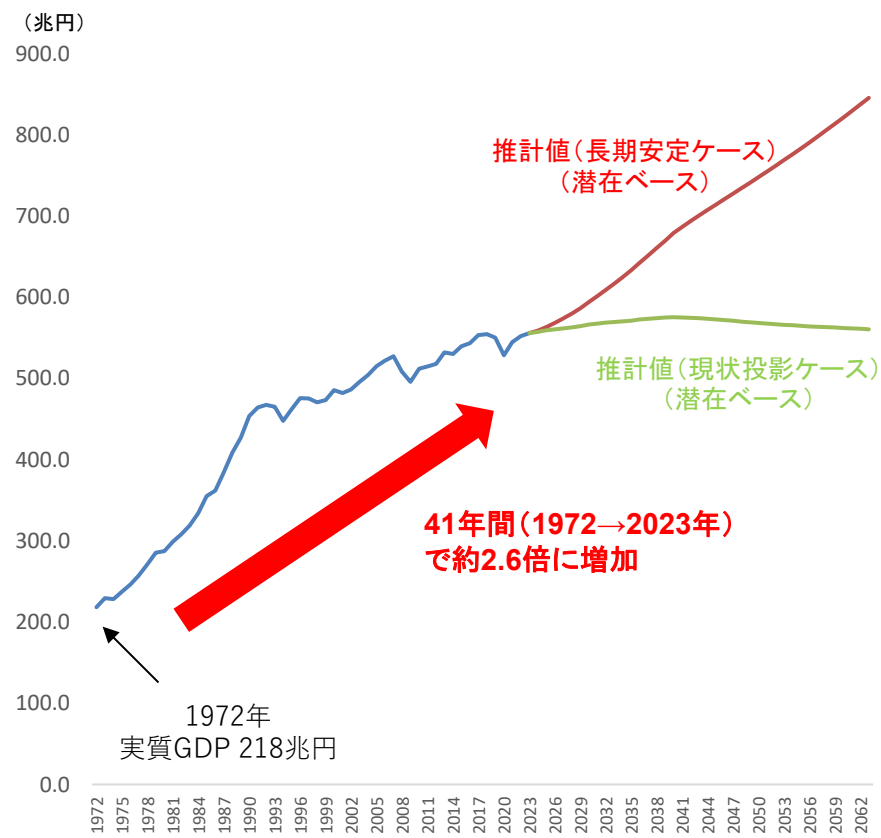
深刻な人手不足(生産年齢人口・実質GDP)

- 生産年齢人口(15-64歳人口)は1995年をピークに減少を続け、2024年には1972年とほぼ同水準まで減少。
- 実質GDPは1972年からの41年間で約2.6倍に上昇。
- 1972年並みの生産年齢人口で、約2.6倍の実質GDPを支えなければならず、人手不足の深刻化が見込まれる。

生産年齢人口の推移



実質GDPの推移



注1) 生産年齢人口は、総務省統計局『国勢調査』、『人口推計』及び国立社会保障人口問題研究所『日本の将来推計人口(令和5年推計)』による。各年10月1日現在人口。総数には「年齢不詳人口」を含み、割合は「年齢不詳人口」を案分補正した人口による。昭和46(1971)年以前は沖縄県を含まない。2023年以降は推計値(出生中位・死亡中位)。

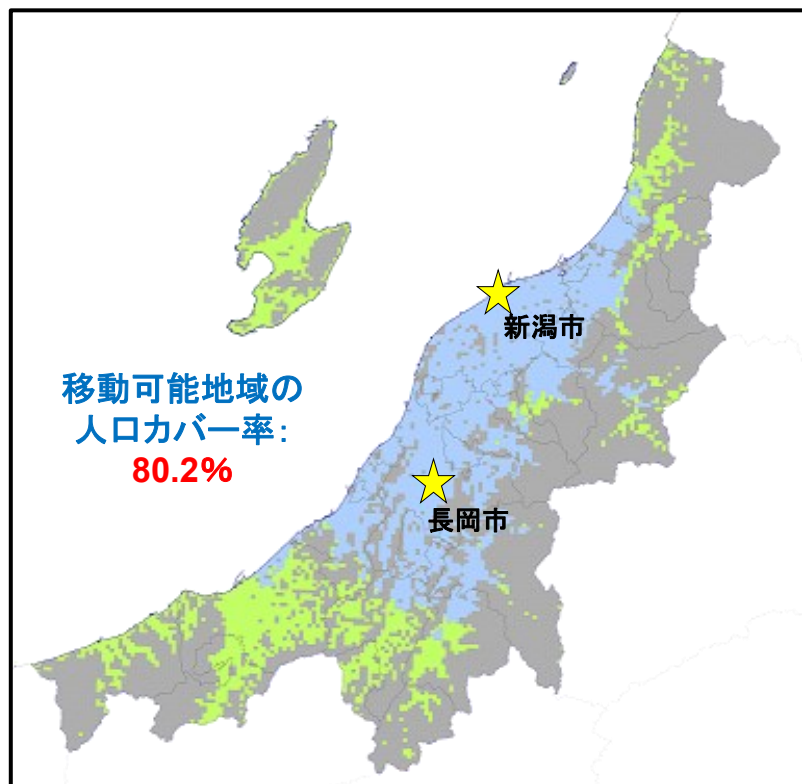
注2) 実質GDPは内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算』より。1994～2023年度は2015年基準(08SNA)、1980～1993年度は2000年基準(93SNA)、1979年度以前は1990年基準(68SNA)を用いた国交省作成資料。異なる基準の系列同士は単純には接続できない点に留意。2022年以降の推計値は、厚生労働省「第9回社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会」資料「令和6年財政検証の経済前提について(案)」における成長率による。

地域生活圏の形成により目指す国土のイメージ

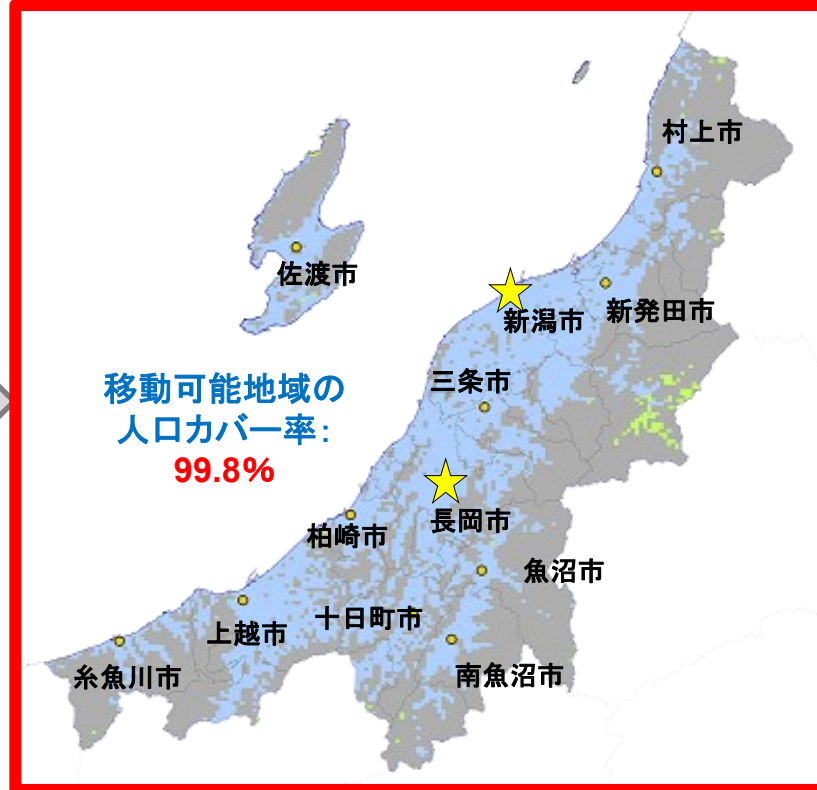
一部の大都市だけではなく、複数の核になるような中小都市が地域資源(地域固有の自然や風土・景観、文化等)をつなぎ、広域で補完し合うことで、**国土全体にわたって**人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができる社会を目指す。

- ◆ 新潟県 ・2050年に人口が**31.0%**減少
 ・65歳以上人口割合【2020年 **32.8%** → 2050年 **43.2%**】

<新潟市及び長岡市>



<地域生活圏が目指す姿>



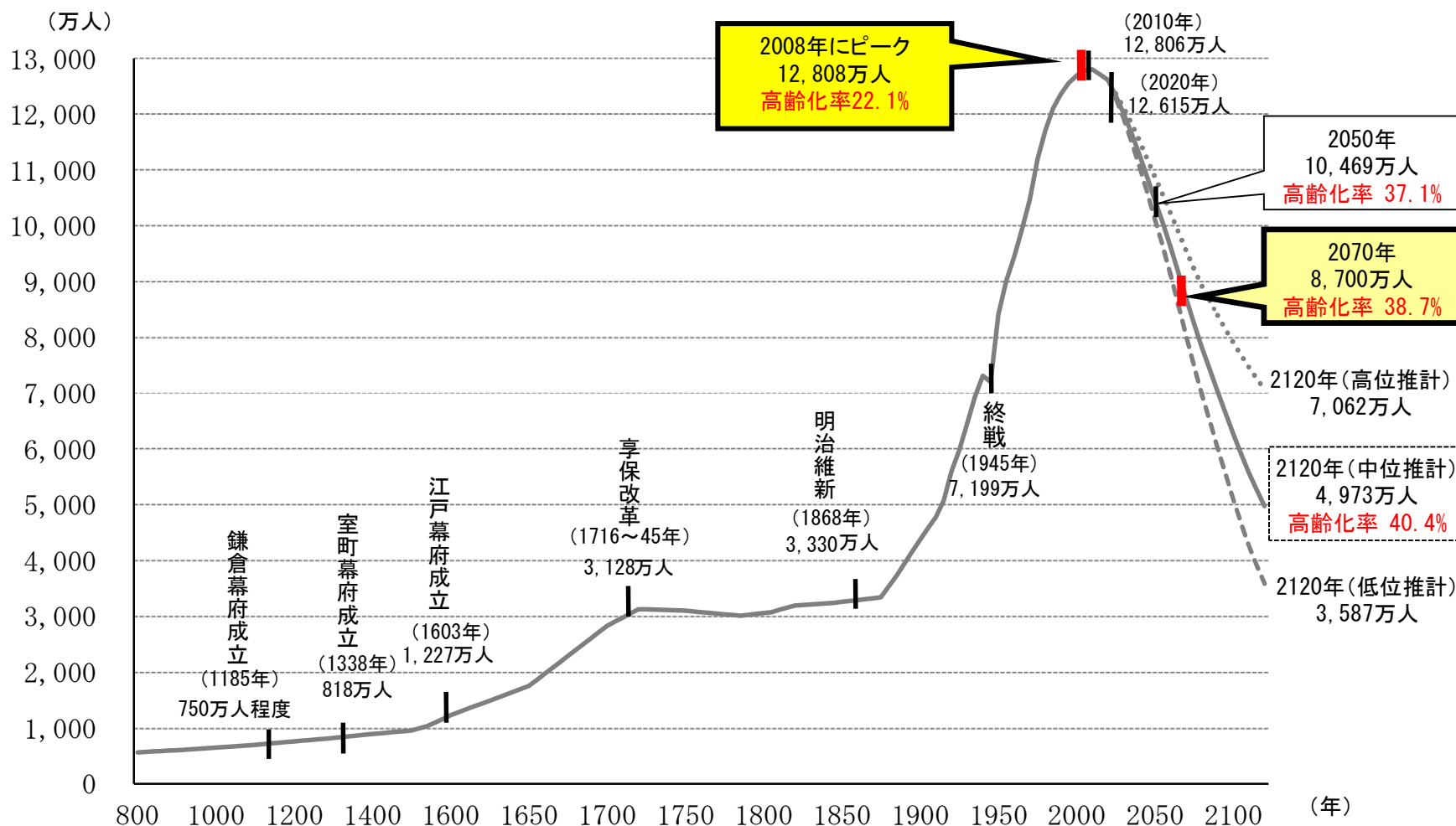
- は車で1時間以内で移動可能なエリア
- は車で1時間以上かかるエリア
- は非居住地域

(出典:「総合交通分析システム(NITAS 3.0)」(国土交通省)、「国勢調査」(総務省)、「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)を用いて国土交通省国土政策局で作成。左図は、人口20万人以上の市(新潟市及び長岡市)、右図は新潟県の各地域振興局内の人口最多の市(村上市、新発田市、新潟市、三条市、長岡市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、柏崎市、上越市、糸魚川市、佐渡市)の中心(市役所)から、道路を利用して1時間以内で移動可能な地域を図示。)

報告書 参考データ

I. 人口動態関連資料

我が国の総人口の長期的推移



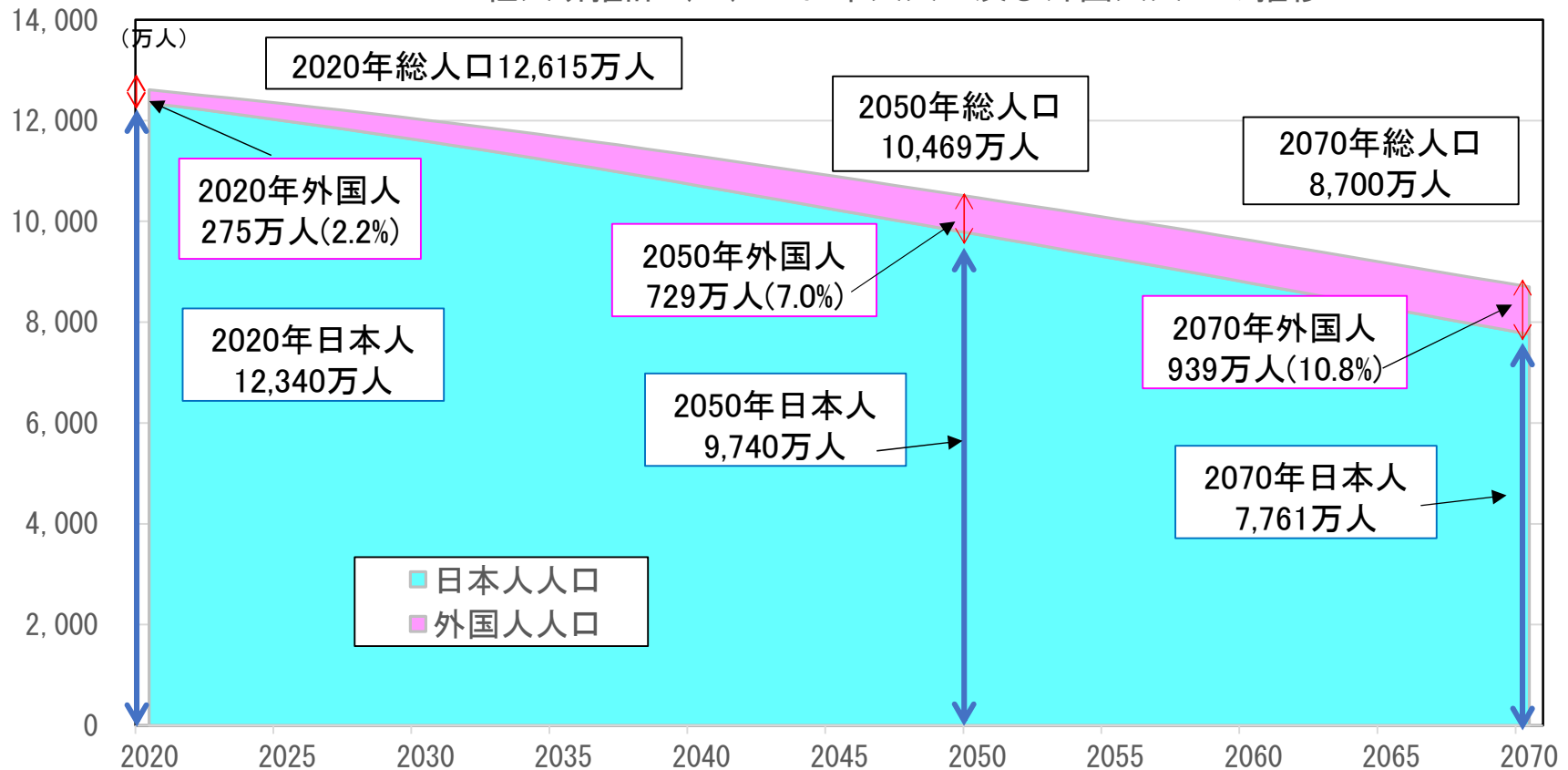
(出典) 国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)。

(注) ただし、1920年からは、総務省「国勢調査」、「人口推計年報」、「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」により追加。値は日本の総人口(外国人含む)。

総人口の将来推計(日本人・外国人別内訳)

- 総人口において、日本人は減少が加速する一方、外国人は増加。
- 日本人人口は、2048年に1億人を割り、2050年に9,740万人、2070年に7,761万人。
- 外国人人口は、2050年に729万人(総人口の7.0%)、2070年に939万人(同10.8%)。

社人研推計 (R5) 日本人人口及び外国人人口の推移

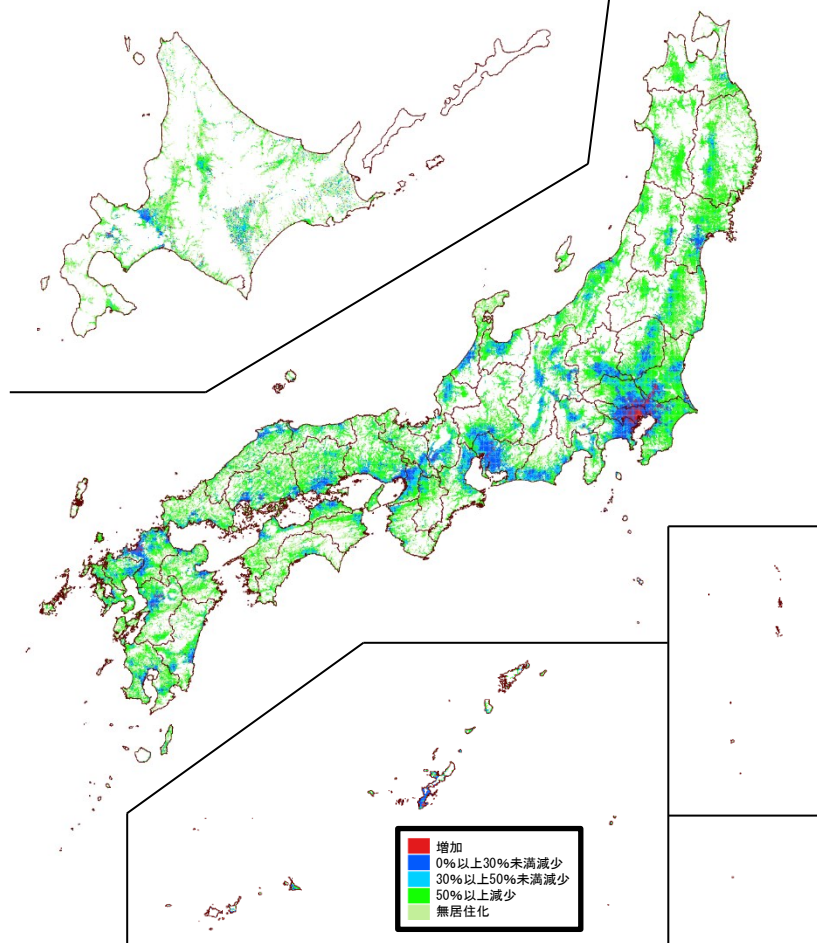


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」をもとに、国土交通省国土政策局作成。
 グラフ内のパーセンテージは総人口に占める外国人人口の割合。

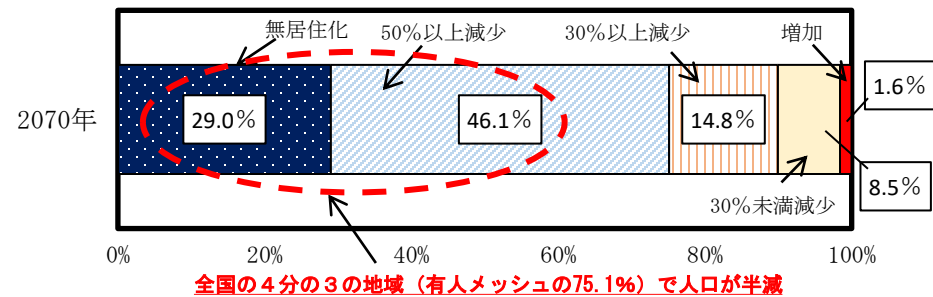
2070年の人口増減率(全国図、1kmメッシュ、2020年比)

- 2070年には全国の約4分の3(75.1%)の有人メッシュで人口が50%以上減少し、人口の増加がみられる地域は沖縄県等の一部地域を除き都市部に限られる。
- 約3割(29.0%)の有人メッシュで無居住化する。
- 人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2020年時点で5万人未満の市区町村に居住する人口は半減する。

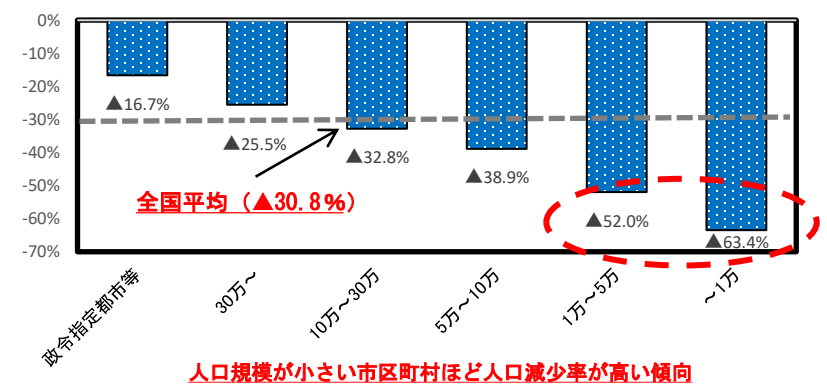
将来の人口増減状況(1kmメッシュベース、全国図)



人口増減割合別の地点数(1kmメッシュベース)



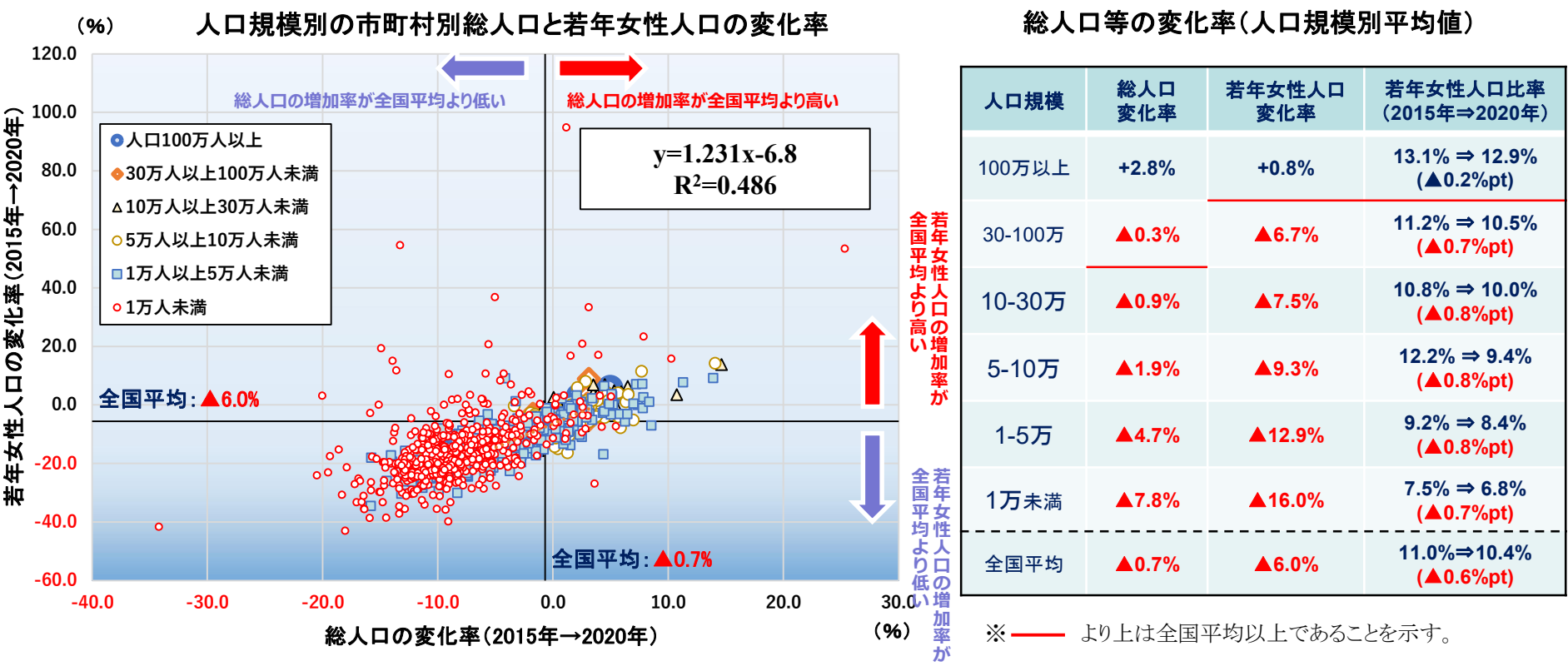
市区町村の人口規模別の人口減少率(2020→2070)



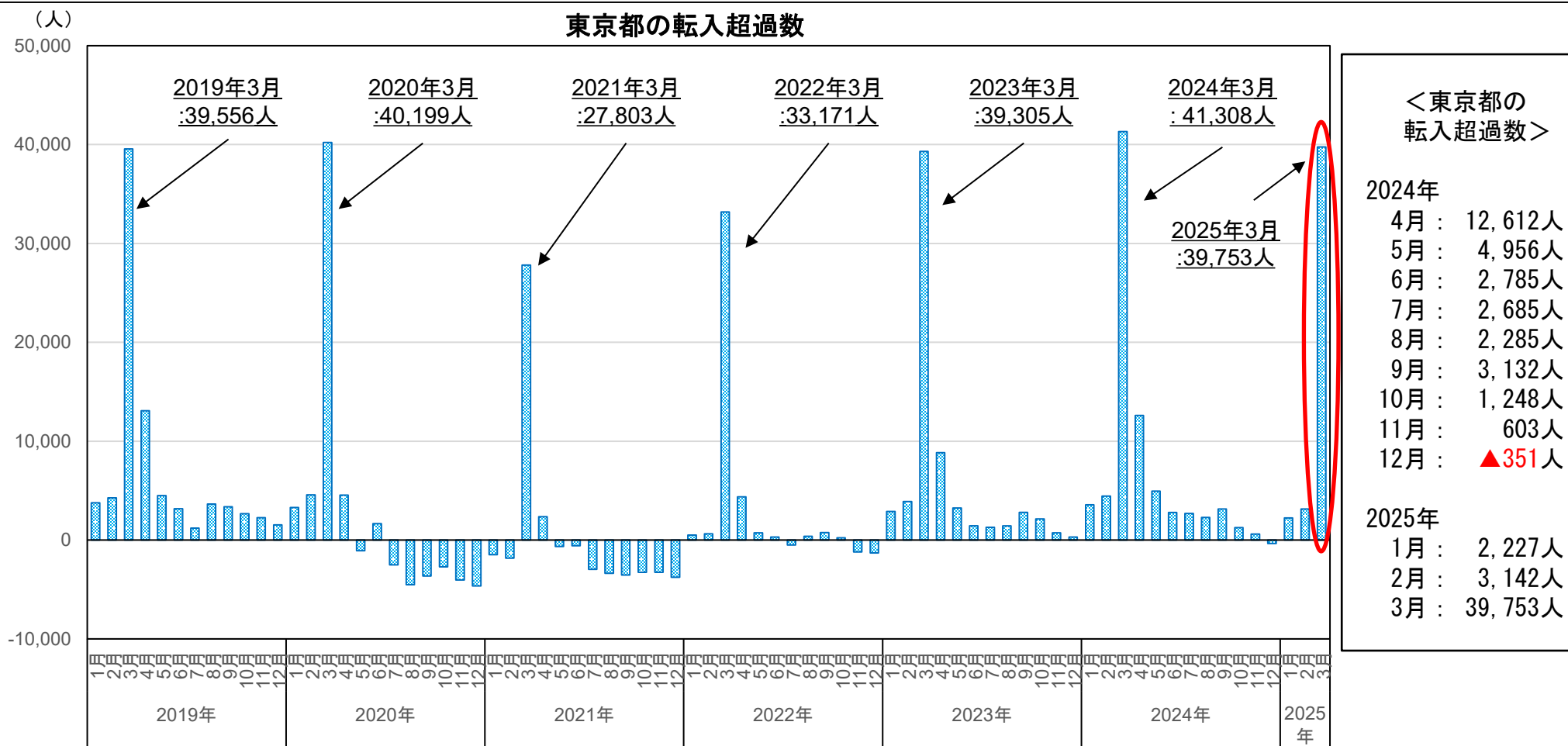
(出典)総務省「令和2年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」等をもとに国土交通省国土政策局作成。
(備考)右下図について、東京都特別区部は政令指定都市等を含み、福島県浜通り地域に所在する13市町村は人口規模別の人口減少率からは除いている。市区町村の人口規模は2020年10月1日時点人口に基づく。

19

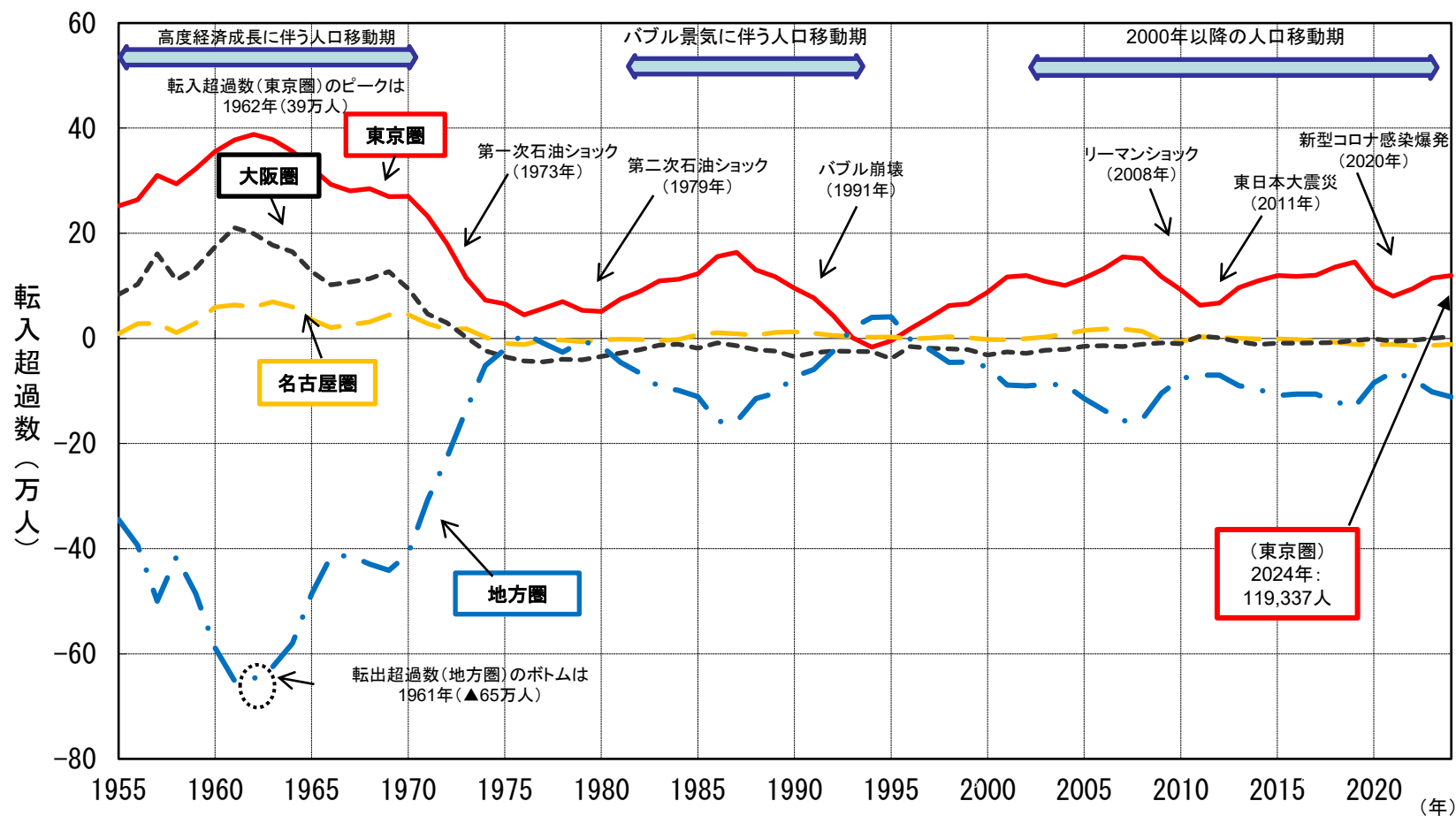
- 我が国の市町村別の総人口変化率(横軸)及び若年女性人口(20-39歳女性人口:縦軸)を散布図にすると、概ね右肩上がりの傾向。全国平均を見ると、総人口変化率は▲0.7%、若年女性人口変化率は▲6.0%。
- 若年女性人口の比率は、11.0%⇒10.4%に低下(▲0.6%pt低下)
- 各市町村の人口規模別に、変化率の平均値をとると、人口規模が小さい市町村の方が、総人口、若年女性人口ともに、変化率のマイナス幅が大きい傾向。また、若年女性人口比率も同様に、人口規模が小さい市町村の方が、マイナスの変化幅が大きい傾向。



- 2025年3月の転入超過数は39,753人で、コロナ禍前の水準(2019年同月)と比較してほぼ同程度の水準となっている。
- 東京都では、コロナ禍により2020年4月に転入超過数が大きく減少し、5月には比較可能な2013年7月以降で初めて転出超過に転じた。2022年以降転出超過傾向は和らぎ、2024年にはコロナ禍前の水準にまで戻っている。
- 2024年10月より転入超過の傾向が縮退し、同年12月には2年ぶりに転出超過となった。2025年1月は転入超過に戻ったものの前年同月を下回った。



- 東京圏への転入超過傾向は概ね継続しており、東京一極集中の構造は是正されていない。



(出典): 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局が作成。値は日本人移動者数。

(注1): 上記の地域区分は以下のとおり。

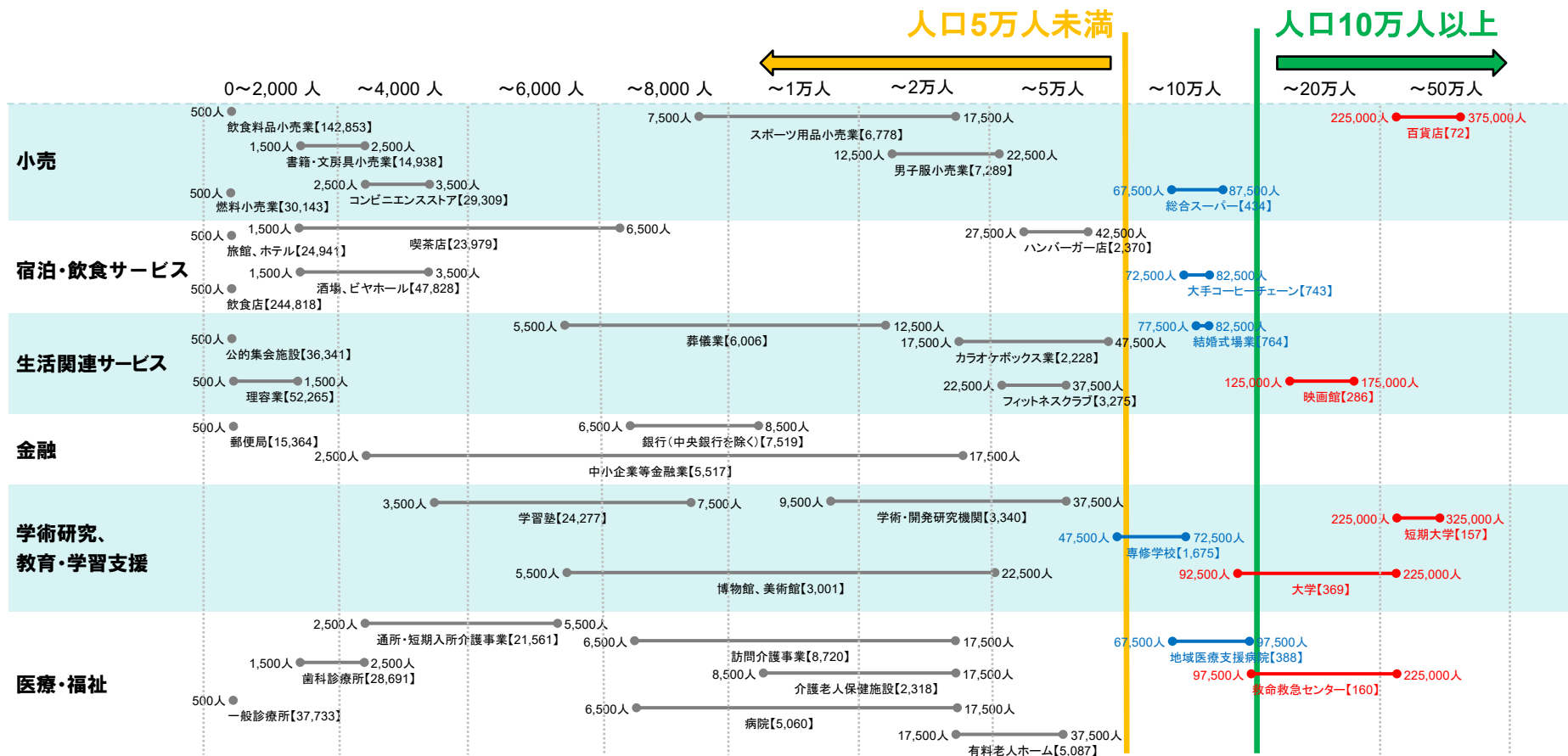
東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏: 三大都市圏以外の地域

II. 施設の立地と人口規模

対個人サービス施設の立地と人口規模

- 10万人以上の人口規模でないと(80%の確率で)立地されない施設は、百貨店、映画館、大学、救命医療センターなど。同じく、5万人以上(10万人未満)の人口規模でないと立地されない施設は、総合スーパー、大手コーヒーチェーン、結婚式場など。
- 一方で、ハンバーガー店、カラオケボックス、フィットネスクラブ、有料老人ホームなど、多くの施設は人口5万人未満の人口規模で(80%の確率で)立地される。



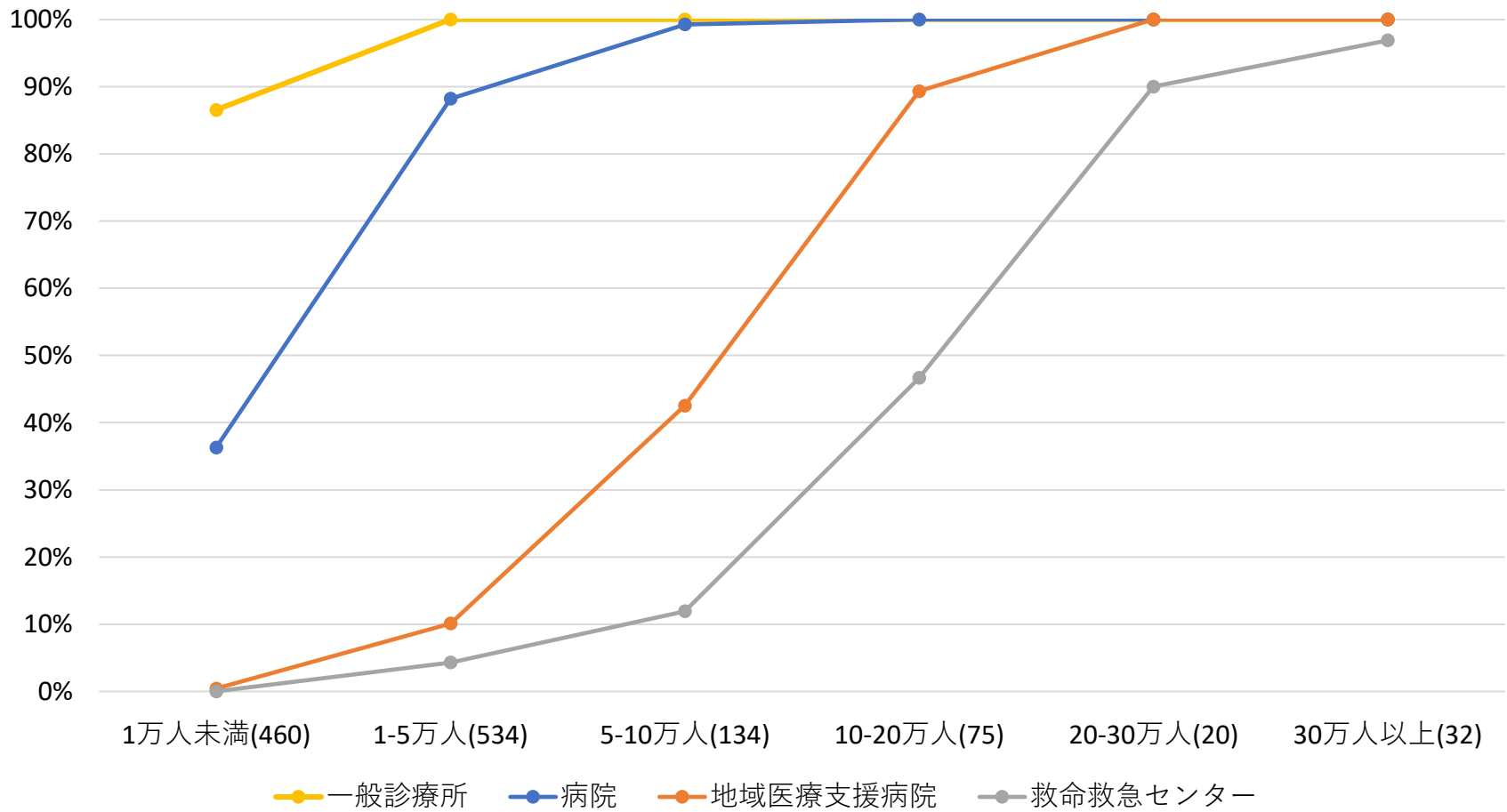
※2020年を対象とした「令和3年経済センサス - 活動調査」より、人口規模別の各施設の50%から80%の立地確率を計算したもの

※三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除く。【】内は、全国(三大都市圏を除く)の施設総数

(出典)総務省「令和3年経済センサス」、国土交通省「国土数値情報」、文部科学省「専修学校・各種学校一覧」、同「令和5年度全国大学一覧」、同「令和5年度全国短期大学一覧」、厚生労働省「地域医療支援病院に24で」、同「救命救急センター設置状況一覧、マビオン「マビオン電話帳(2024年8月30日時点)」、日本百貨店協会「百貨店店舗所在地」、スターバックスコーヒー「スターバックスコーヒー」WEBサイトをもとに、国土交通省国土政策局作成

施設の立地と人口規模【医療】

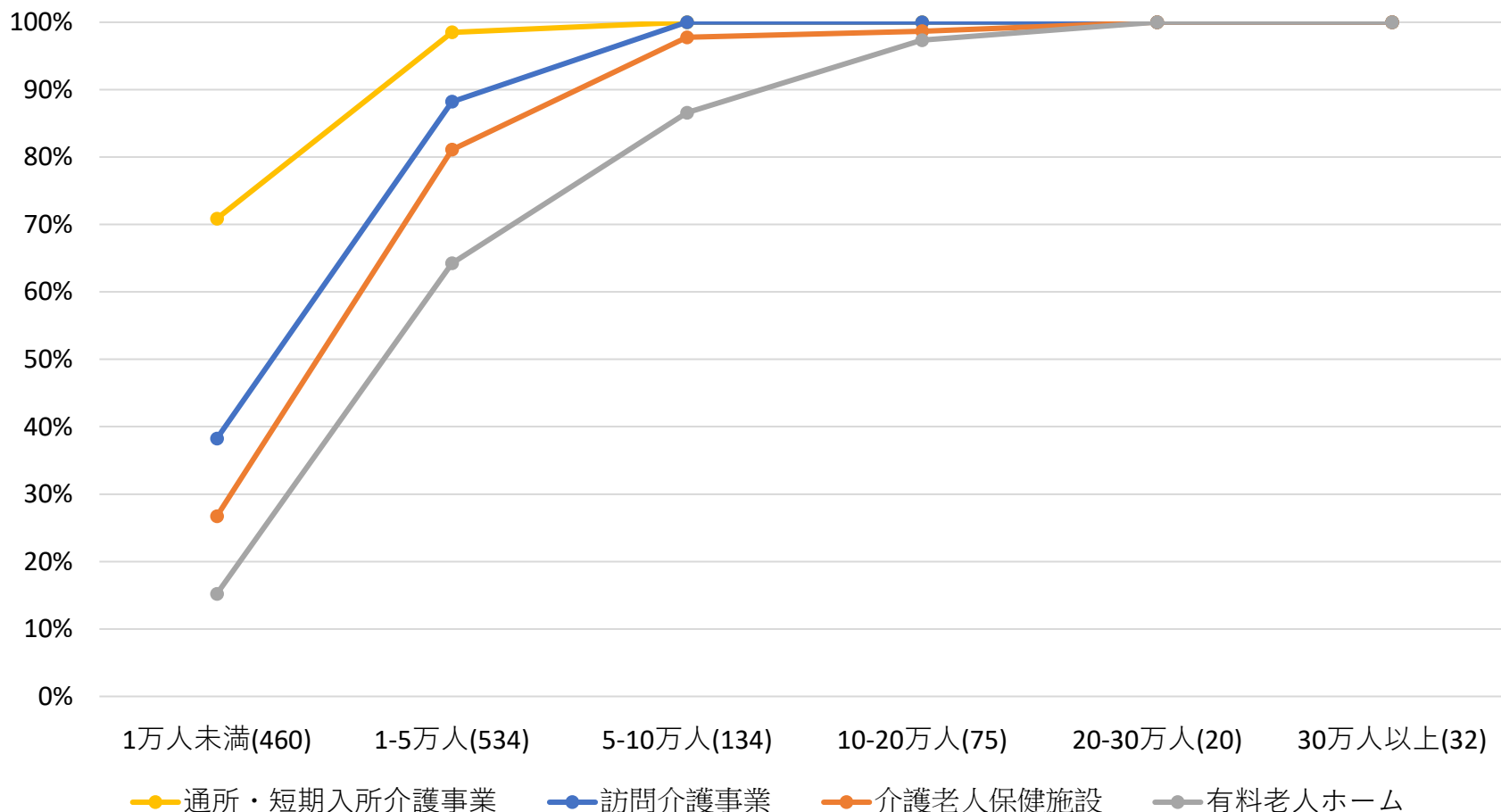
- 「一般診療所」は、人口1万人未満の市町村で8割以上、1万人以上で概ね10割立地。「病院」は、人口1万人以上の市町村で8割以上、10万人以上で概ね10割立地。
- 「地域医療支援病院」、「救命救急センター」は、人口20万人以上の市町村で概ね9割以上立地。



(注)「病院」は、患者20人以上の入院施設を有する病院。「地域医療支援病院」は、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、都道府県知事が承認したもの。「救命救急センター」は、重篤な救急患者への医療を確保することを目的に設置された地域の救急医療体制を完結する機能を有する三次救急医療機関。

施設の立地と人口規模【福祉】

- 「通所・短期入所介護事業」は、人口1万人未満の市町村で概ね7割、1万人以上で概ね10割立地。「訪問介護事業」及び「介護老人保健施設」は、人口1万人以上の市町村で概ね8割以上、5万人以上の市町村で概ね10割立地。
- 「有料老人ホーム」は、人口10万人以上の市町村で概ね10割立地。



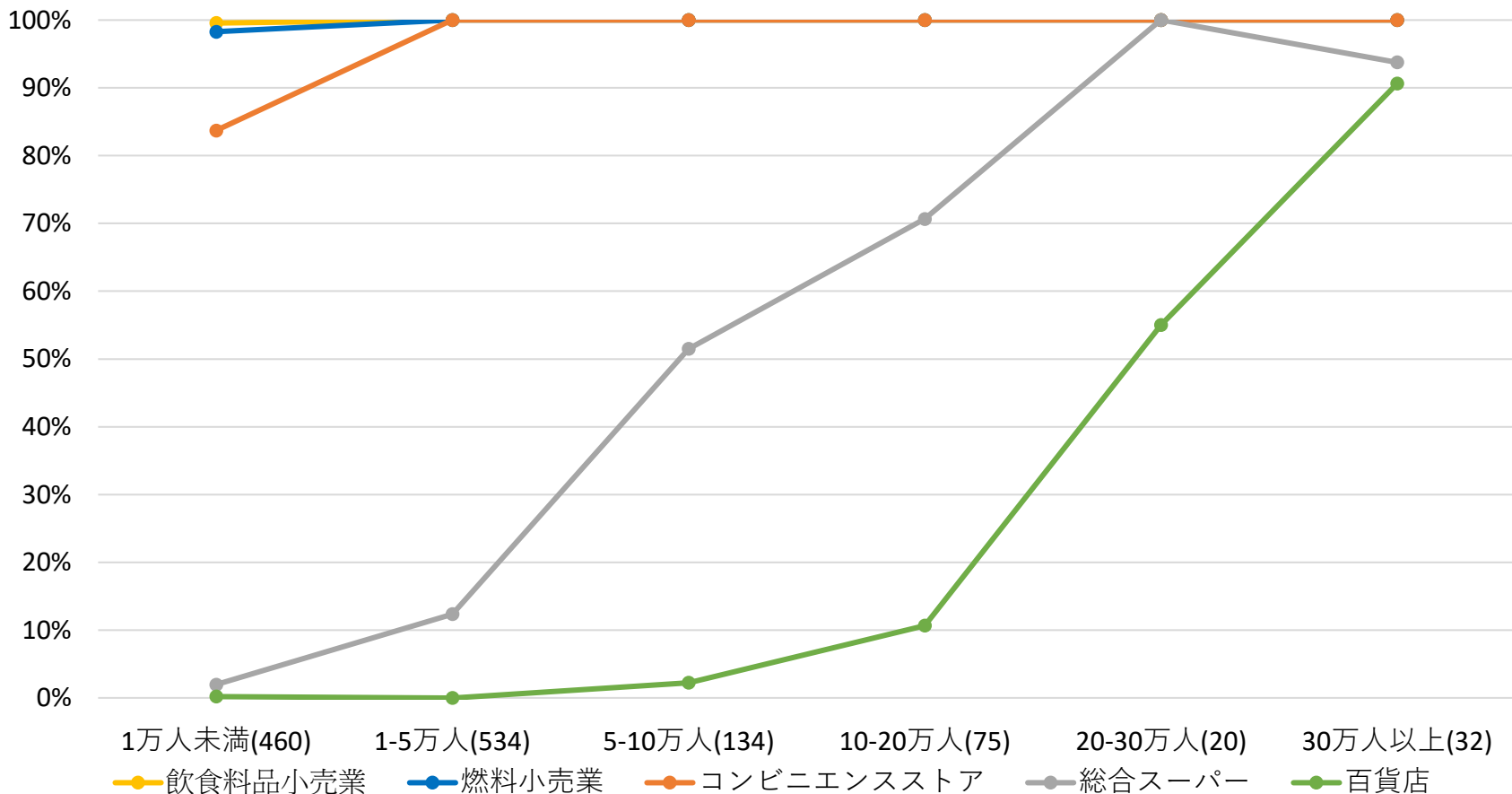
(注)「通所・短期入所介護事業」は、要介護者等を通所又は短期入所させ、介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所。「訪問介護事業」は、要介護者等の居宅において、入浴・食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う事業所。「介護老人保健施設」は、主として居宅における生活への復帰を目指す要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ケアを行う事業所。「有料老人ホーム」は、入居一時金等の料金を徴収して老人を入居させ、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する事業所。

(出典)総務省「令和3年経済センサス」をもとに、国土交通省国土政策局作成

※三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除く。

施設の立地と人口規模【商業】

- 「飲食料品小売業」及び「燃料小売業」は人口1万人未満の市町村で概ね10割立地。「コンビニエンスストア」は、人口1万人未満の市町村で8割以上、人口1万人以上で概ね10割立地。
- 「総合スーパー」は、人口10万人以上の市町村で概ね7割以上、人口20万人以上で9割以上立地。
- 「百貨店」は人口30万人以上の市町村で9割以上立地。

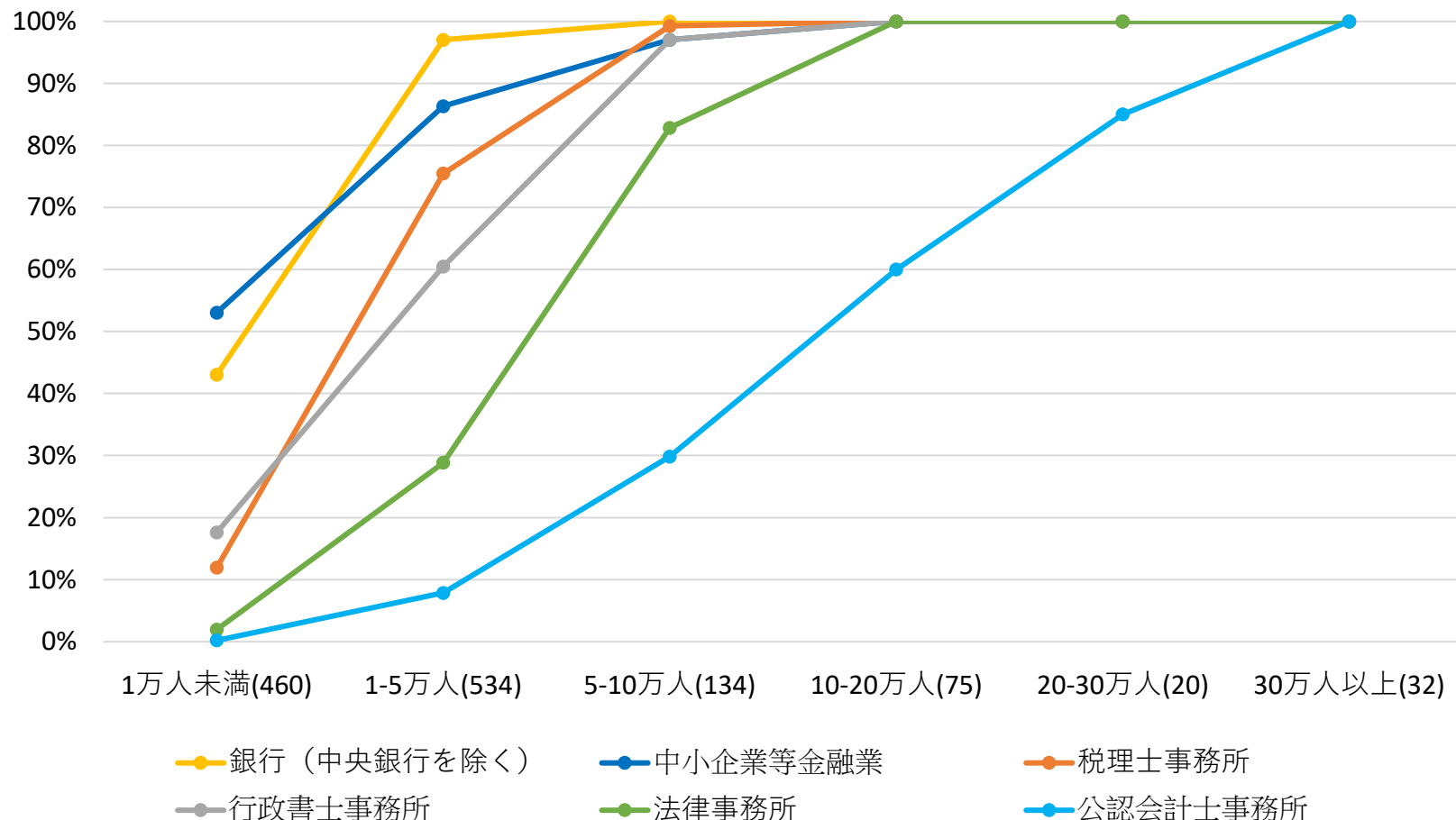


(注)「燃料小売業」は、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス(LPG)を小売する事業所、主として灯油、プロパンガス、石炭、まきなどの燃料を小売する事業所。「百貨店」は、日本百貨店協会「百貨店 店舗所在地」掲載の店舗。「総合スーパー」は、衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のものうち、「百貨店」以外。「飲食料品小売業」は主として各種食料品を一括して一事業所で小売りする事業所(「食料品スーパーマーケット」を含む)。

(出典)総務省「令和3年経済センサス」、全国のコンビニ一覧「マビオン電話帳(2024年8月30日時点)」、日本百貨店協会「百貨店店舗所在地」をもとに、国土交通省国土政策局作成
※三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を除く。

施設の立地と人口規模【ビジネス関連】

- 「銀行」は、人口5万人以上の市町村で概ね10割立地。「中小企業等金融業」や「税理士事務所」、「行政書士事務所」は、人口1万人以上の市町村で6割以上立地、人口5万人以上で9割以上、人口10万人以上で10割立地。
- 「法律事務所」は、人口5万人以上の市町村で概ね8割立地、人口10万人以上で10割立地。「公認会計士事務所」は、人口20万人以上の市町村で概ね8割以上立地。



（注）「銀行」は中央銀行を除く。「中小企業等金融業」は信用金庫及びその連合会、信用協同組合及びその連合会、商工組合中央金庫、労働金庫及びその連合会の事業所。

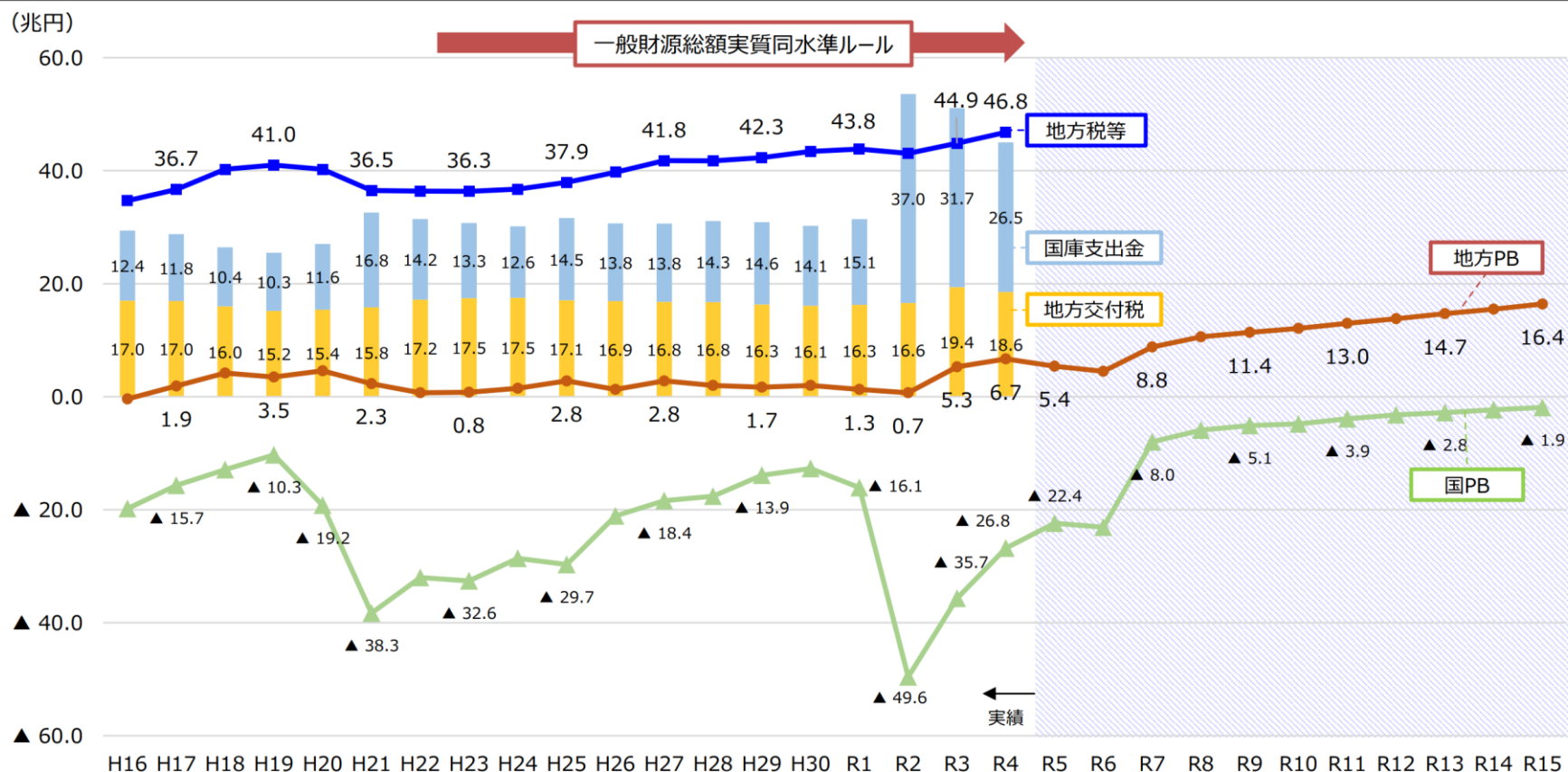
（出典）総務省「令和3年経済センサス」をもとに、国土交通省国土政策局作成

※三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）を除く。

III. 地方財政

国・地方の財政状況（フロー）

- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保してきた一方、国PBは大幅に悪化。
- 2025年度のPB黒字化目標は国・地方合わせた目標であるが、仮に中長期試算の成長移行ケースのとおりに国・地方合わせたPBが黒字化したとしても、国はPB赤字が続く見通し。

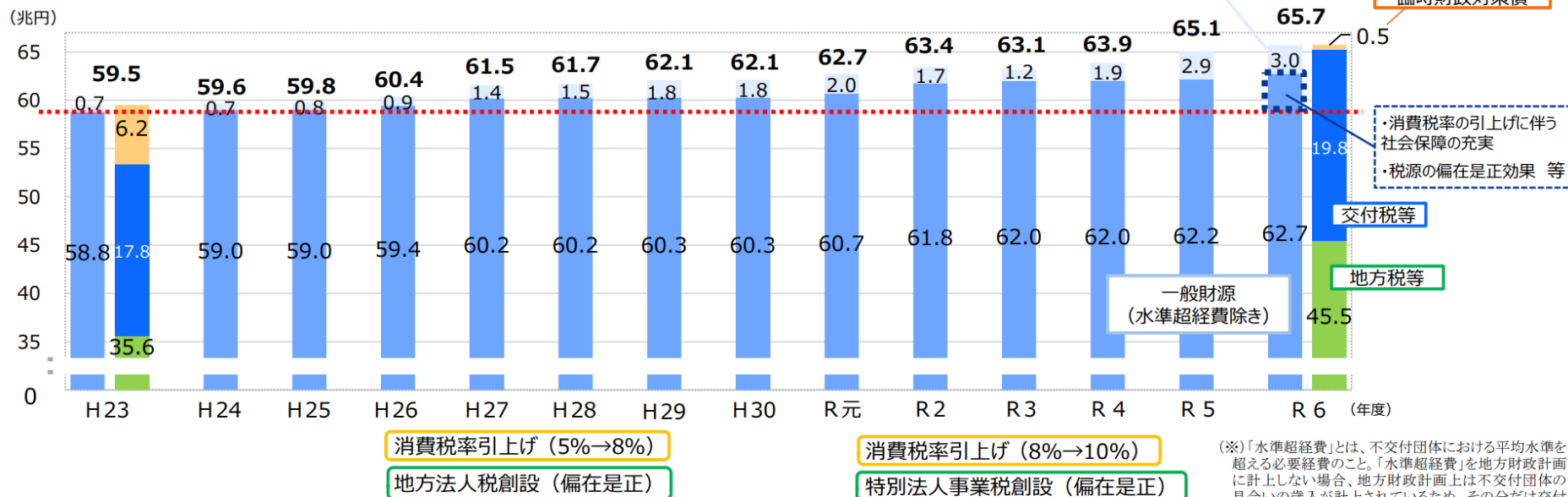


(出所) 国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年7月29日)の成長移行ケースより。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」普通会計決算の概要より。
 (注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。
 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む、交通安全対策特別交付金は含まない。

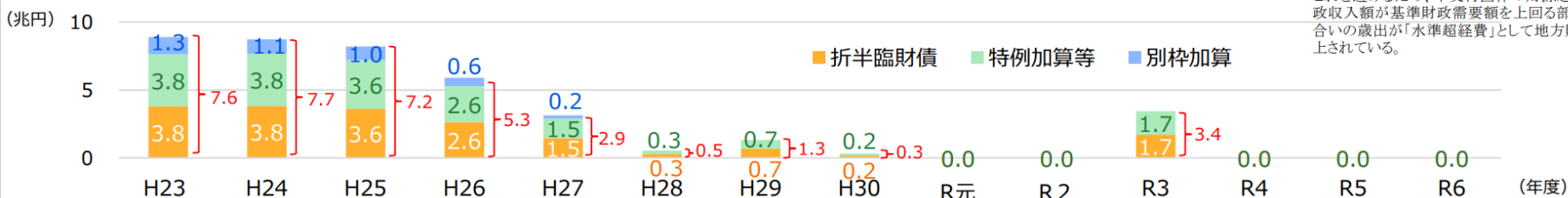
【資料：地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移】

- 「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、同水準で維持されている。
- 令和6年度においては、前年度に引き続き、折半対象財源不足が生じておらず、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした上で、既往債の借換債の発行額を圧縮。

◆ 地方一般財源総額の推移



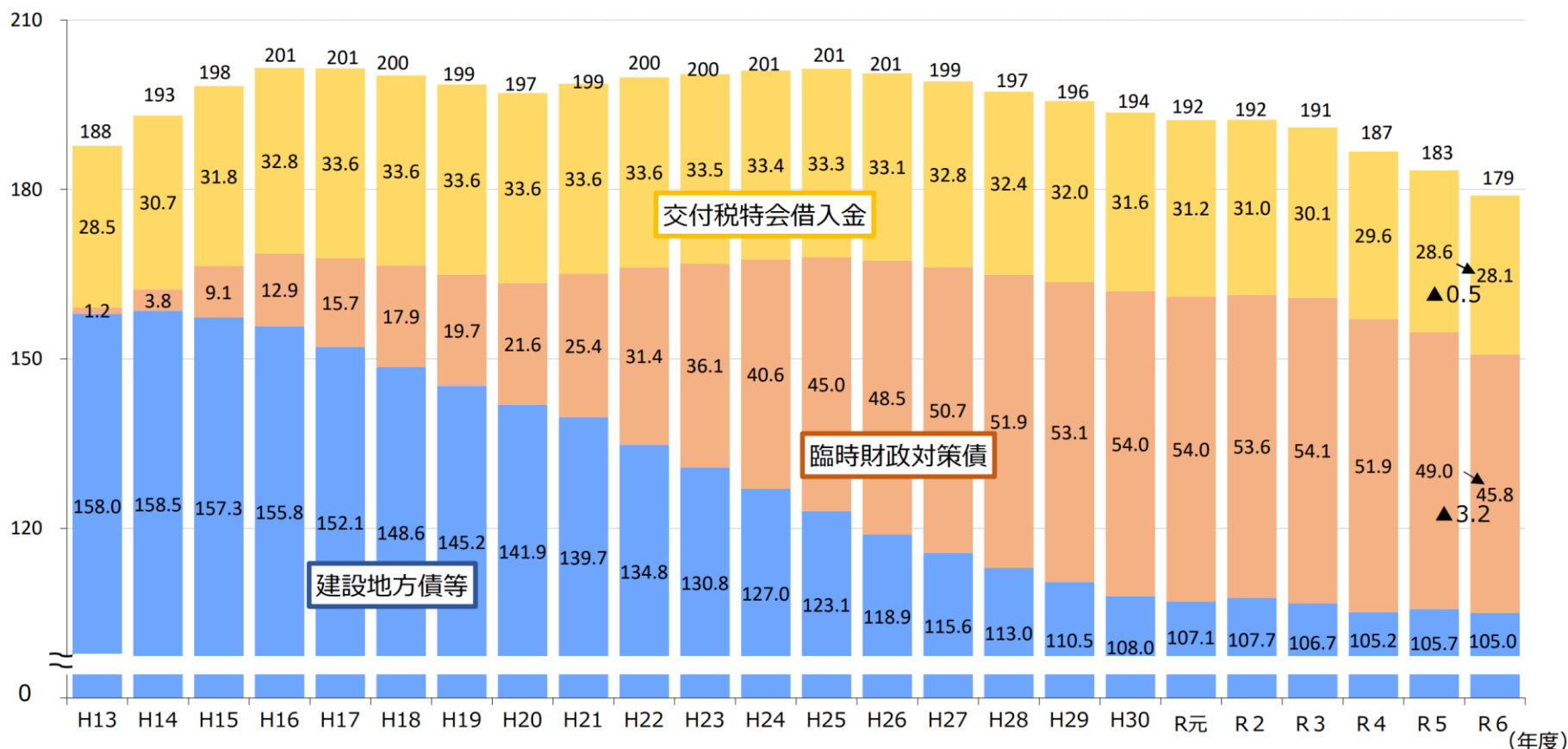
◆ 折半対象財源不足額等の推移



地方の債務残高の推移

- 建設地方債等の残高は、平成14年度にピークの159兆円を記録後、足元では105兆円まで減少。（ピーク比▲53.5兆円）
- 他方、臨時財政対策債及び交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特会）の借入金の残高については、近年は減少傾向にあるが、依然として残高が積み上がっている状況。

(兆円)



(出所)「地方財政計画」等

(注) 令和4年度までは決算ベース、令和5年度、6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

団体区分別の人口1人当たりの決算額の状況は、**第43表**のとおりである。

これを見ると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市については、行政機能が異なっており、人口1人当たりの歳出決算額にも差が生じている。その他の市町村については、規模が小さな団体ほど人口1人当たりの歳出決算額が大きくなる傾向がある。

第43表 団体区分別人口1人当たり決算額の状況

(単位 千円)

区 分	令和4年度 人口1人当たり		令和3年度 人口1人当たり		増減 人口1人当たり	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
市 町 村 合 計	549	530	560	537	△ 11	△ 7
政 令 指 定 都 市	601	591	617	607	△ 16	△ 16
中 核 市	471	456	476	459	△ 5	△ 3
施 行 時 特 例 市	428	409	428	407	—	2
中 都 市	466	447	478	455	△ 12	△ 8
小 都 市	581	554	590	561	△ 9	△ 7
町村 (人口1万人以上)	596	566	614	581	△ 18	△ 15
町村 (人口1万人未満)	1,256	1,191	1,249	1,182	7	9

(注) 1 各年度1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 市町村合計は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。第73図～第76図において同じ。

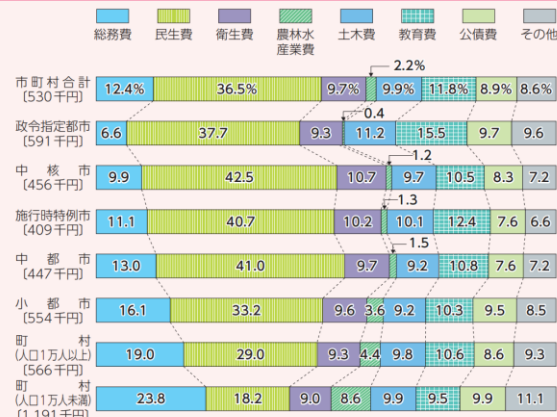
団体区分別の人口1人当たりの目的別歳出決算額の状況は、**第75図**のとおりである。

民生費の構成比については、町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村における構成比が他団体に比べ低くなっている。

教育費の構成比については、義務教育諸学校の人件費を負担していることなどから、政令指定都市における構成比が他団体に比べ高くなっている。

農林水産業費の構成比については、団体規模が小さいほどその構成比が高い傾向となっている。

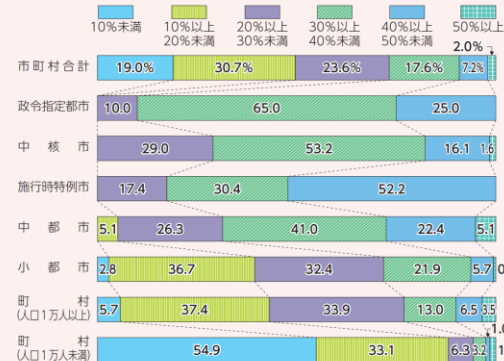
第75図 団体区分別の目的別歳出決算額の状況（人口1人当たり額及び構成比）（令和4年度）



(注) () 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。第76図において同じ。

なお、団体区分別の地方税の歳入総額に占める割合の状況は、**第74図**のとおりであり、団体規模が小さいほど地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。

第74図 団体区分別地方税の歳入総額に占める割合の状況（令和4年度）

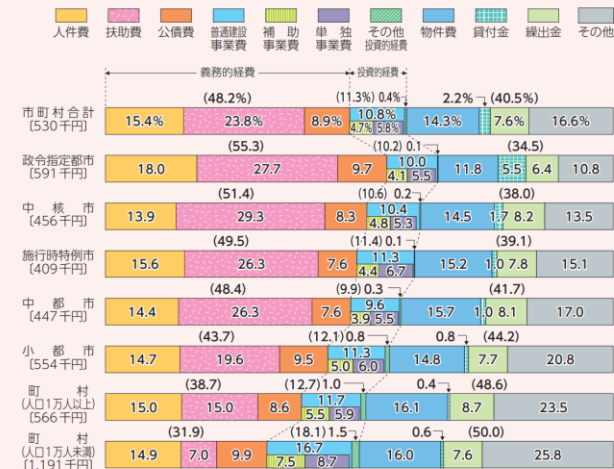


団体区分別の人口1人当たりの性質別歳出決算額の状況は、**第76図**のとおりである。

義務的経費の構成比については、団体規模が大きいほど高い傾向となっている。人件費の構成比については、義務教育諸学校の人件費を負担していることなどから、政令指定都市が他団体に比べ高くなっている。扶助費の構成比については、町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が他団体に比べ低くなっている。

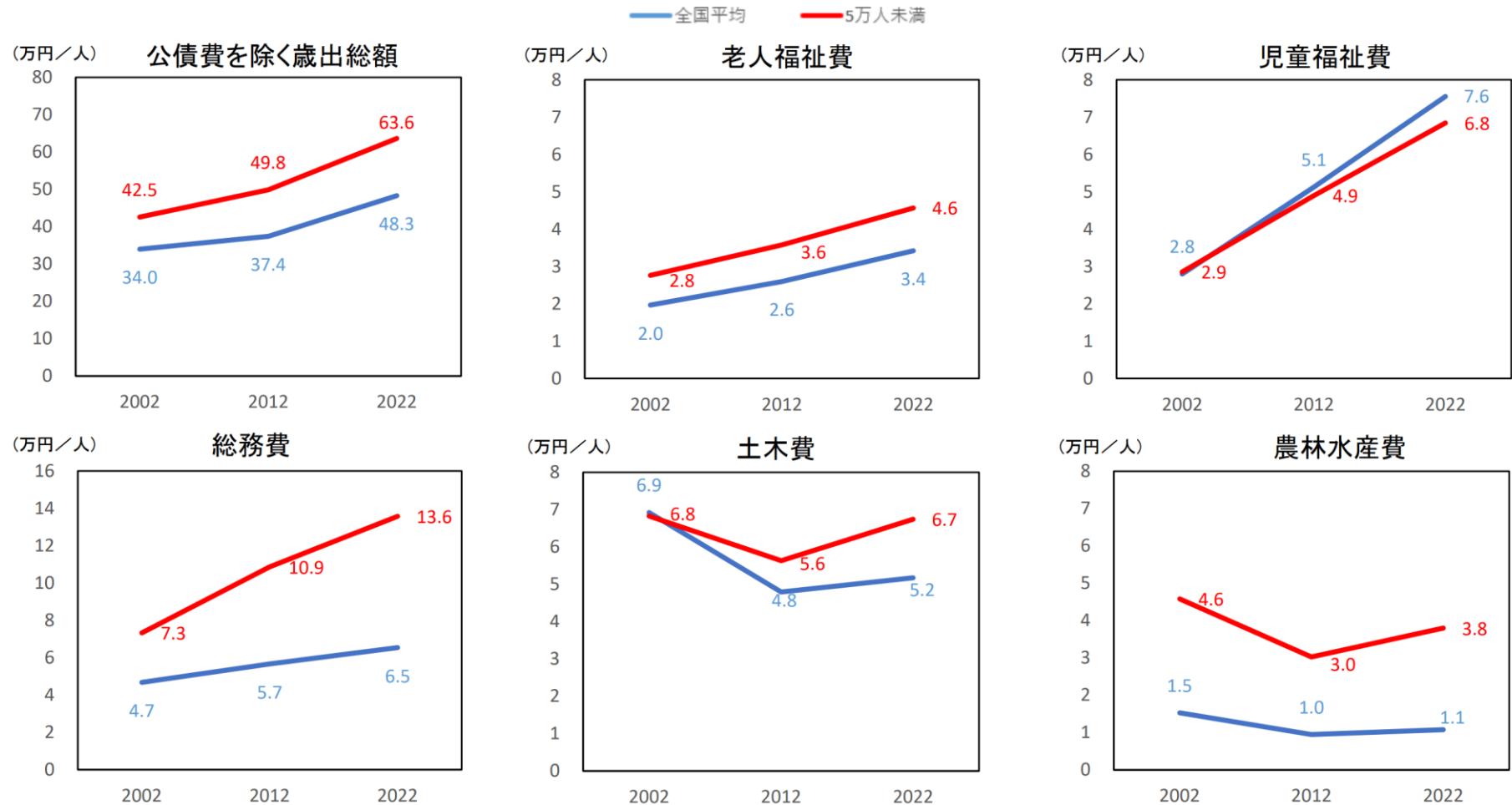
投資的経費の構成比については、団体規模が小さいほど高い傾向となっている。

第76図 団体区分別の性質別歳出決算額の状況（人口1人当たり額及び構成比）（令和4年度）



- 一般的に、小規模自治体においては、人口一人当たり歳出が大きく、人口減少に伴い、固定的な総務費等の一人当たりの歳出が拡大。今後も人口減少が継続し、収入基盤が弱体化する中で、同様の傾向が継続する可能性。
- 大規模自治体では、今後、高齢者人口が大幅に増大し、高齢者比率が高まることで、社会保障の供給制約や経費拡大が見込まれる。

＜2020年人口が5万人未満の自治体・全国平均の人口一人当たり目的別歳出(万円／人)の推移＞



(備考) 内閣府「経済・財政と暮らしの指標『見える化』」データベース、総務省「国勢調査」を基に作成。2020年人口は国勢調査を基として、各年の人口は国勢調査を内挿することによって求めている。
 福島県「浜通り地域」の13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）については、2010年時点の人口規模として分類し、13地域の人口の和を2010年の人口比率で按分して推計している。以下同様とする。市区町村の総数1741団体のうち、5万人未満は1216団体。【出典】令和6年12月3日 内閣府第15回財政諮問会議 資料

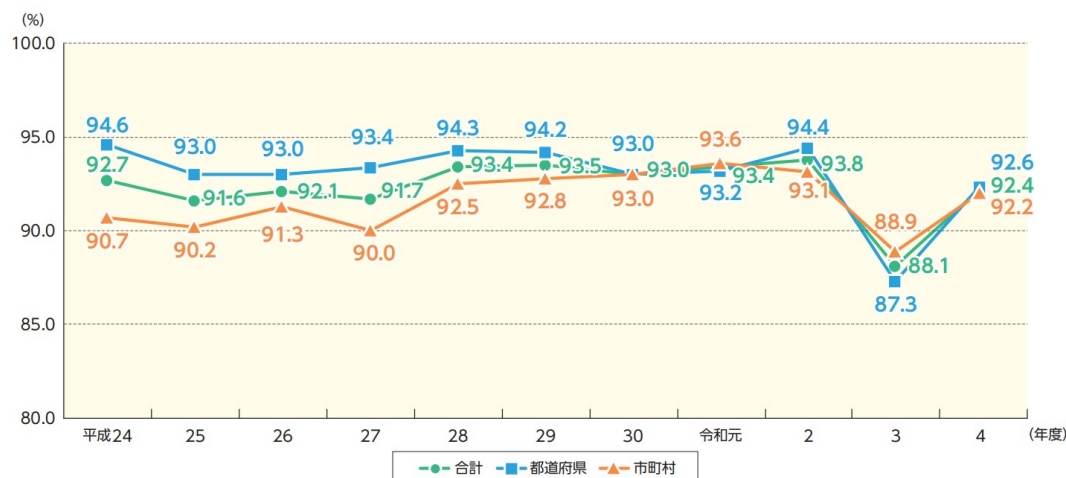
1 経常収支比率

令和4年度の経常収支比率は、前年度より4.3ポイント上昇して92.4%となり、90%を上回りました。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等(地方税+普通交付税等)} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

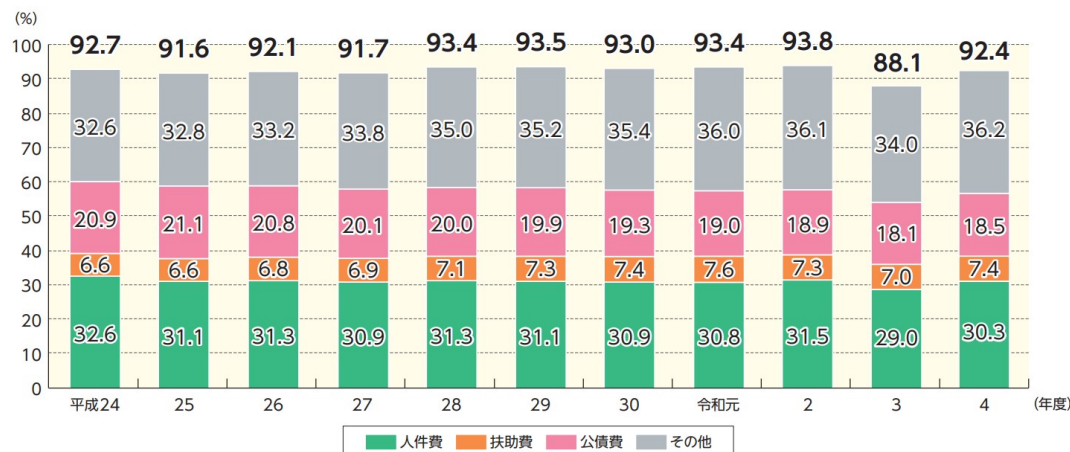
経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいいます。

経常収支比率の推移



※合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていません。

経常収支比率(合計)の内訳



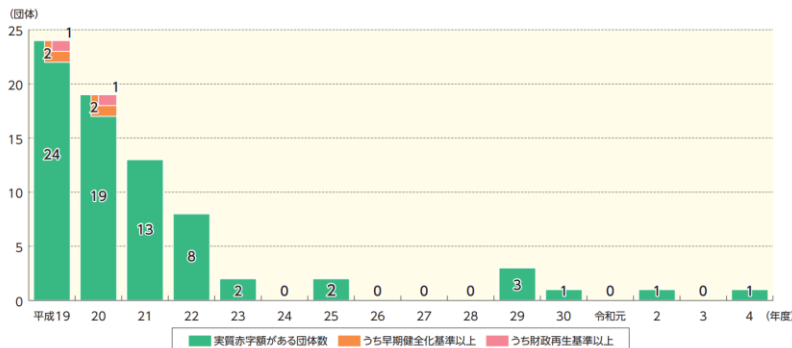
実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。

令和4年度決算において、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数は市区1団体で、当該団体は早期健全化基準未達となっています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。



実質公債費比率

実質公債費比率が18%以上である団体数の推移は、下図のとおりです。

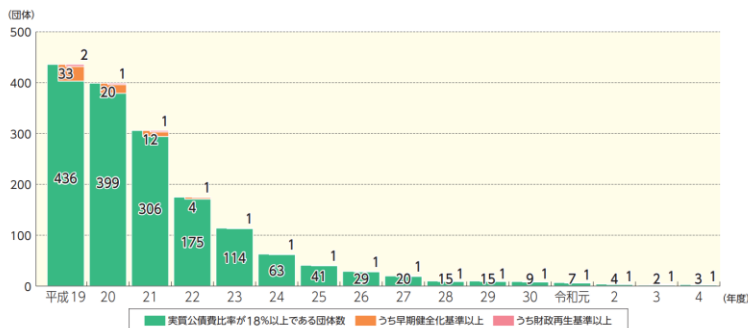
令和4年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は市区1団体で、当該団体は財政再生基準以上となっています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3年平均)

実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

※実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要です。



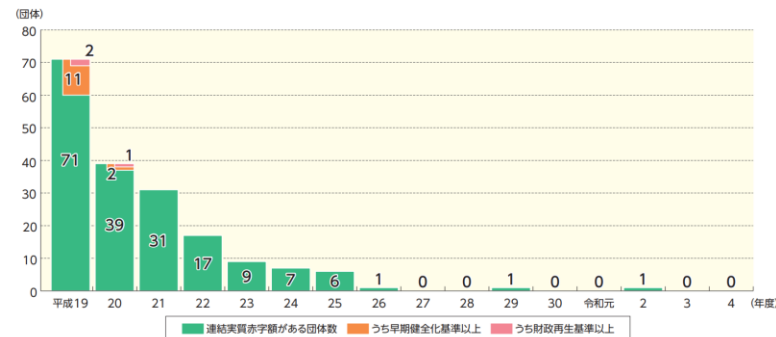
連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。

令和4年度決算において、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体はありません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。



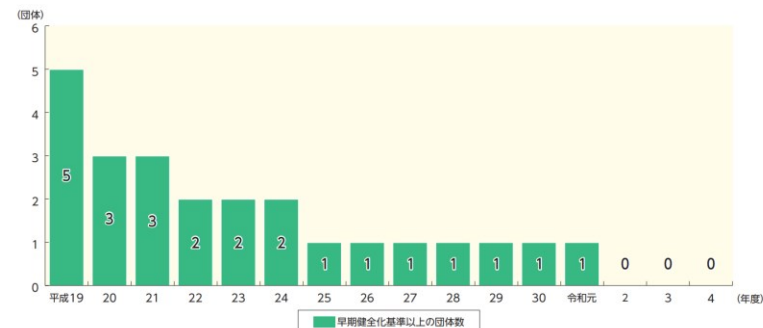
将来負担比率

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、下図のとおりです。

令和4年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

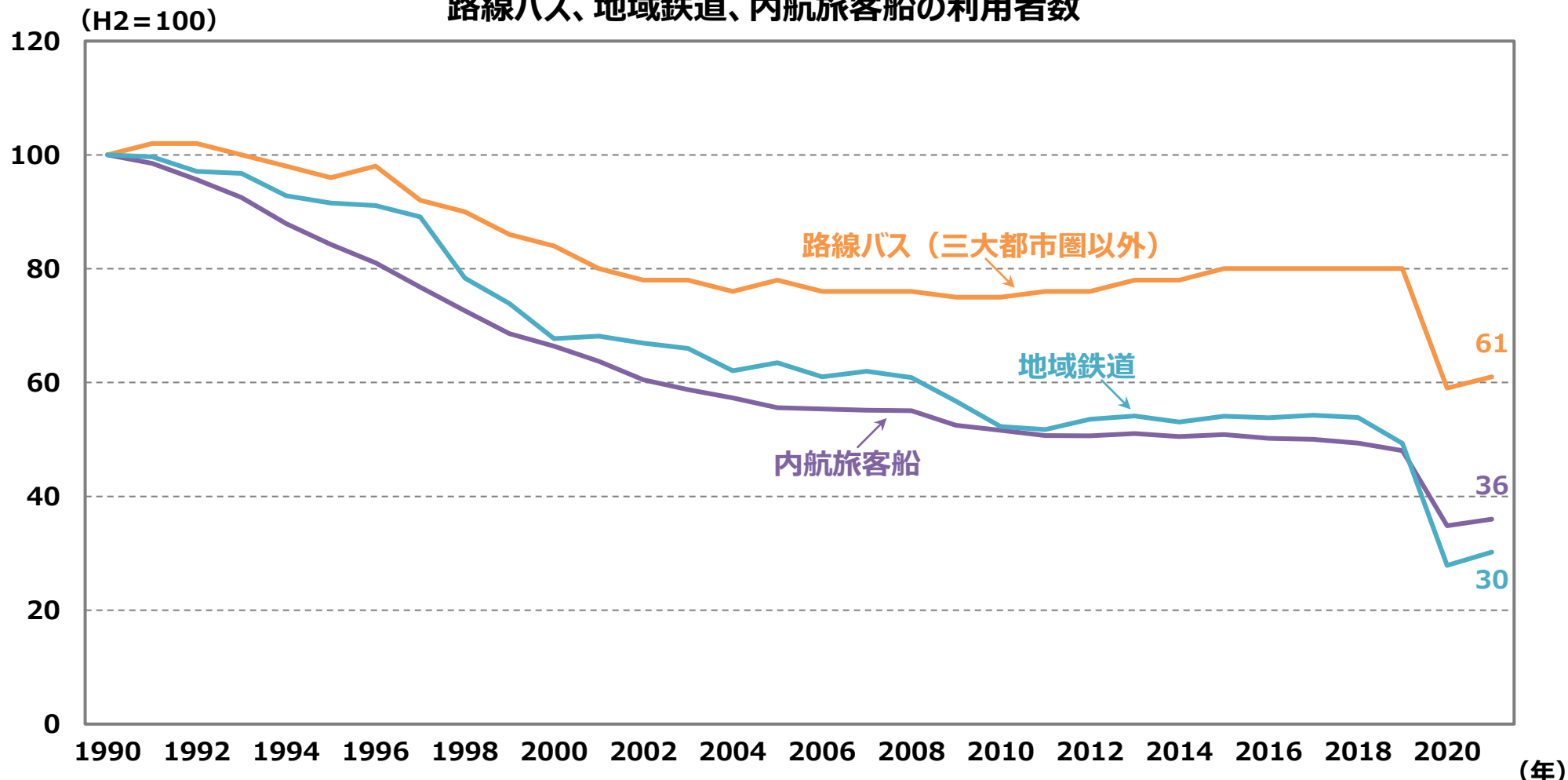
将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での規模を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。



IV. 交通

- 長期的な利用者の減少、コロナの影響による急激な落ち込みもあり、公共交通事業者の経営環境は悪化。
- コロナ後も利用者数がコロナ以前の水準までには回復していない状況。
- 路線バスや地域鉄道について、多くの事業者が赤字となっており、回復の見通しが厳しい。

路線バス、地域鉄道、内航旅客船の利用者数



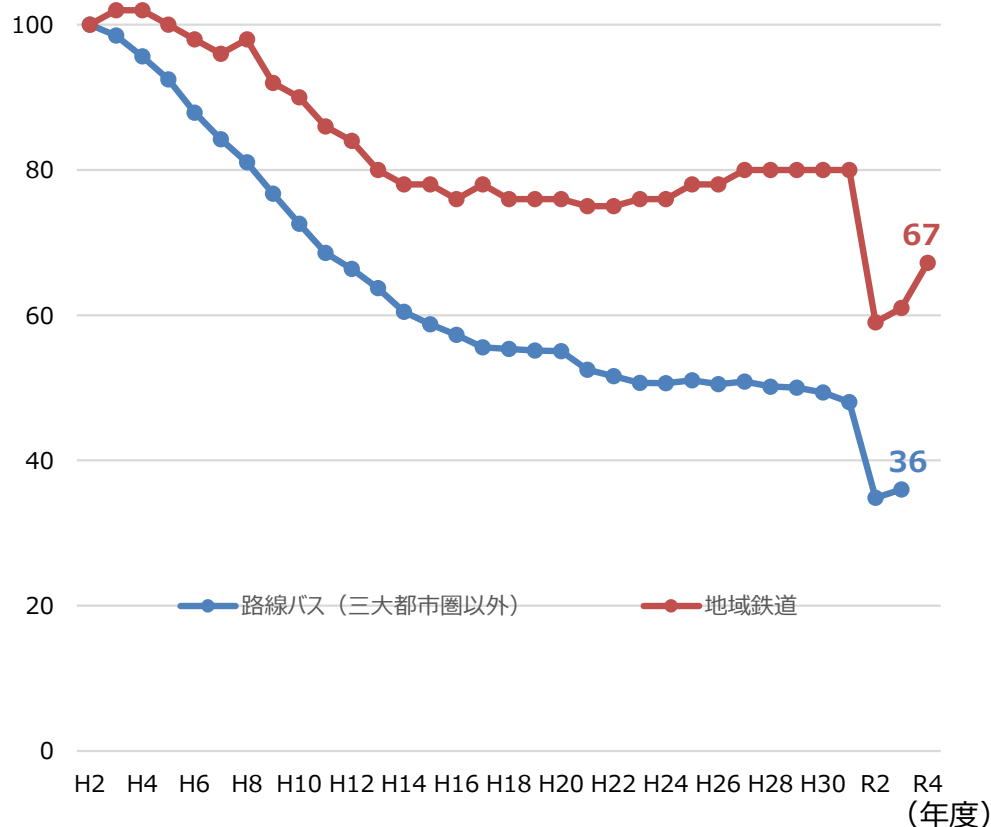
【出典】内閣官房府 新しい地方経済・生活環境創生会議 第2回（令和6年12月11日）

（備考）国土交通省提供データにより作成。国土交通省「自動車輸送統計年報」、「鉄道統計年報」、「船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令」に基づく国土交通省海事局内航課調査より作成。

- 地方部では、人口の減少等を背景に、乗合バス・地域鉄道の利用者は減少傾向。
- 乗合バス事業者の87.1%、地域鉄道事業者の89.5%が赤字事業者となっているなど厳しい経営状況にある。

乗合バスと地域鉄道の利用者数

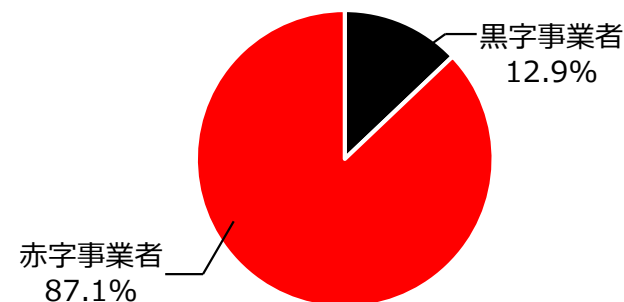
H2=100とした場合の推移



(出典)「自動車輸送統計年報」「鉄道統計年報」より国土交通省作成
※地域鉄道については、昭和63年度以降に開業した事業者を除く70社

赤字事業者の割合

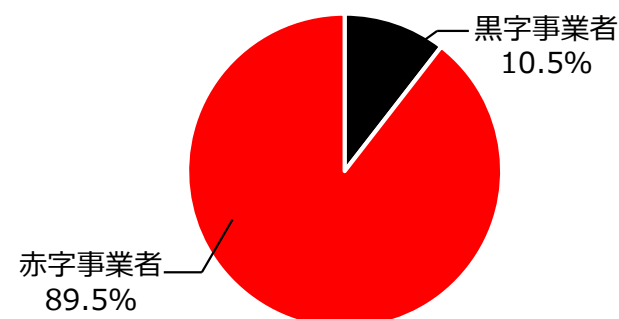
乗合バス事業者の収支状況（2022年度）



調査対象事業者：保有車両30両以上の217者

資料：国土交通省物流・自動車局作成

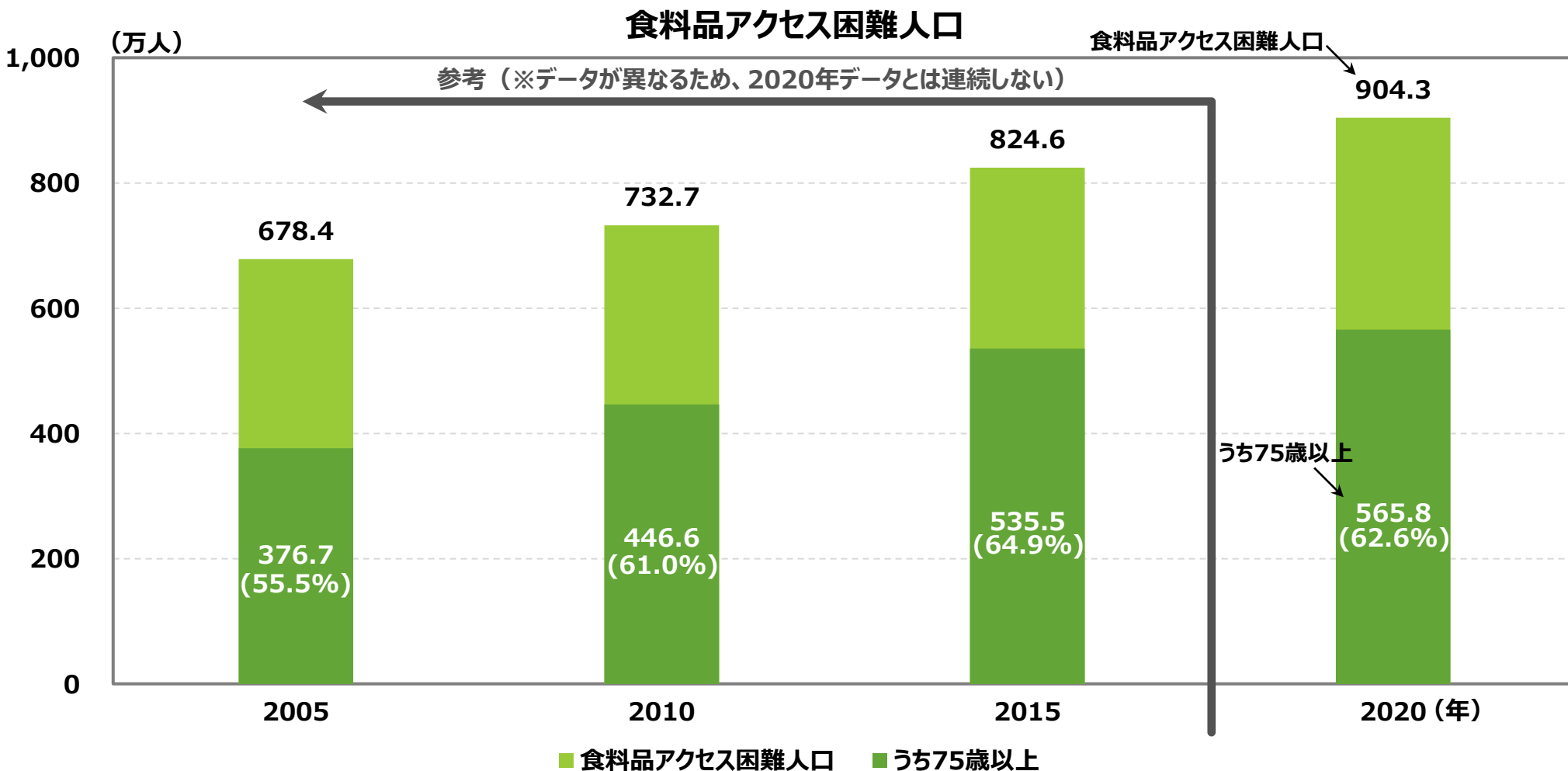
鉄軌道事業者の収支状況（2022年度）



調査対象事業者：地域鉄道95社
鉄道局調べ

V. 買い物

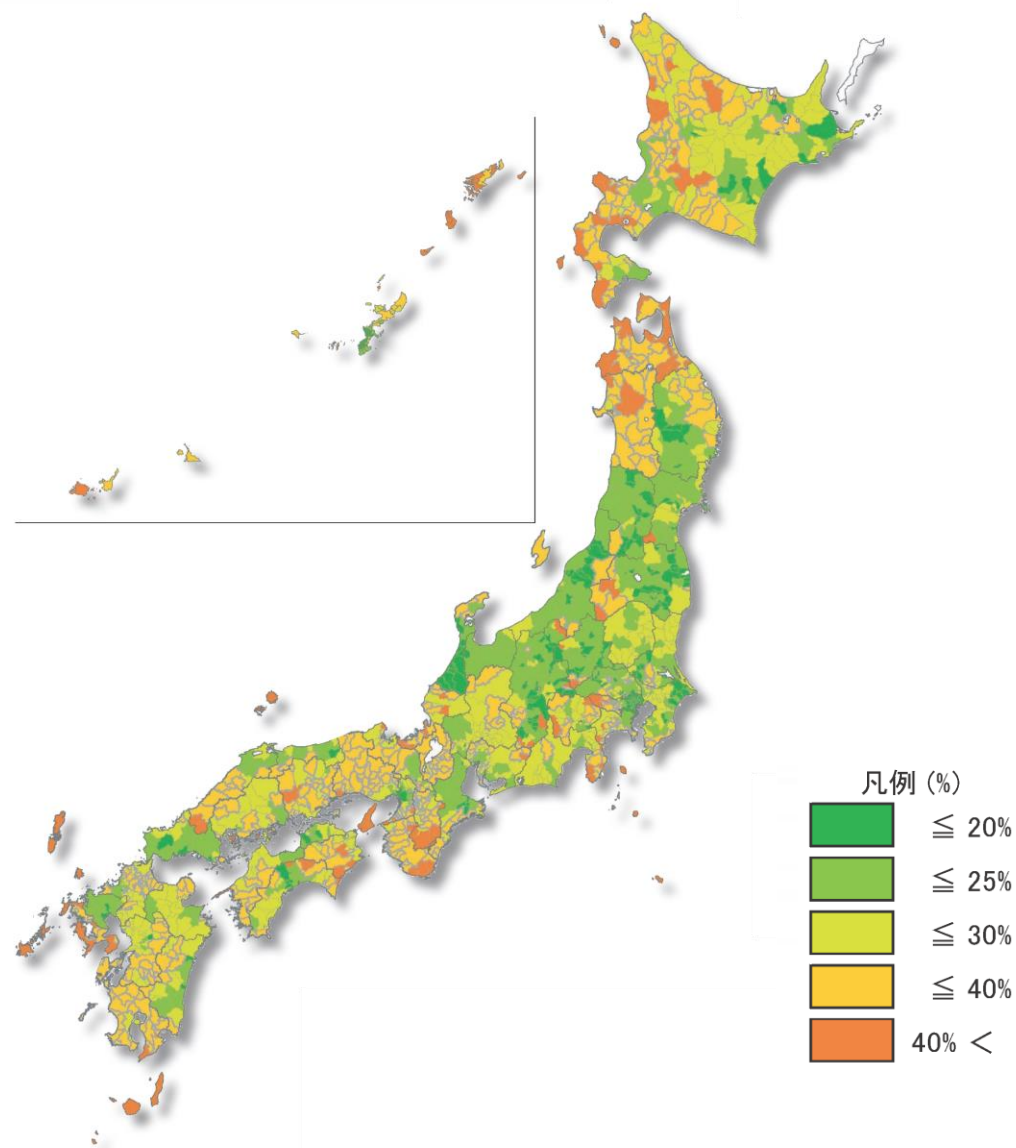
- 2020年における食料品アクセス困難人口は、全国で904万人と推計。
- このうち75歳以上では566万人、食料品アクセス困難人口のうち75歳以上の占める割合は63%。
- データが異なるため連続しないが、2015年との比較では全国で9.7%増加、このうち75歳以上では5.7%増加。



【出典】内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生会議 第2回（令和6年12月11日）

（備考）農林水産政策研究所ウェブサイトにより作成。令和2年国勢調査（2020年）地域メッシュ統計と店舗の所在地がわかる情報から、店舗まで直線距離で500m以上、かつ、65歳以上で自動車を
利用できない人を「食料品アクセス困難人口」として推計。店舗とは、生鮮食料品小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー及びコンビニエンスストア、ドラッグストア。なお、2015年以前には
ドラッグストアは含まれない。

- 食料品アクセス困難人口の割合は、主に地方部で高くなっているが、一部の都市部でも高くなっている。



○ 人口減少に伴う変化のうち、日常生活への影響が大きいものとして、「日常的な買い物をする店舗などが遠くなること」の回答割合が最も高い。

アンケート調査において、次の選択肢から、「一般的に、ふだんの生活への影響が大きいと思うもの」「あなたが今住んでいる市町村で起こった場合、違う地域への転居を検討する理由になるもの」をそれぞれ最大3つ選択。

1. 日常的な買い物をする店舗などが遠くなること
2. 市役所や出張所などの行政機関が遠くなること
3. バスや鉄道などの公共交通機関の本数が減ったり、路線が廃止されたりすること
4. ガソリンスタンドなど自家用車を使うための施設や設備が遠くなること
5. 大きな病院が遠くなること
6. 日常的にかかる診療所が遠くなること
7. 介護施設や保育所などの福祉施設が遠くなること
8. 学校（小中学校・高校）が遠くなること
9. レジャー施設など娯楽のための施設が遠くなること
10. その他
11. 特に影響はないと思う／転居の理由になるものはない

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
日常生活への影響が大きいもの	総数 (n=3,000)	日常的な買い物ができる店舗などが遠くなること 57.6%	公共交通機関の本数減少や路線廃止 46.1%	特に影響はないと思う 22.1%	日常的にかかる診療所が遠くなる 21.3%	大きな病院が遠くなる 20.3%
	居住市町村が「18～64歳減少・65歳以上増加」地域である者 (n=2,554)	日常的な買い物ができる店舗などが遠くなる 57.3%	公共交通機関の本数減少や路線廃止 46.2%	特に影響はないと思う 22.4%	日常的にかかる診療所が遠くなる 21.7%	大きな病院が遠くなる 19.7%
	居住市町村が「18～64歳減少・65歳以上減少」地域である者 (n=331)	日常的な買い物ができる店舗などが遠くなる 62.2%	公共交通機関の本数減少や路線廃止 46.5%	大きな病院が遠くなる 27.5%	行政機関が遠くなる 19.0%	特に影響はないと思う 18.7%
	総数 (n=3,000)	日常的な買い物ができる店舗などが遠くなる 46.5%	転居の理由になるものはない 36.7%	公共交通機関の本数減少や路線廃止 34.0%	日常的にかかる診療所が遠くなる 20.6%	大きな病院が遠くなる 13.7%
	居住市町村が「18～64歳減少・65歳以上増加」地域である者 (n=2,554)	日常的な買い物ができる店舗などが遠くなる 47.5%	転居の理由になるものはない 36.2%	公共交通機関の本数減少や路線廃止 35.2%	日常的にかかる診療所が遠くなる 20.8%	大きな病院が遠くなる 13.9%
	居住市町村が「18～64歳減少・65歳以上減少」地域である者 (n=331)	転居の理由になるものはない 42.0%	日常的な買い物ができる店舗などが遠くなる 38.7%	公共交通機関の本数減少や路線廃止 23.3%	日常的にかかる診療所が遠くなる 19.0%	大きな病院が遠くなる 14.2%

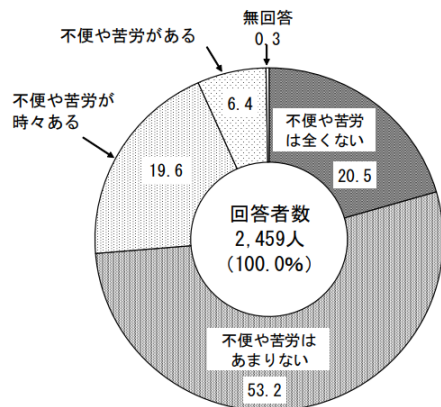
資料：厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室委託「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査」。調査の概要は図表1-5-4の（注）を参照。

(5) 買い物における不便や苦労があるか（統計表16ページ参照）

普段の食料品の買い物で不便や苦労があるかについて、「不便や苦労はあまりない」と回答した割合は53.2%と最も高く、次いで「不便や苦労は全くない」（20.5%）、「不便や苦労が時々ある」（19.6%）、「不便や苦労がある」（6.4%）の順であった。

食事を準備する者の年齢別に見ると、20～29歳と75歳以上の年齢階層で、「不便や苦労がある」が、それぞれ14.0%、11.9%と他の年齢階層に比べて高かった。

図6 買い物における不便や苦労があるか



1 普段の食料品の買い物について（続き）

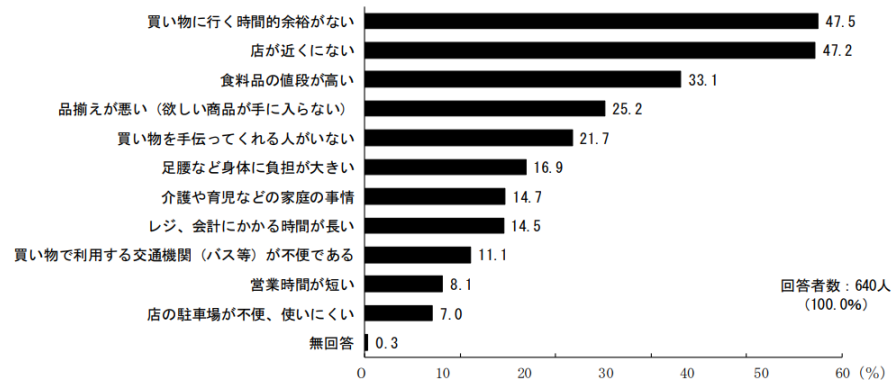
(3) 買い物における不便や苦労があるか

区 分	回答者数	不便や苦労がある	不便や苦労が時々ある	不便や苦労はあまりない	不便や苦労は全くない	無回答
計	人 2,459	% 6.4	% 19.6	% 53.2	% 20.5	% 0.3
(世帯人数別)						
1人暮らし	110	12.7	22.7	37.3	26.4	0.9
2人	781	6.1	17.2	55.7	20.7	0.3
3人	603	5.5	22.1	52.2	19.7	0.5
4人	419	8.8	19.6	51.6	20.0	-
5人	243	6.2	17.3	55.6	21.0	-
6人以上	296	3.4	22.3	55.1	19.3	-
無回答	7	-	14.3	28.6	42.9	14.3
(食事を準備する者の年齢別)						
20～29歳	100	14.0	23.0	45.0	18.0	-
30～39歳	248	5.2	26.2	47.2	21.4	-
40～49歳	348	7.2	24.7	47.4	20.7	-
50～59歳	511	5.7	20.4	53.4	20.5	-
60～64歳	359	7.8	17.8	54.3	19.8	0.3
65～69歳	405	4.4	15.6	61.7	17.8	0.5
70～74歳	295	3.1	16.3	53.9	26.1	0.7
75歳以上	176	11.9	15.9	52.8	18.8	0.6
無回答	17	11.8	58.8	23.5	-	5.9
(食事を準備する者の性別)						
男性	450	6.7	16.9	50.9	25.3	0.2
女性	1,992	6.4	20.4	53.6	19.4	0.3
無回答	17	-	5.9	64.7	23.5	5.9

(6) 買い物でどのような不便や苦労があるか（複数回答）（統計表17ページ参照）

食料品の買い物で「不便や苦労がある」又は「不便や苦労が時々ある」と回答した者に、どのような不便や苦労があるかについて質問したところ、「買い物に行く時間的余裕がない」と回答した割合が47.5%と最も高く、次いで「店が近くにない」（47.2%）、「食料品の値段が高い」（33.1%）であった。

図 7 買い物でどのような不便や苦労があるか（複数回答）



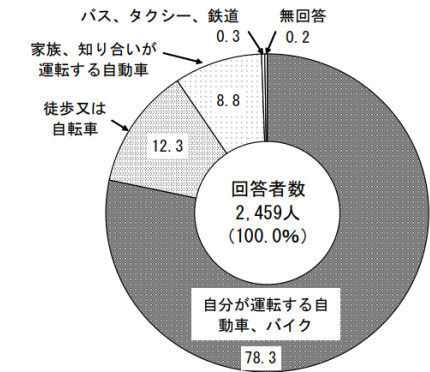
(4) 買い物でどのような不便や苦労があるか（複数回答） (3)で「不便や苦労がある」又は「不便や苦労が時々ある」と回答した者のみ回答									
区 分	回答者数	買い物を手 伝ってくれる 人がいない	買い物に行く 時間的余裕が ない	介護や育児な どの家庭の事 情	足腰など身体 に負担が大き い	食料品の値段 が高い	品揃えが悪い （欲しい商品 が手に入らな い）	営業時間が短 い	レジ、会計に かかる時間が 長い
計	人 640	% 21.7	% 47.5	% 14.7	% 16.9	% 33.1	% 25.2	% 8.1	% 14.5
(世帯人数)									
1人暮らし	39	41.0	41.0	5.1	17.9	41.0	20.5	15.4	5.1
2人	182	18.1	38.5	6.0	22.5	34.6	24.2	4.4	18.1
3人	166	16.9	44.0	19.9	20.5	31.3	22.3	7.2	9.0
4人	119	28.6	52.9	21.0	11.8	34.5	26.1	9.2	18.5
5人	57	21.1	64.9	14.0	7.0	28.1	21.1	7.0	17.5
6人以上	76	21.1	59.2	19.7	10.5	30.3	36.8	14.5	14.5
無回答	1	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-
(食事の準備をする者の年齢別)									
20～29歳	37	24.3	43.2	35.1	10.8	48.6	24.3	10.8	10.8
30～39歳	78	24.4	38.5	35.9	7.7	32.1	24.4	7.7	17.9
40～49歳	111	18.9	57.7	17.1	11.7	33.3	32.4	13.5	13.5
50～59歳	133	24.8	46.6	9.0	13.5	36.1	28.6	12.8	15.0
60～64歳	92	15.2	54.3	9.8	10.9	29.3	25.0	6.5	14.1
65～69歳	81	19.8	45.7	11.1	19.8	32.1	17.3	1.2	13.6
70～74歳	57	24.6	42.1	7.0	26.3	31.6	22.8	3.5	14.0
75歳以上	49	24.5	40.8	-	53.1	26.5	18.4	2.0	16.3
無回答	2	50.0	100.0	-	-	-	-	-	-
(食事の準備をする者の性別)									
男性	106	19.8	48.1	12.3	14.2	28.3	30.2	9.4	12.3
女性	533	22.1	47.3	15.2	17.4	34.1	24.2	7.9	15.0
無回答	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-
区 分	店が近くにない	店の駐車場が不便、使いにくい	買い物で利用する交通機関（バス等）が不便である	無回答					
計	% 47.2	% 7.0	% 11.1	% 0.3					
(世帯人数)									
1人暮らし	43.6	5.1	7.7	-					
2人	50.5	9.3	18.7	-					
3人	40.4	7.2	10.8	0.6					
4人	46.2	8.4	14.3	-					
5人	56.1	5.3	5.3	-					
6人以上	51.3	3.9	6.6	1.3					
無回答	-	-	-	-					
(食事の準備をする者の年齢別)									
20～29歳	29.7	10.8	5.4	-					
30～39歳	23.1	3.8	5.1	1.3					
40～49歳	40.5	5.4	9.9	-					
50～59歳	49.6	9.8	12.8	-					
60～64歳	63.0	4.3	13.0	-					
65～69歳	56.8	8.6	11.1	1.2					
70～74歳	49.1	7.0	19.3	-					
75歳以上	55.1	6.1	28.6	-					
無回答	50.0	-	-	-					
(食事の準備をする者の性別)									
男性	44.3	8.5	12.3	0.9					
女性	47.7	7.1	12.6	0.2					
無回答	100.0	-	-	-					

45

(4) 最もよく利用するお店までの交通手段（統計表15ページ参照）

食料品の買い物で最もよく利用するお店までの交通手段について、「自分が運転する自動車、バイク」と回答した割合が78.3%と最も高く、次いで「徒歩又は自転車」（12.3%）、「家族、知り合いが運転する自動車」（8.8%）、「バス、タクシー、鉄道」（0.3%）の順であった。

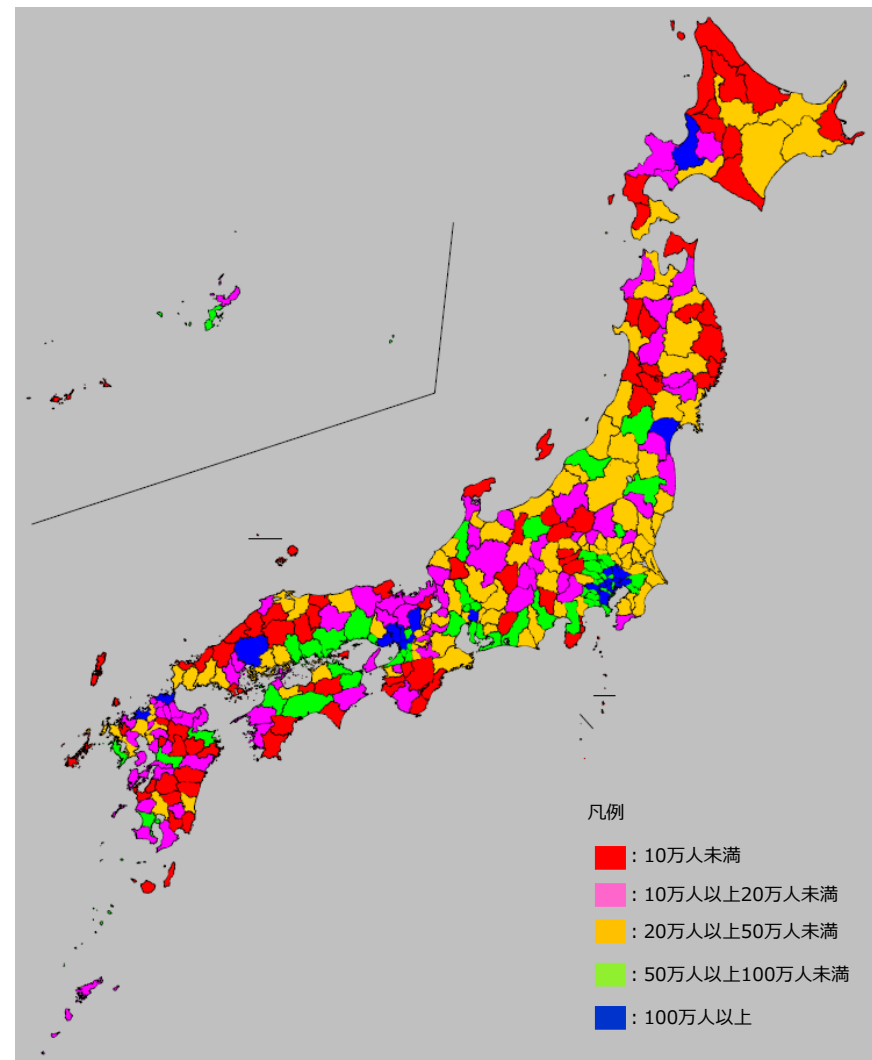
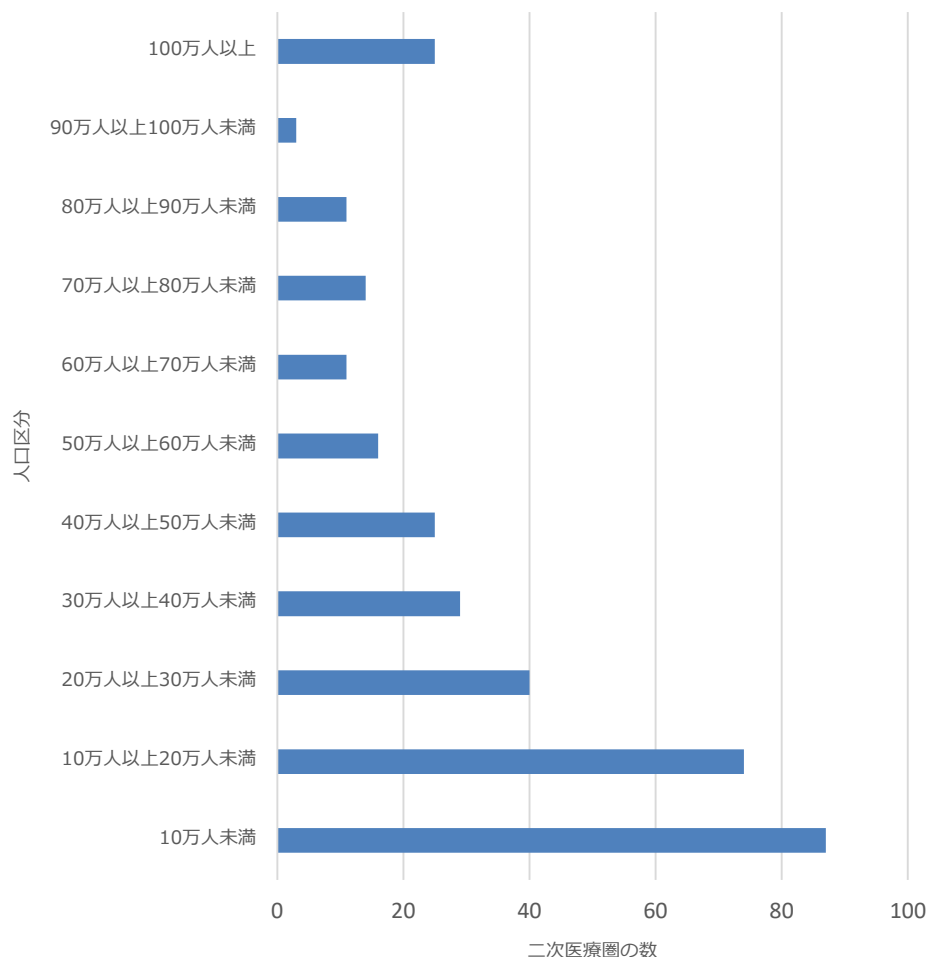
図5 最もよく利用するお店までの交通手段



(2) 最もよく利用するお店までの交通手段						
区 分	回答者数	徒歩又は自転車	あなたが運転する自動車、バイク	家族、知り合いが運転する自動車	バス、タクシー、鉄道（買い物バス、乗り合いタクシーを含む。）	無回答
計	人	%	%	%	%	%
	2,459	12.3	78.3	8.8	0.3	0.2
(世帯人数別)						
1人暮らし	110	32.7	62.7	1.8	2.7	—
2人	781	13.3	75.2	11.0	0.1	0.4
3人	603	13.9	77.1	8.5	0.3	0.2
4人	419	11.9	80.0	7.4	0.5	0.2
5人	243	6.6	86.4	7.0	—	—
6人以上	296	3.7	86.5	9.8	—	—
無回答	7	14.3	57.1	14.3	—	14.3
(食事の準備をする者の年齢別)						
20～29歳	100	22.0	72.0	5.0	1.0	—
30～39歳	248	18.5	75.8	5.2	0.4	—
40～49歳	348	15.2	76.1	8.3	0.3	—
50～59歳	511	10.4	82.8	6.7	0.2	—
60～64歳	359	7.0	83.8	9.2	—	—
65～69歳	405	9.1	81.5	8.6	—	0.7
70～74歳	295	13.6	74.9	11.2	—	0.3
75歳以上	176	14.8	64.2	18.8	2.3	—
無回答	17	76.5	11.8	—	—	11.8
(食事の準備をする者の性別)						
男性	450	10.7	82.4	6.4	—	0.4
女性	1,992	12.8	77.4	9.3	0.4	0.1
無回答	17	76.5	11.8	—	—	11.8

VI. 医療・介護

- 335の二次医療圏のうち、人口10万人未満の医療圏が87と最も多く、人口10万人以上20万人未満の医療圏が74と次いで多い状況となっている。



- 外来医師偏在指標の上位 1 / 3 に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域と設定。
- 主に大都市圏や西日本の二次医療圏に外来医師多数区域が設定されている。

外来医師偏在指標の計算式

- 外来医療については、診療所の担う役割が大きいいため、診療所医師数を、新たな医師偏在指標と同様に性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分し、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性・年齢階級による外来受療率の違いを調整する。

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{\left(\frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化受療率比}^{(\ast 1)} \right) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}^{(\ast 3)}}$$

$$\text{標準化診療所医師数} = \sum \text{性・年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性・年齢階級別平均労働時間}}{\text{全診療所医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化外来受療率比}^{(\ast 1)} = \frac{\text{地域の期待外来受療率}^{(\ast 2)}}{\text{全国の期待外来受療率}}$$

$$\text{地域の期待外来受療率}^{(\ast 2)} = \frac{\sum (\text{全国の性・年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性・年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

$$\text{地域の診療所の外来患者対応割合} = \frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所と病院の外来延べ患者数}}$$

(出典) 性年齢階級別医師数：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

平均労働時間：「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）

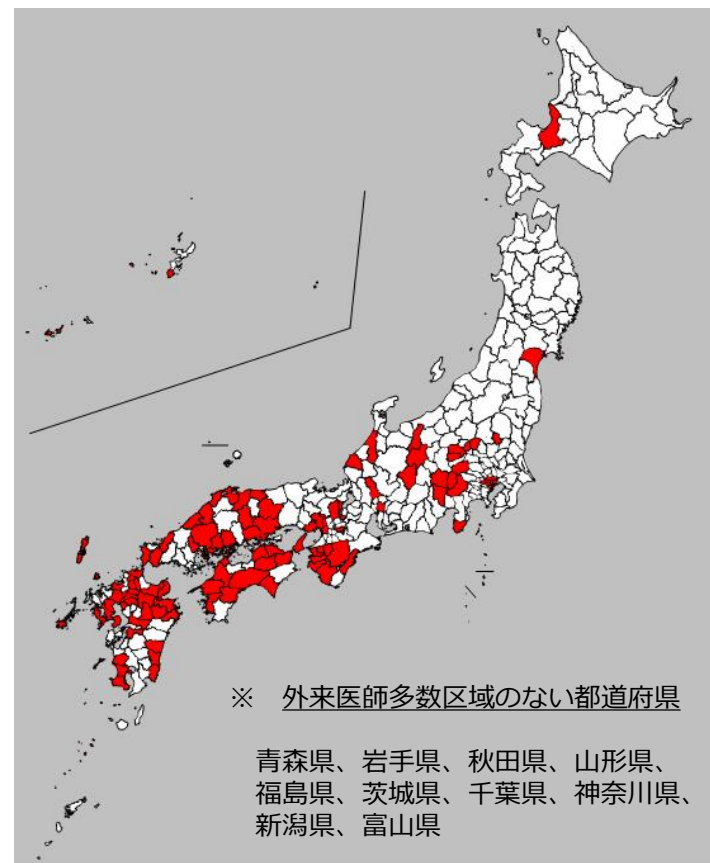
外来受療率：第3回NDBオープンデータ（平成28年度診療分）、人口推計（平成28年10月1日現在）

性年齢階級別受療率：平成26年患者調査及び平成27年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

人口：平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

外来延べ患者数：平成26年度医療施設静態調査※患者流出は、流出入発生後のデータ（診療行為発生地ベース）を分母で用いることにより加味している（平成26年患者調査より）

外来医師多数区域



※ 医師偏在指標との相違点

- ・ 標準化診療所医師数を使用。
- ・ 受療率に外来受療率を使用。
- ・ 診療所を受診した患者を対象とするため、診療所での外来患者数を、病院・診療所での外来患者数で除して補正。

※ 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」

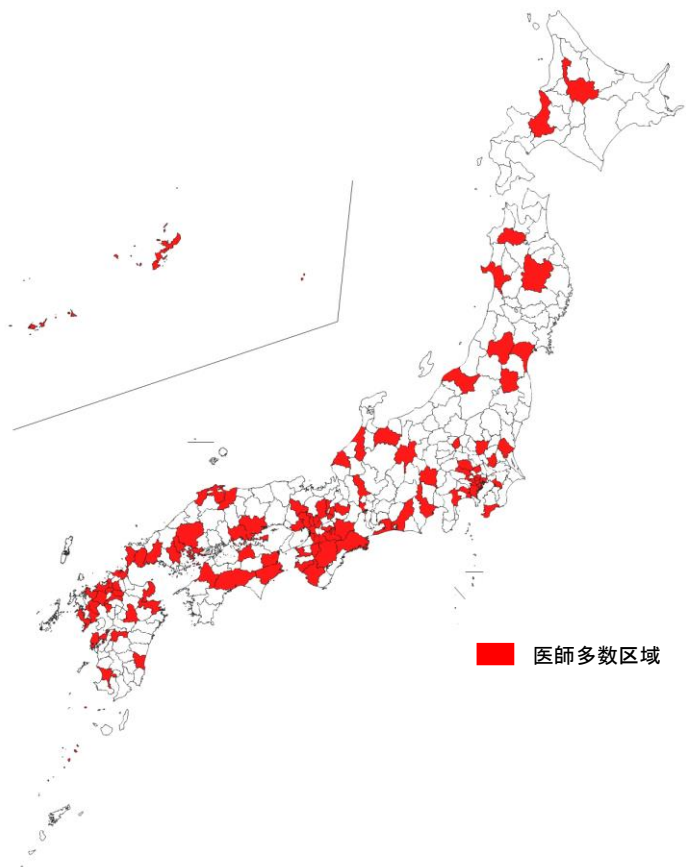
※ 第35回医師需給分科会 参考資料3より作成

- 医師偏在指標における医師多数区域かつ外来医師偏在指標における外来医師多数区域である二次医療圏は62ある。

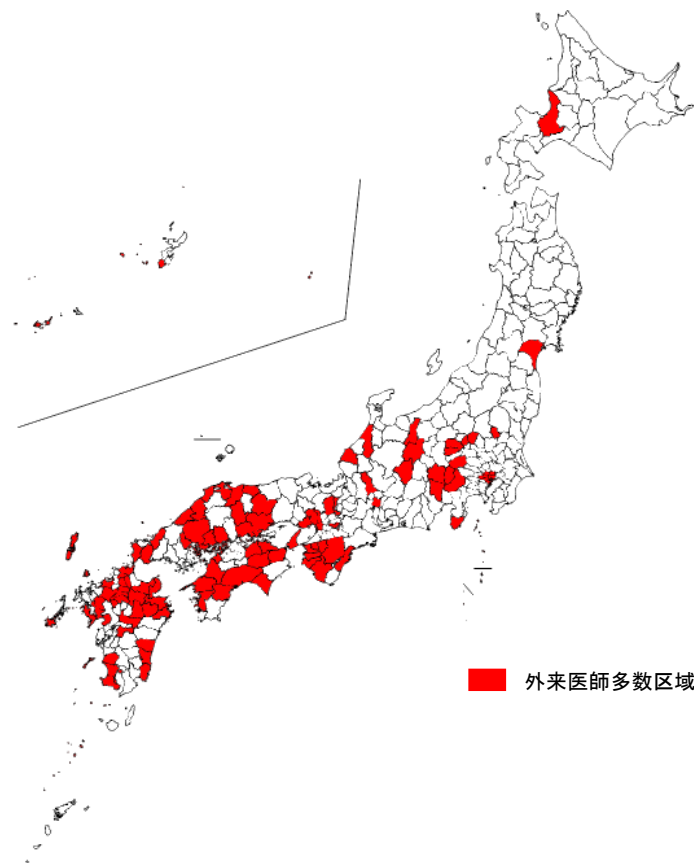
$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口} \div 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比}}$$

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数}}{\text{地域の人口} \div 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比} \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}}$$

医師偏在指標における医師多数区域



外来医師偏在指標における外来医師多数区域



○ 通院や「医療サービス」の利用頻度をみると、全体で「月に1回くらい」(35.3%)が最も高い。次いで、「年に数回」(18.4%)、「月に2、3回くらい」(14.3%)、「週に1回くらい」(3.7%)が続く。

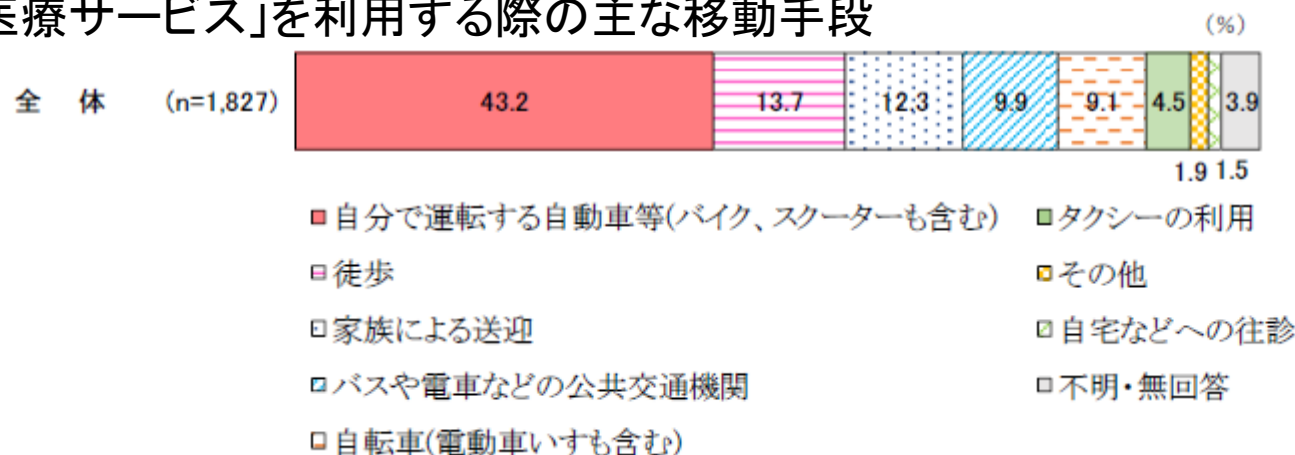
○ 「医療サービス」を利用する際の主な移動手段をみると、全体で「自分で運転する自動車等(バイク、スクーターも含む)」(43.2%)が最も高い。次いで、「徒歩」(13.7%)、「家族による送迎」(12.3%)、「バスや電車などの公共交通機関」(9.9%)、「自転車(電動車いすも含む)」(9.1%)が続く。

※回答者は65歳以上

□ 通院や「医療サービス」の利用頻度

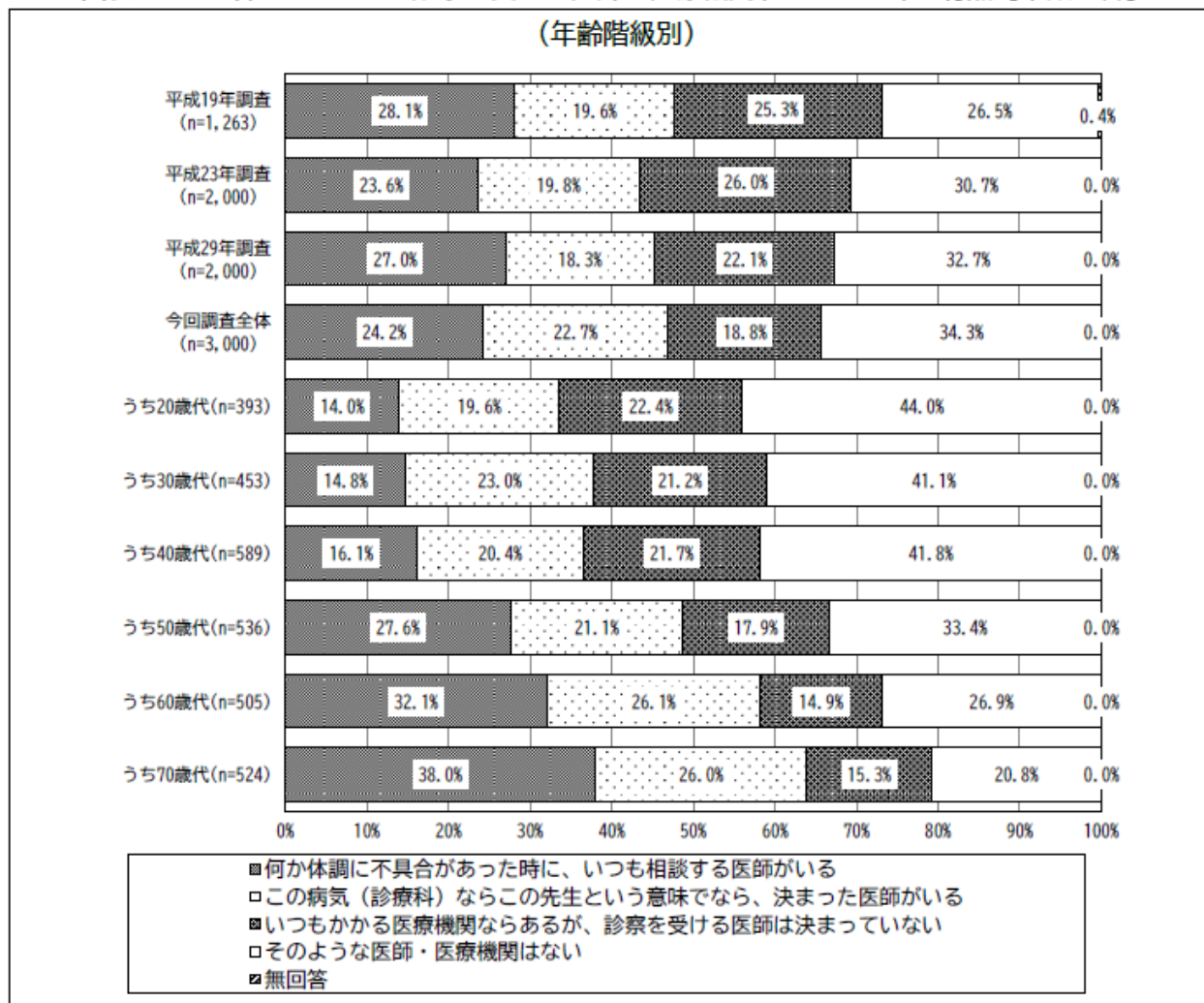


□ 「医療サービス」を利用する際の主な移動手段



○ 日頃から決まって診察を受ける医師・医療機関(かかりつけ)の有無について、「何か体調に不具合があった時に、いつも相談する医師がいる」との回答割合は24.2%であり、年齢階級が高いほど、その割合が高くなる傾向

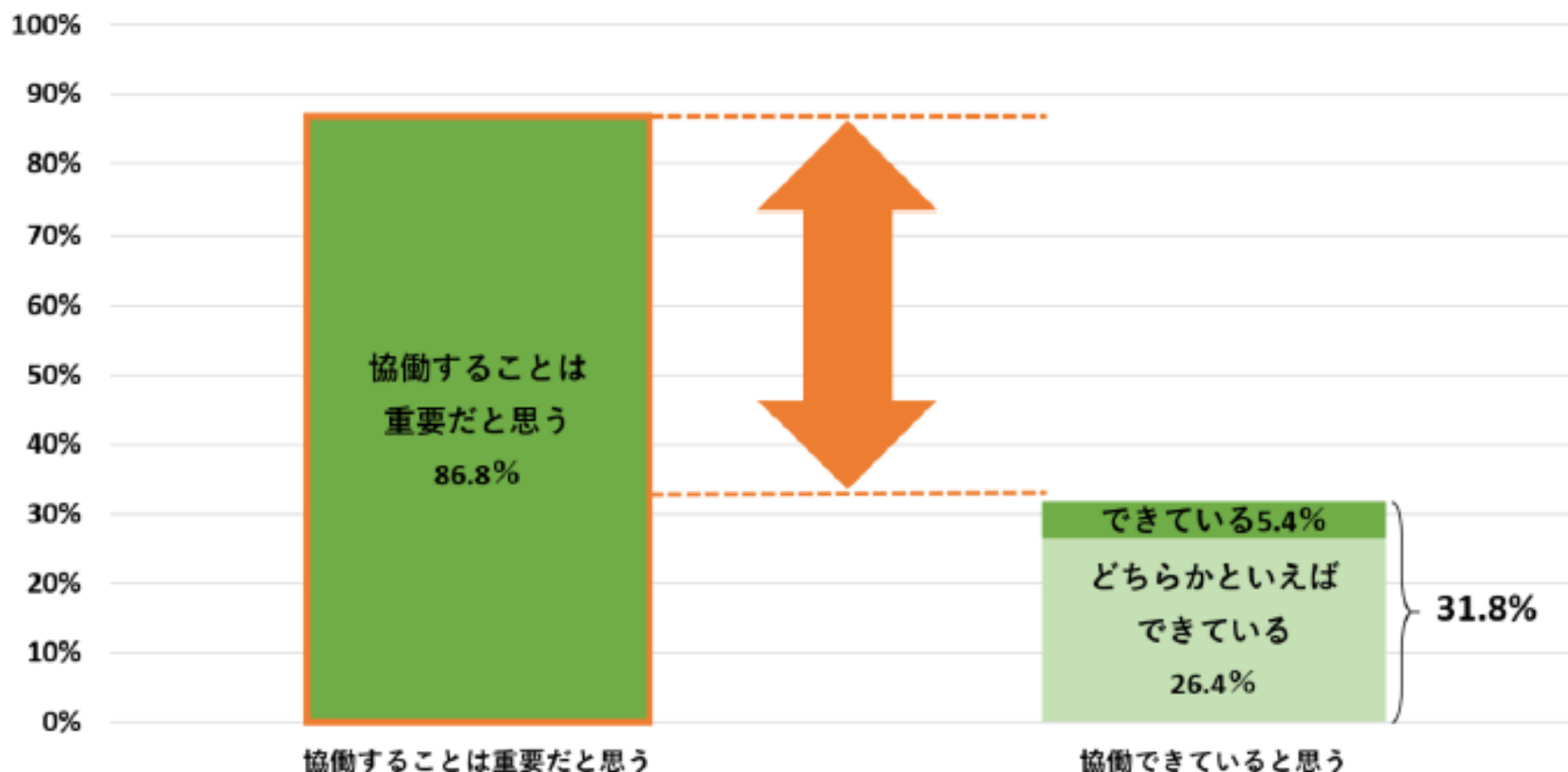
図表 22 日頃から決まって診察を受ける医師・医療機関(かかりつけ)の有無【単数回答】



○ より良い医療の提供のために、約 87% が「様々なステークホルダーの協働が重要」と回答。一方で、協働できていると思う人は約 32%

【問】 より良い医療の提供のために、医療機関や政府以外に、民間企業や研究機関、市民社会*といった様々な立場の人びとや団体が協働することは、重要だと思いますか。また現在の日本では協働できていると思いますか

(2019年7月 n=2,000)

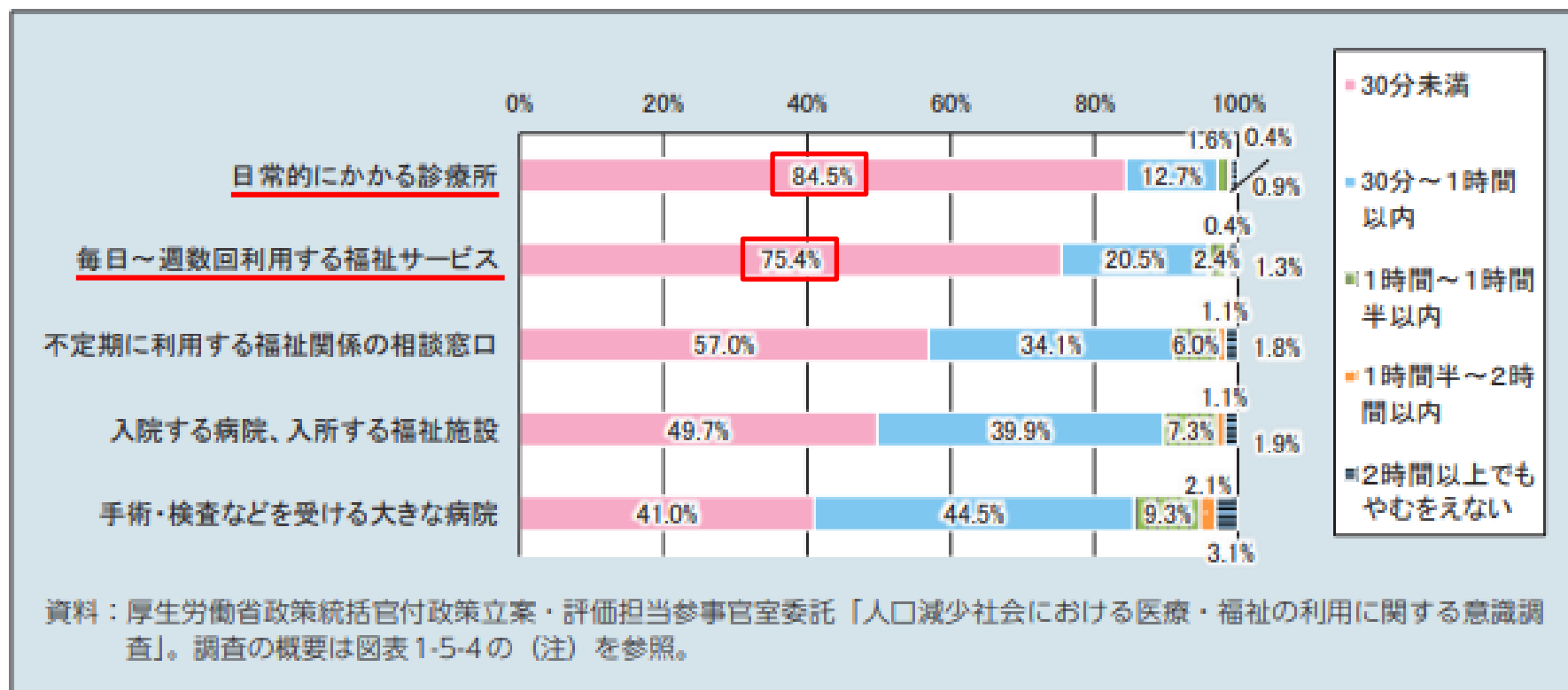


*具体的には患者団体などの非営利団体、いわゆるNGOやNPO

出典：特定非営利活動法人 日本医療政策機構「2019年日本の医療に関する世論調査」

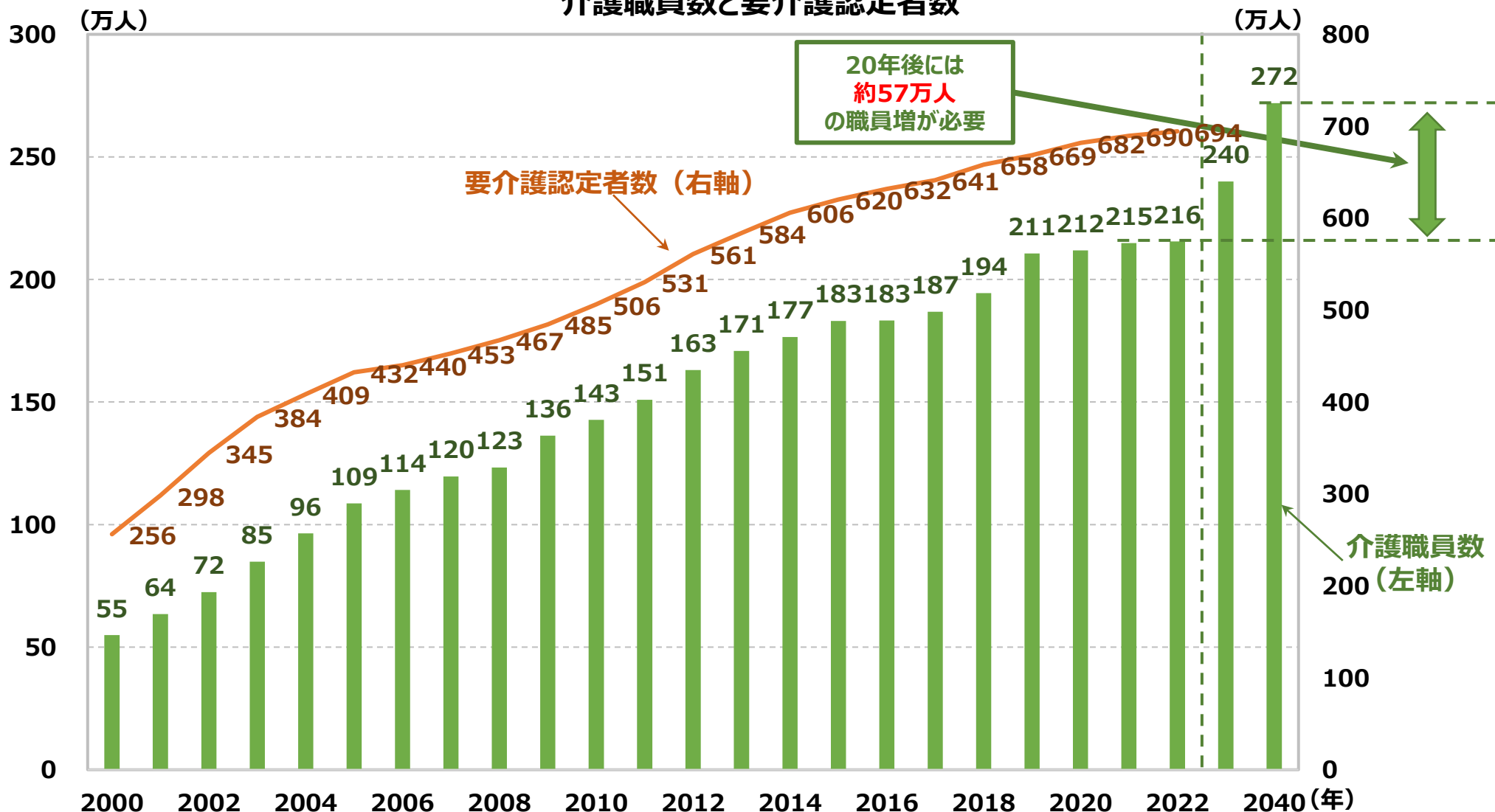
○ 医療・福祉のアクセス（片道の通院・通所にかかる最大時間）については、全体的に1時間以内でのアクセスを求める傾向が見られ、特に、日常的にかかる診療所や通所の福祉サービスについては、「30分未満」とする回答の割合が高い。

□ 自分の片道の通院・通所にかかる最大時間にかかる意識(2019年)



○ 介護分野では、高齢化の進展により、今後20年間で約57万人の人手不足が生じる見通しとなっている。

介護職員数と要介護認定者数



【出典】内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生会議 第2回（令和6年12月11日）

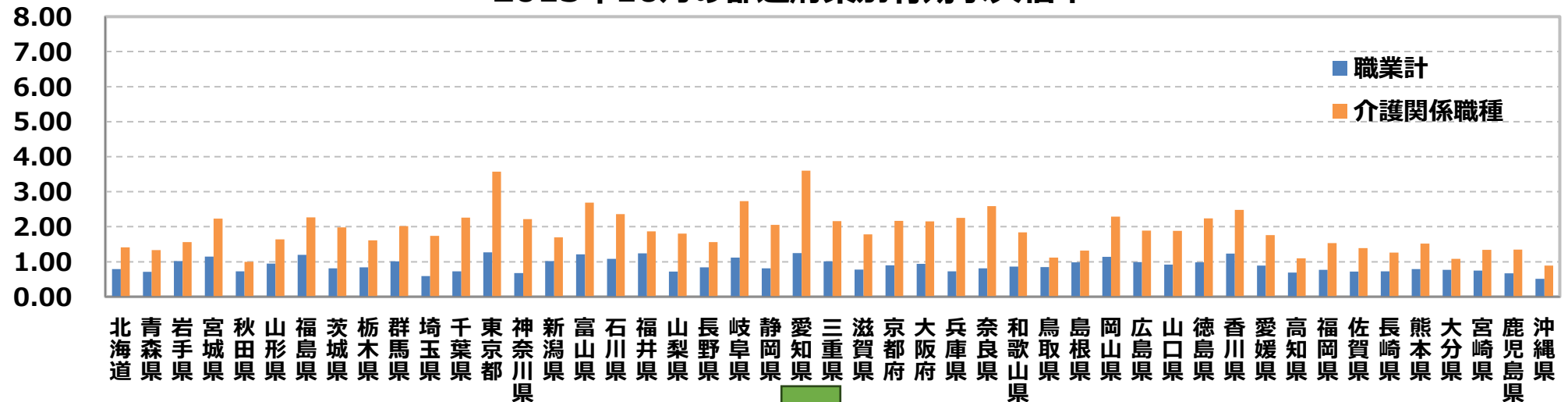
（備考）厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（令和6年7月12日）、同省「令和4年度 介護保険事業状況報告」により作成。

介護職員の人材不足の見通し

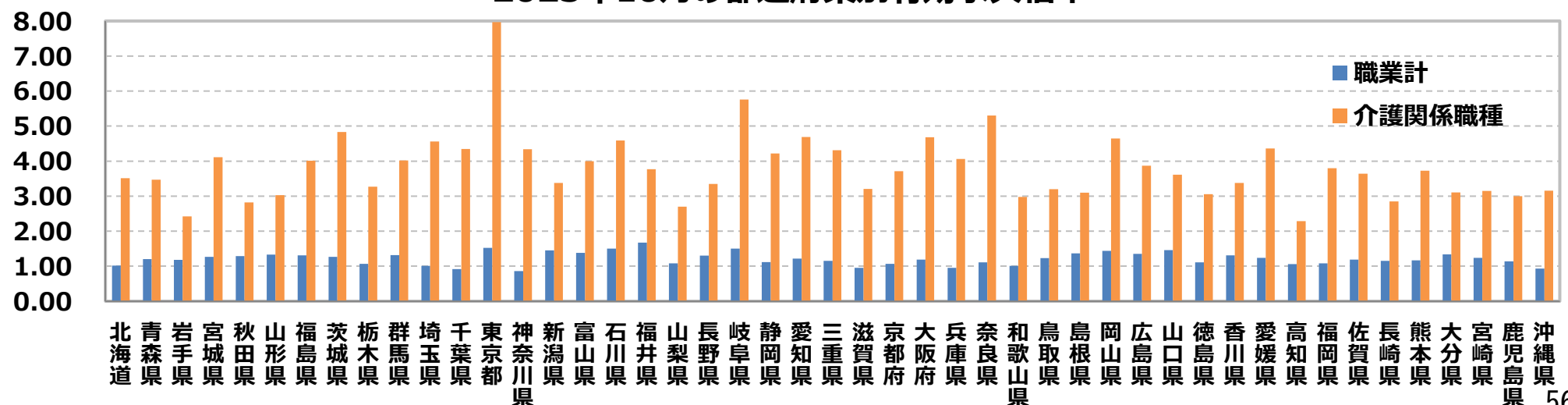
内閣官房資料

- 介護関係職種の有効求人倍率は、10年前に比べて上昇し、売り手市場になっている。
- また、この10年間で職業計との有効求人倍率の差が拡大し、職業計よりも介護関係職種のほうがより売り手市場になっている。

2013年10月の都道府県別有効求人倍率



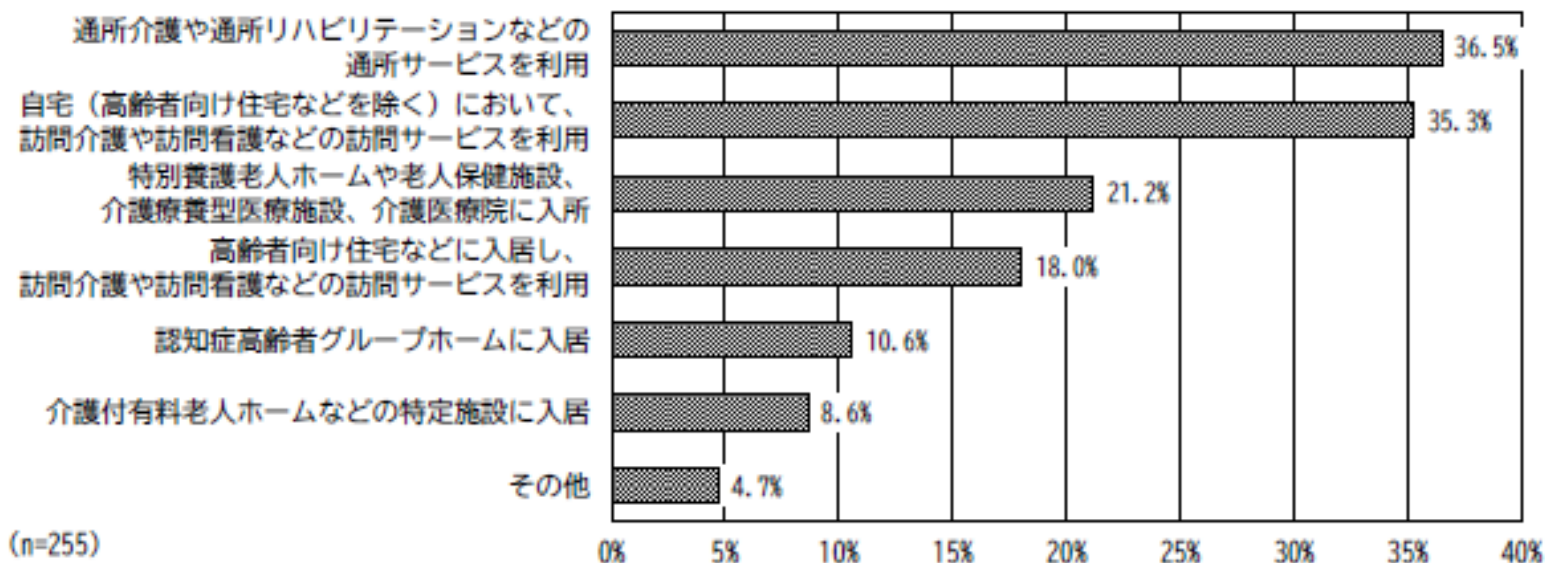
2023年10月の都道府県別有効求人倍率



（備考）厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

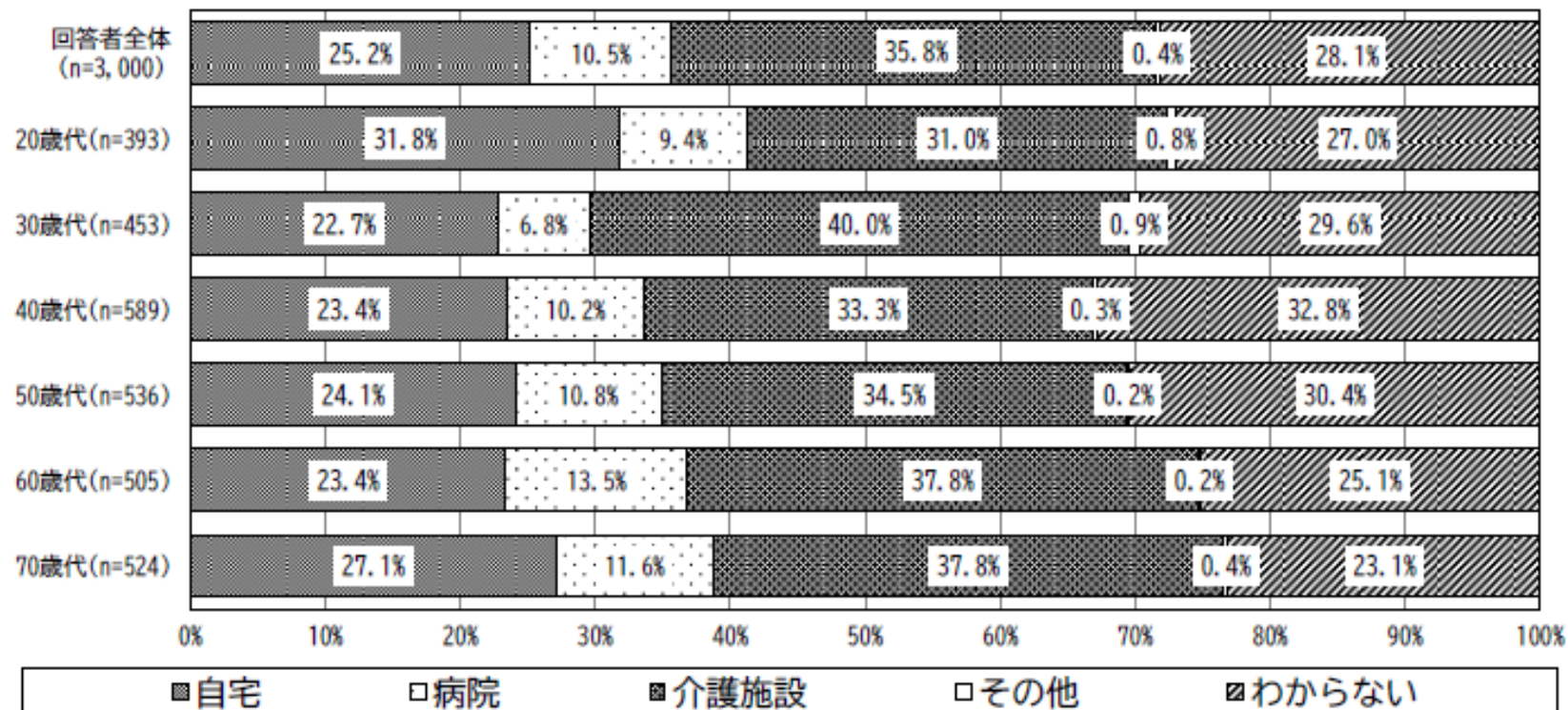
○ 家族が利用している介護保険サービスとしては、通所サービスが36.5%、(高齢者向け住宅などを除く)自宅における訪問サービスが35.3%、介護保険施設への入所が21.2%、高齢者向け住宅などにおける訪問サービスが18.0%である

図表 75 家族が利用している介護保険サービス【複数回答】



○ 高齢期に寝たきりになり、介護が必要となった場合に介護を受けたい場所について、「介護施設」との回答が35.8%で最も多く、次いで「自宅」(25.2%)、「病院」(10.5%)の順に多い

図表 78 高齢期に寝たきりになり、介護が必要となった場合に介護を受けたい場所【単数回答】



VII. 教育（保育、義務教育、高等教育、部活動）

保育

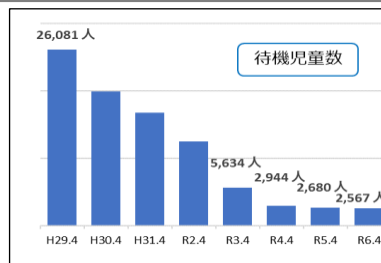
令和6年4月の待機児童数調査のポイント

こども家庭庁資料

① 待機児童の状況

待機児童数：2,567人（対前年▲113人）

- ・約**87.5%**の市区町村（1,524自治体）で待機児童なし
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**6自治体**と横ばい。
（ただし、**100人以上**の自治体は**2自治体**に増加。）



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R 6年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲ 14	▲ 2	2
R 5年度	1,510	225	6	0

② 待機児童数について

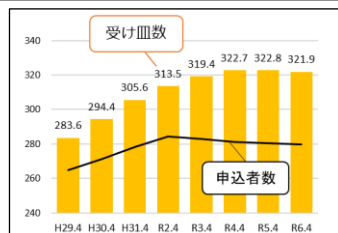
令和6年4月の待機児童数については、

- ・**保育の受け皿拡大**
- ・**就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**
- ・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,567人（対前年比▲113人）となった。



③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

- ・**女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R4:79.8%→R5:80.8%※）
- ・**共働き世帯割合の増加**（R4:73.7%→R5:75.6%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加や、想定外の施設の閉園等による利用定員の減少などの**地域の事情**についても注視が必要。

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

- 令和3年度からの「**新子育て安心プラン**」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、自治体における**保育ニーズや待機児童の状況**を確認しながら、**保育の受け皿拡大量の見込みを把握**するとともに、整備が必要な自治体に対しては引き続き、**必要な受け皿の確保が進むよう支援を行う**とともに、**保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保**を図っていく。
- 一方で、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、今後は、過疎地域をはじめ**地域インフラとして保育所・保育機能**を確保していく必要がある。そのため、令和7年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

令和6年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R6は見込み）

	令和3年度 【実績】	令和4年度 【実績】
受け皿 拡大量	2.5万人	0.3万人
	令和5年度 【実績】	令和6年度 【見込み】
受け皿 拡大量	▲0.8万人	2.1万人

4か年合計の
必要見込み量
4.2万人

（参考）
新子育て安心プラン
（R2.12公表）
約14万人

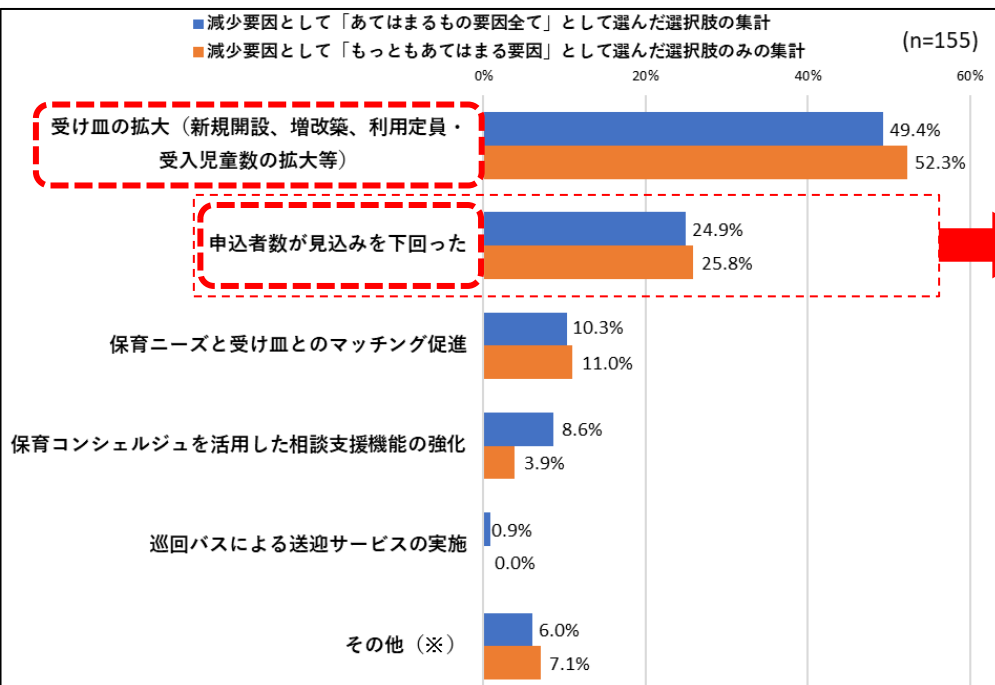
【出典】こども家庭庁 保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）

- 令和6年4月1日時点の待機児童数は2,567人（対前年▲113人）。
- 待機児童数がピークであった平成29年の26,081人から7年連続で減少しており、平成29年の10分の1以下となっている。

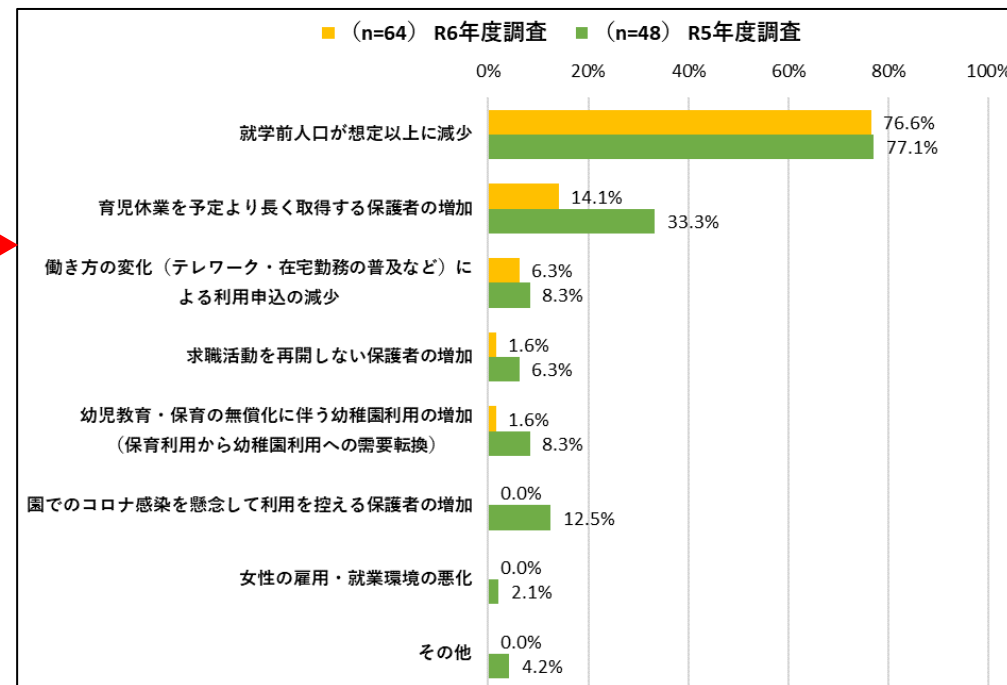
	待機児童数	
	4月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人
2016(平成28)年	23,553人	386人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人
2019(平成31)年	16,772人	▲3,123人
2020(令和2)年	12,439人	▲4,333人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人
2022(令和4)年	2,944人	▲2,690人
2023(令和5)年	2,680人	▲264人
2024(令和6)年	2,567人	▲113人

- 令和6年の待機児童数が前年から減少した自治体に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、**受け皿の拡大（49.4%）**のほか、**申込者数が見込みを下回った（24.9%）**ことが多くあげられている。
- 申込者数が見込みを下回った理由としては、昨年同様、**就学前人口の想定以上の減少**を選択する自治体が最も多い。また、他の選択肢の割合がいずれも昨年度より下回っており、「就学前人口の想定以上の減少」に回答が集中していることから、少子化の影響を実感している自治体が多いことが分かる。

待機児童数が減少した要因



申込者数が見込みを下回った理由



（※）手厚い支援を必要とするこどもの減少、利用料補助の実施による企業主導型保育事業の利用児童数の増加等
 備考）令和6年の待機児童が前年（令和5年）から減少した自治体に対してその要因を尋ねた結果

備考）左のグラフにおいて「申込者数が見込みを下回った」を選択した自治体に尋ねた結果（複数選択可）

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和6年4月1日時点の定員充足率は都市部が91.6%と全国平均(88.8%)より高い一方で、過疎地域においては76.2%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は4年間で▲2.9%に対して、過疎地域では▲6.8%と減少幅が大きく、今後、過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 今後は、地域インフラとして保育所・保育機能を確保する観点から、令和7年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

令和6年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,849,415人	1,762,009人	1,693,702人	1,539人	91.6%
過疎地域	223,774人	172,654人	170,475人	73人	76.2%

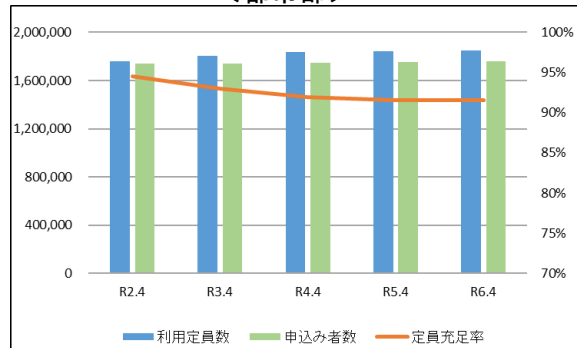
※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地に計上しているため、「保育所等関連状況取りまとめ(令和6年4月1日)」と一部異なる。

定員充足率の推移

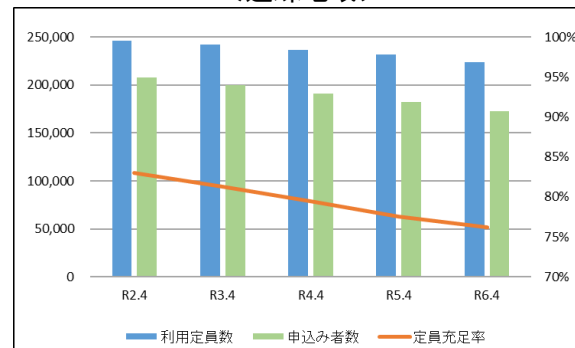
	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
都市部	94.5%	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%
過疎地域	83.0%	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%

保育の受け皿等の推移

<都市部>



<過疎地域>



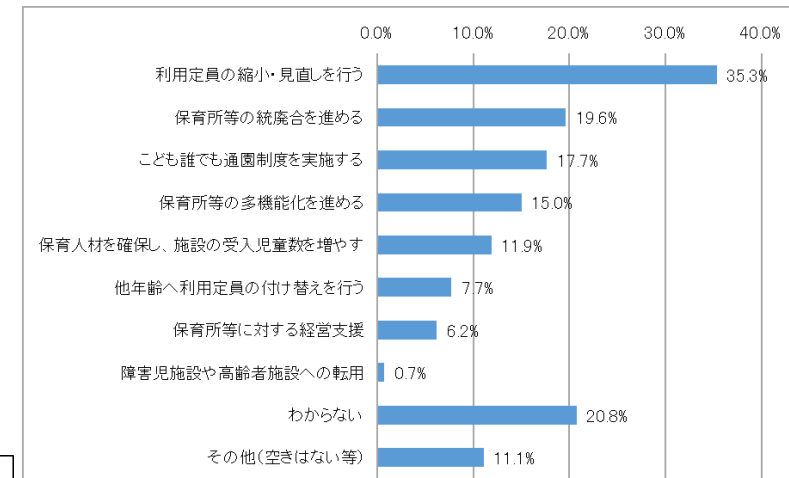
<定義>

都市部:首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(指定都市・中核市含む)とその他の指定都市・中核市(334自治体)

過疎地域:「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)に基づく「全部過疎市町村」(713自治体)

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上(43自治体)。

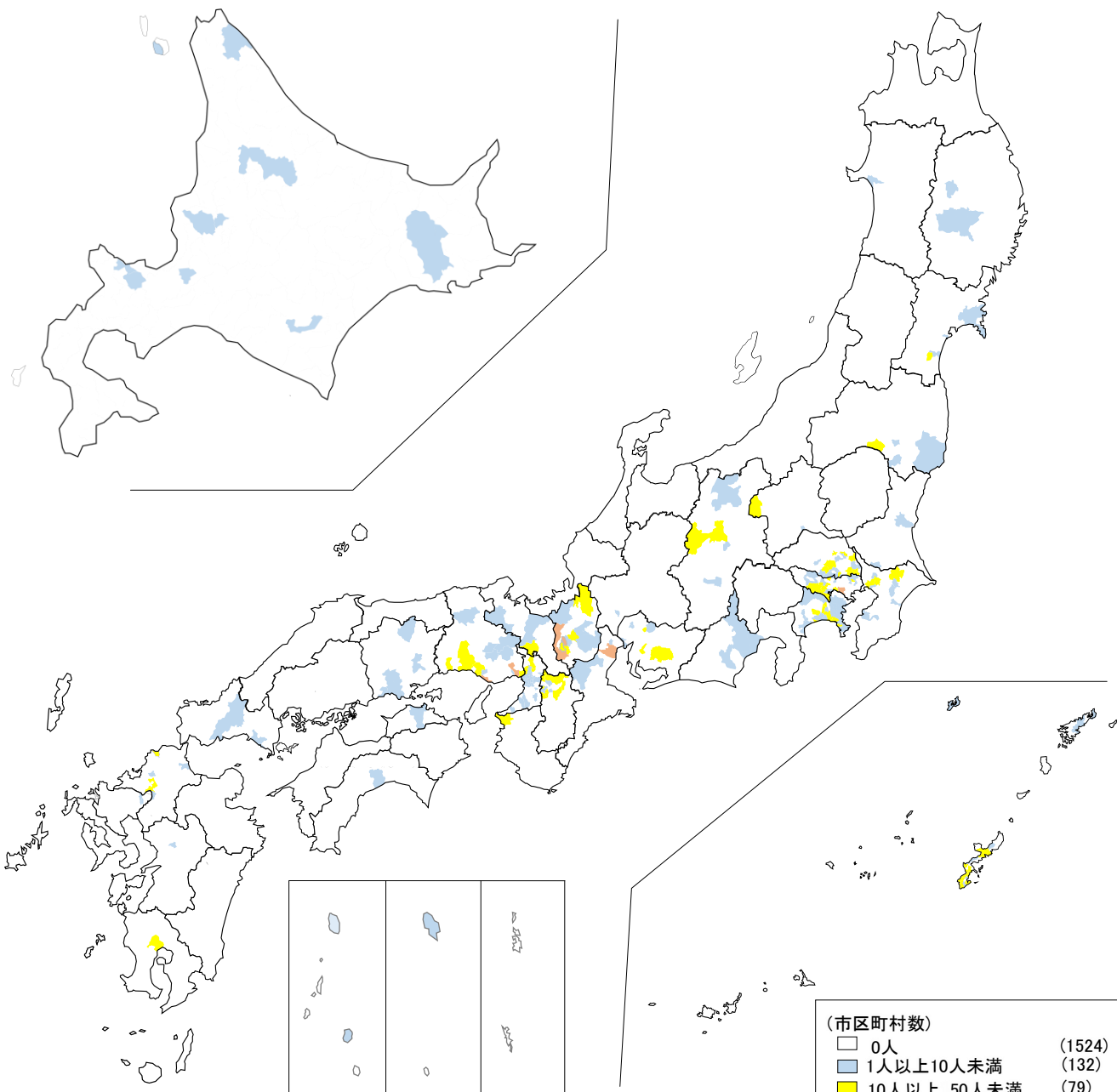
過疎地域における空き定員の活用方法・対策



備考) 過疎地域(713自治体)に対して空き定員の活用方法を尋ねた結果

【参考】令和6年4月1日 全国待機児童マップ(市区町村別)

こども家庭庁資料



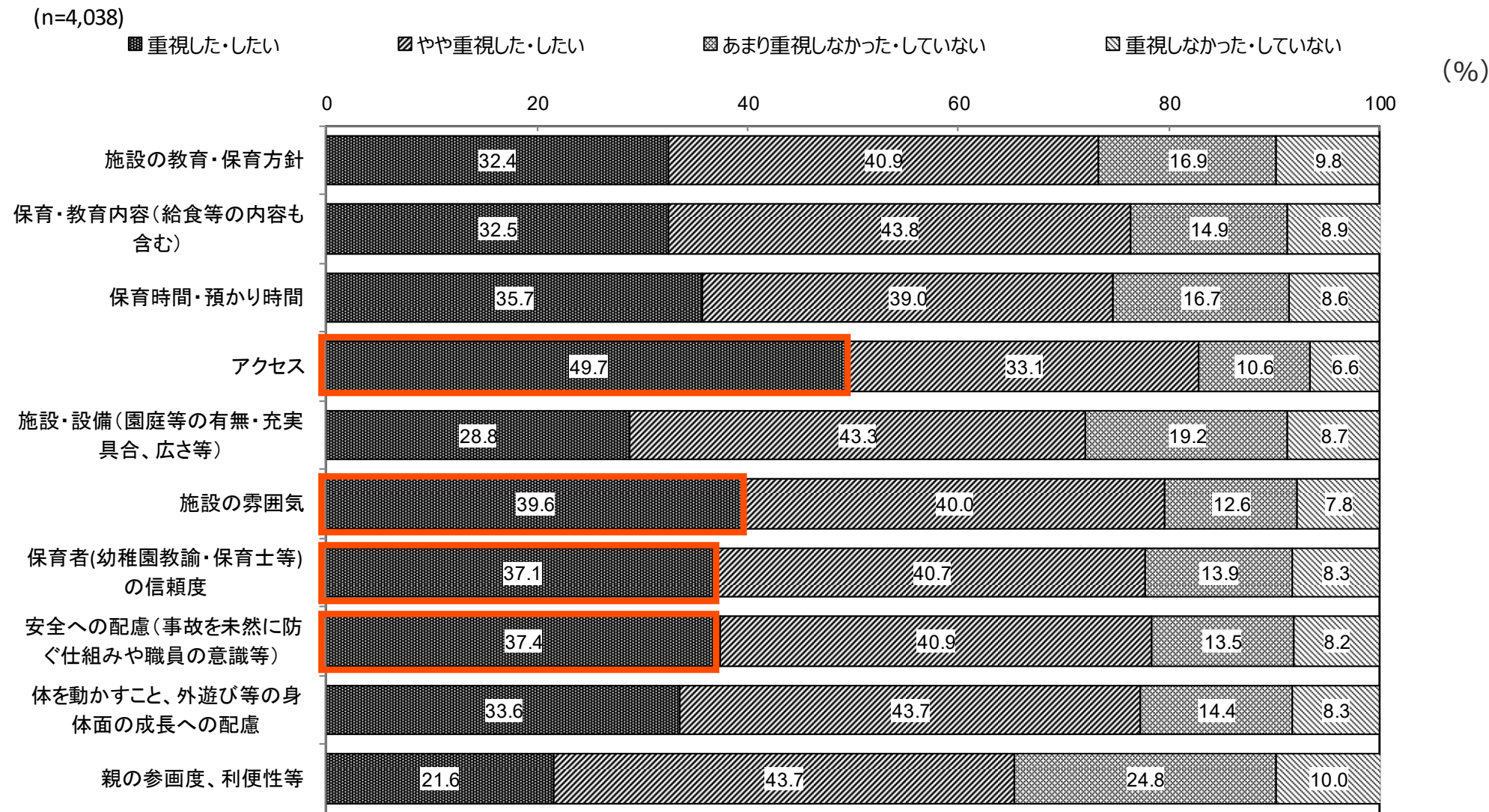
都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(R5)	増減
			待機児童数	
	人	%	人	人
北海道	28	0.03	62	▲ 34
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	22	0.08	27	▲ 5
宮城県	18	0.04	41	▲ 23
秋田県	2	0.01	3	▲ 1
山形県	0	0.00	0	0
福島県	17	0.05	13	4
茨城県	4	0.01	5	▲ 1
栃木県	0	0.00	0	0
群馬県	12	0.03	0	12
埼玉県	241	0.17	347	▲ 106
千葉県	83	0.06	140	▲ 57
東京都	361	0.11	286	75
神奈川県	188	0.10	222	▲ 34
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	30	0.06	9	21
岐阜県	1	0.00	0	1
静岡県	16	0.02	5	11
愛知県	57	0.04	52	5
三重県	108	0.28	103	5
滋賀県	353	0.91	169	184
京都府	14	0.03	19	▲ 5
大阪府	111	0.06	147	▲ 36
兵庫県	256	0.21	241	15
奈良県	135	0.50	84	51
和歌山県	22	0.12	39	▲ 17
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	0	0
岡山県	31	0.07	56	▲ 25
広島県	0	0.00	3	▲ 3
山口県	14	0.05	10	4
徳島県	0	0.00	3	▲ 3
香川県	3	0.01	12	▲ 9
愛媛県	0	0.00	9	▲ 9
高知県	5	0.03	6	▲ 1
福岡県	57	0.05	56	1
佐賀県	6	0.03	24	▲ 18
長崎県	0	0.00	0	0
熊本県	4	0.01	15	▲ 11
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	0	0
鹿児島県	12	0.03	61	▲ 49
沖縄県	356	0.58	411	▲ 55
計	2,567	0.09	2,680	▲ 113

※ 待機児童率＝待機児童数／申込者数

【出典】こども家庭庁 保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）

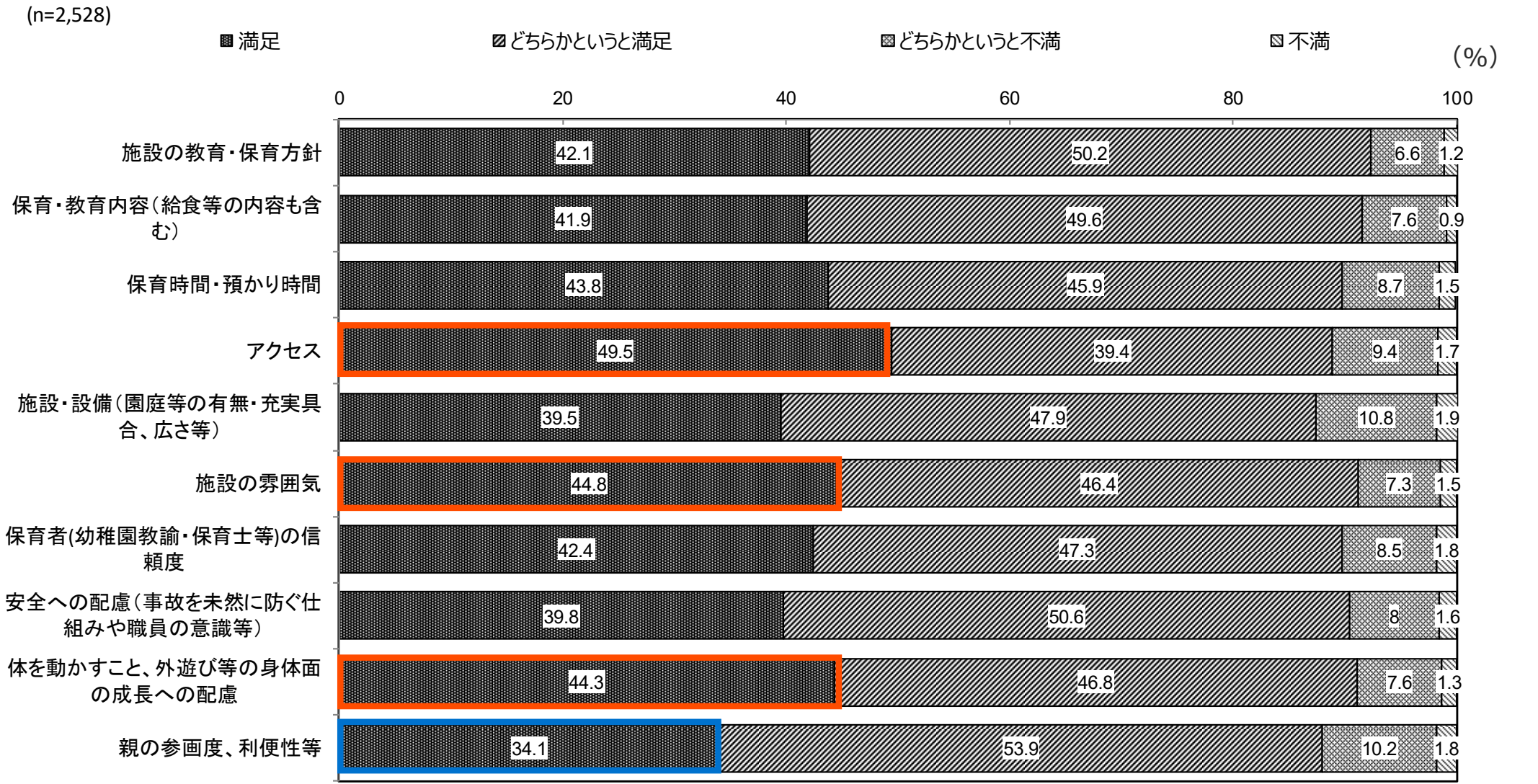
3. 施設の利用状況 施設選択の際の重視点

施設選択の際に重視した点（施設に通っていない人は今後利用する際に重視したい点）は、「アクセス」、「施設の雰囲気」、「安全への配慮」、「保育者の信頼度」の順に多い。



4. 施設の満足度

子どもが通う施設への満足度は、「アクセス」、「施設の雰囲気」、「体を動かすこと、外遊び等の身体面の成長への配慮」の順に「満足」が多い。
 「親の参画度、利便性等」は他の選択肢に比較すると「満足」が最も少ない。



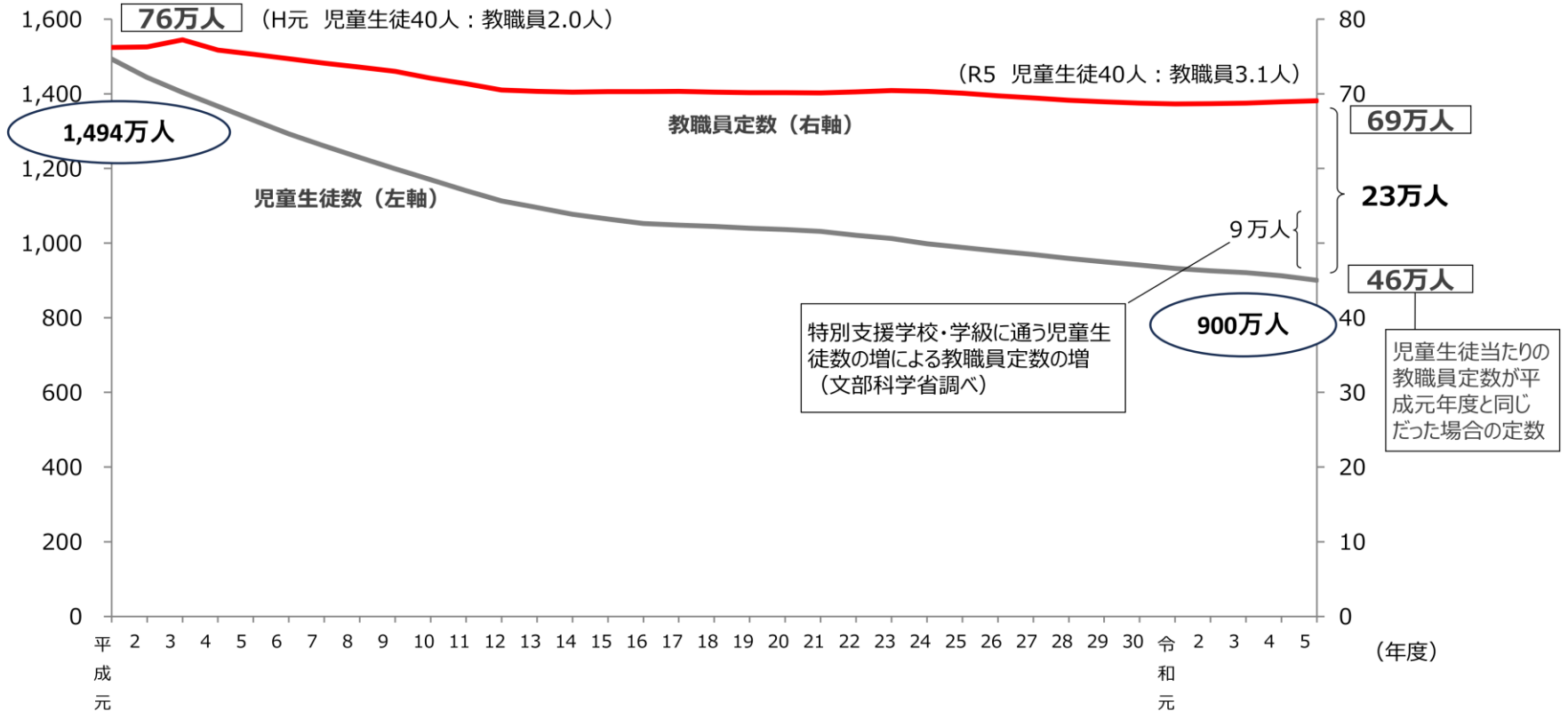
義務教育

- 平成元年度以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数ほどには減少していない。
- したがって、**児童生徒当たりの教職員定数は増えていないわけではない**。（令和5年度における教職員定数は、平成元年度の児童生徒当たりと同じだった場合の定数と比べて23万人増、1.5倍）

◆教職員定数（公立小中・特別支援学校）と児童生徒数の推移

（児童生徒数：万人）

（教職員定数：万人）

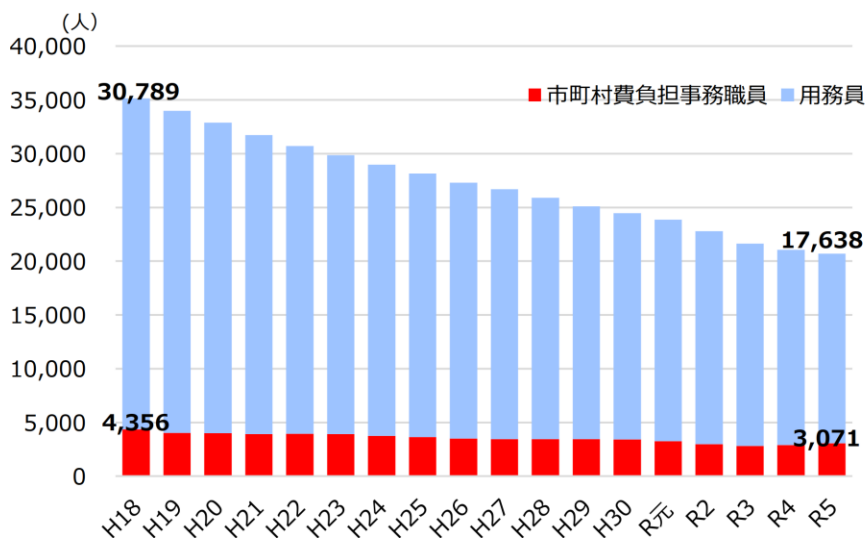


（出所）文部科学省「令和5年度学校基本調査」等

学校の人材⑥（教員以外の人材）

- 教員にとってやりがいの小さい・負担感の大きい業務は、「外部対応」・「事務」・「部活動」等。
- 国庫補助のある外部人材を拡充する一方で、学校の設置管理者である市町村において、交付税算定されている「市町村費負担事務職員」や「用務員」（主事）が十分に配置されていない現状。
 （参考）有識者委員「学校への市区町村の職員の配置というのは非常に重視しているんです。（中略）単なる学校の事務だけではなくて、学校が地域のコミュニティーの核になるときに学校長を助ける、そういう力のある方を入れているんです。（中略）そういうときに市区町村の職員というのは地域の方をよくご存じの方が多いですから、そういういろいろ動ける方が学校の事務にいるかないかは非常に大きいですね。」（出所）文部科学省「第6回・学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議（平成20年7月14日）」議事録
- 更なる教員増により、やりがいの小さい・負担感の大きい業務を担ってもらうのではなく、
 - ・ まずは、やりがいの小さい・負担感の大きい**学校業務そのものを抜本的に縮減**するとともに、
 - ・ 担い手として、市町村が「**市町村費負担事務職員**」や「**用務員**」（主事）を配置し、**教員の負担軽減や時間外在校等時間の縮減につなげるべきではないか。**

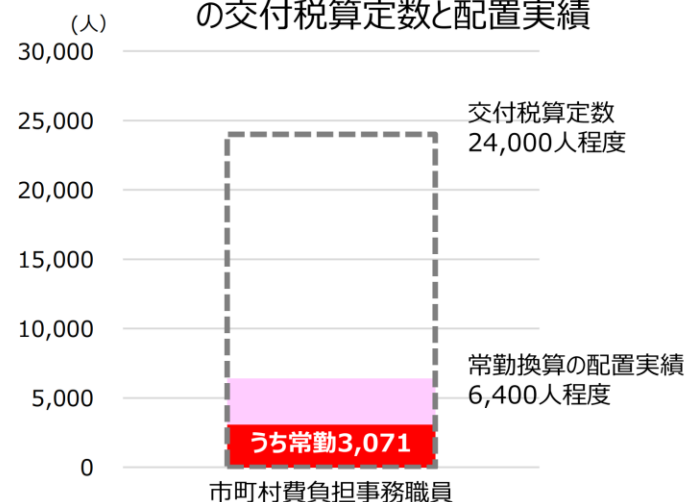
◆ 公立小中学校の「市町村費負担事務職員」・「用務員」数（常勤）



（出所）文部科学省「学校基本調査」

（注）非常勤・民間委託は含まない。

◆ 公立小中学校の「市町村費負担事務職員」の交付税算定数と配置実績

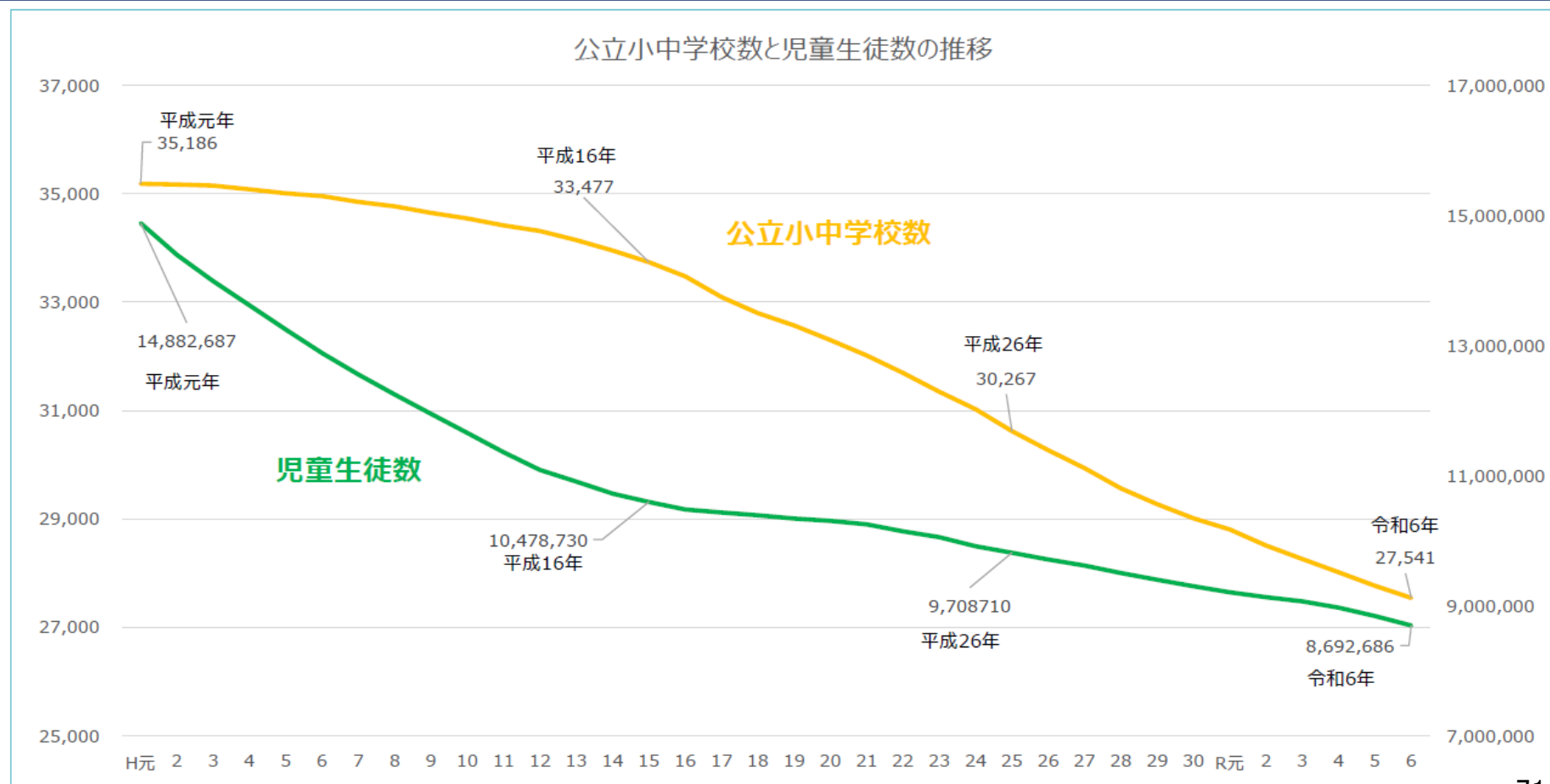


（注1）交付税算定数は、令和5年度基準財政需要額の単価費用等から試算。

（注2）配置実績のうち、常勤は文部科学省「令和5年度学校基本統計」、非常勤は財務省「平成30年度予算執行調査」（フルタイム換算したもの）の人数を踏まえて総数に占める割合が同じと仮定し機械的に試算。なお、民間委託は含まない。

公立小中学校数と児童生徒数の推移（平成元年度～令和6年度）

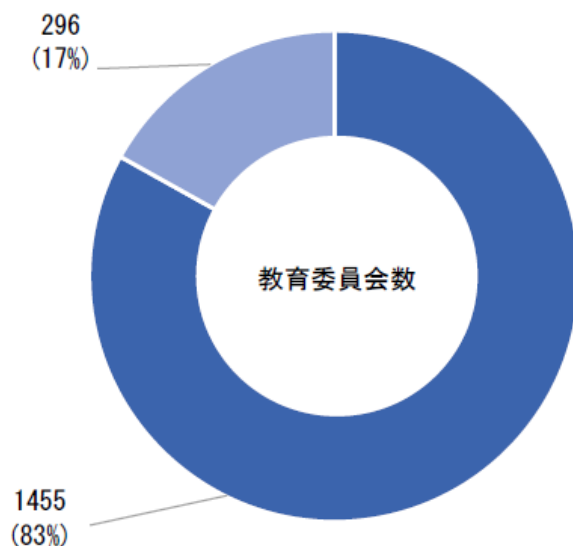
- 令和6年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して21.7%(7,645校)減少、10年前（平成26年）と比較して9.0%(2,726校)減少。
- 令和6年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して41.6%(6,190,001人)減少、10年前（平成26年）と比較して10.5%(1,016,124人)減少。



市町村内に同一の学校種が一つしか無い市町村の割合

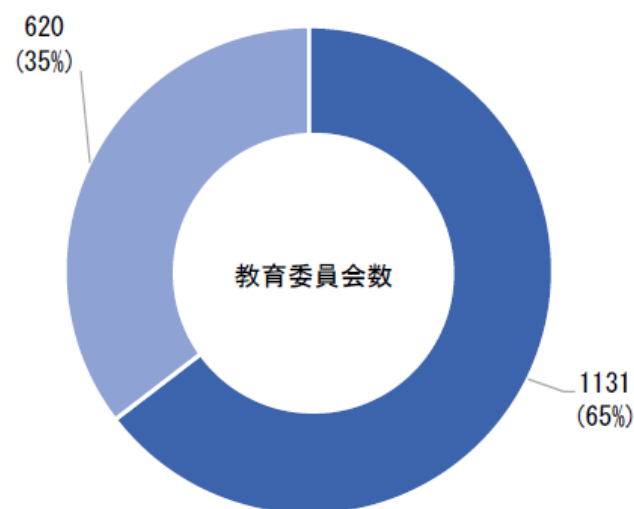
(小学校等※1)

回答者数：1751



(中学校等※2)

回答者数：1751



・ 2校以上ある ・ ない

※1 小学校及び義務教育学校の前期課程。

※2 中学校及び義務教育学校の後期課程。

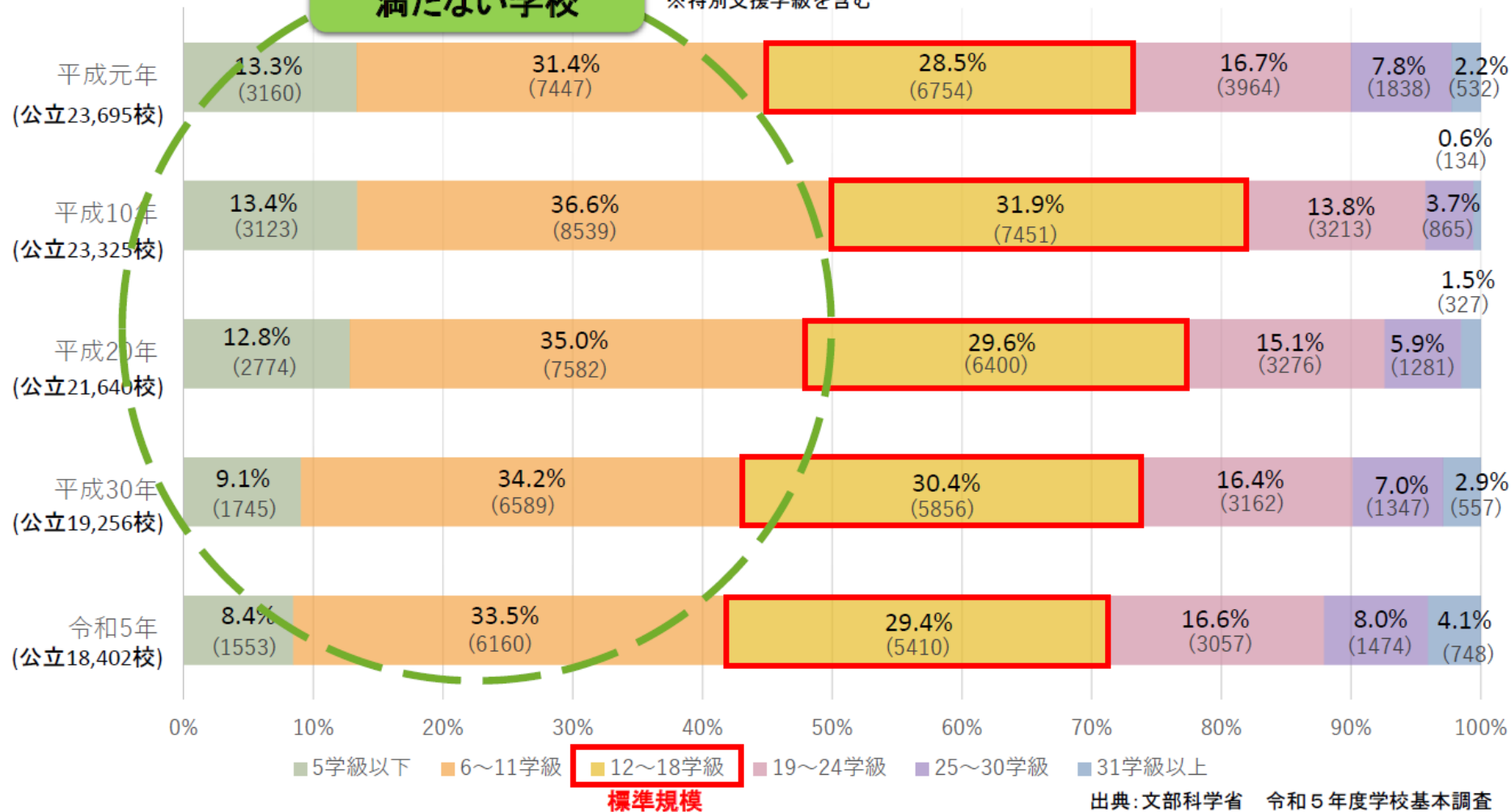
出典：就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）における「就学校の指定をし得る教育委員会（事務組合等を含む）※3数」

※3 就学校の指定をし得る学校（休校となっている学校を除く）が2校以上ある教育委員会

公立小学校の約 4 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第41条】

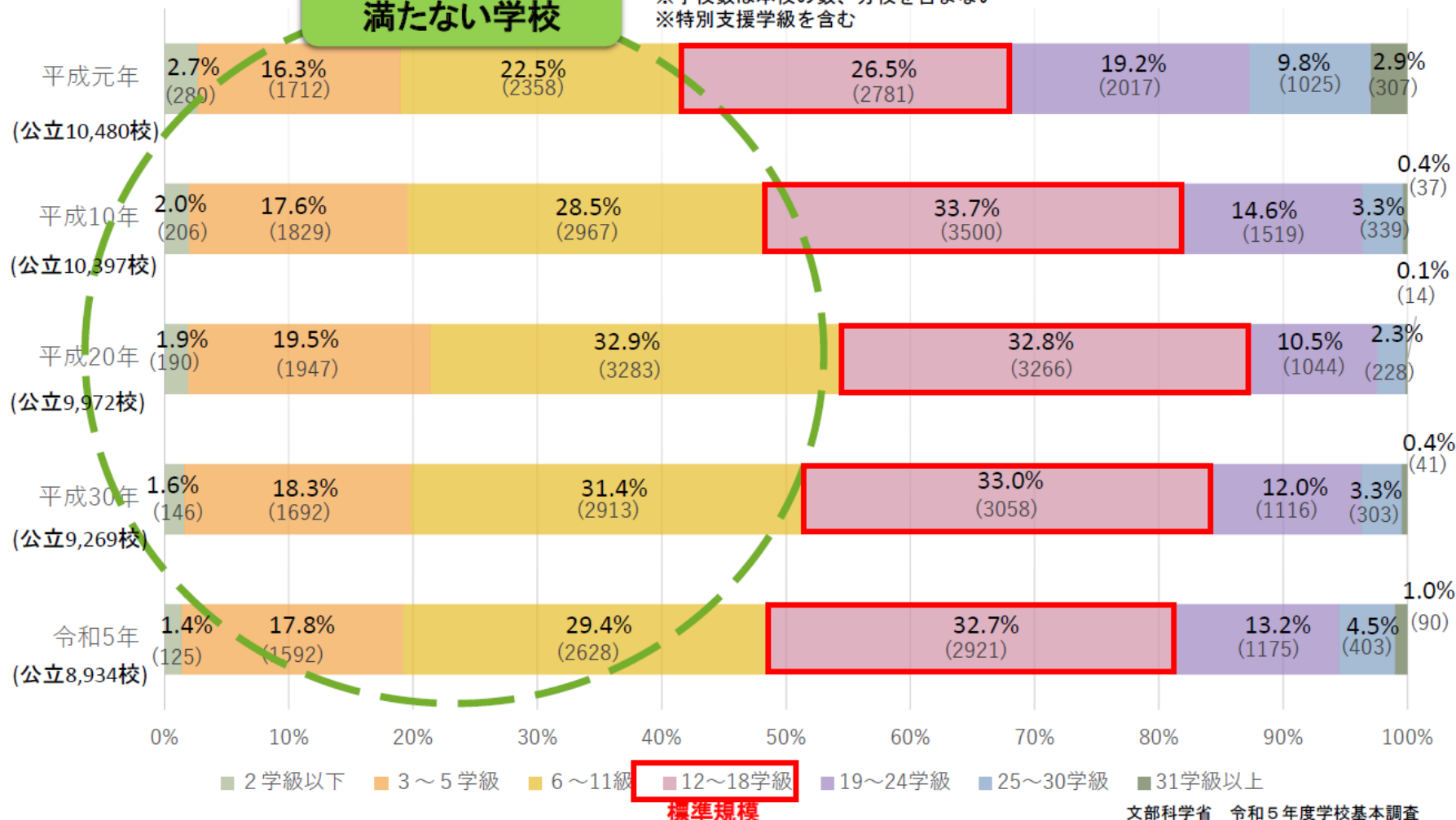
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※【出典】文部科学省 義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ 参考資料

公立中学校の約 5 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】

中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

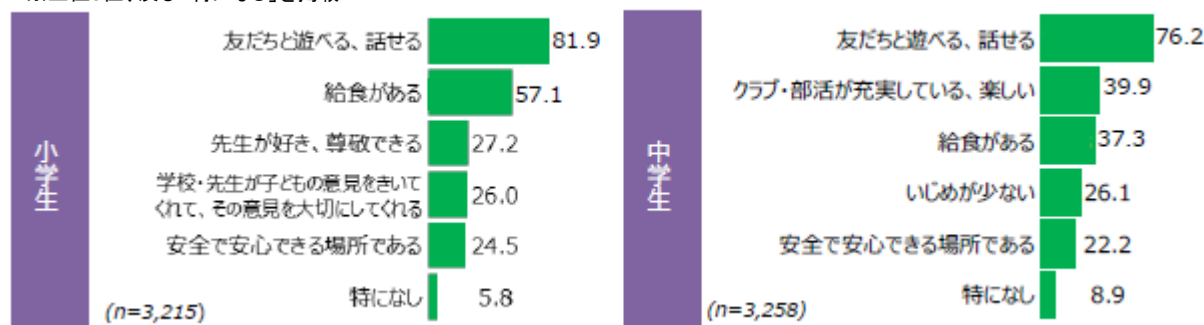
- 「友達と遊べる・話せる」が最も高く76%で、それに「給食がある」（32%）、
「クラブ・部活が充実している・楽しい」（31%）、「いじめが少ない」（26%）、
「安全で安心できる場所である」（24%）が続く。

□ 学校で良いと感じる点

Q. ふだんの学校での生活で、良いと思うことをすべて教えてください。【複数回答】(n=9,835: 学校に所属している人)



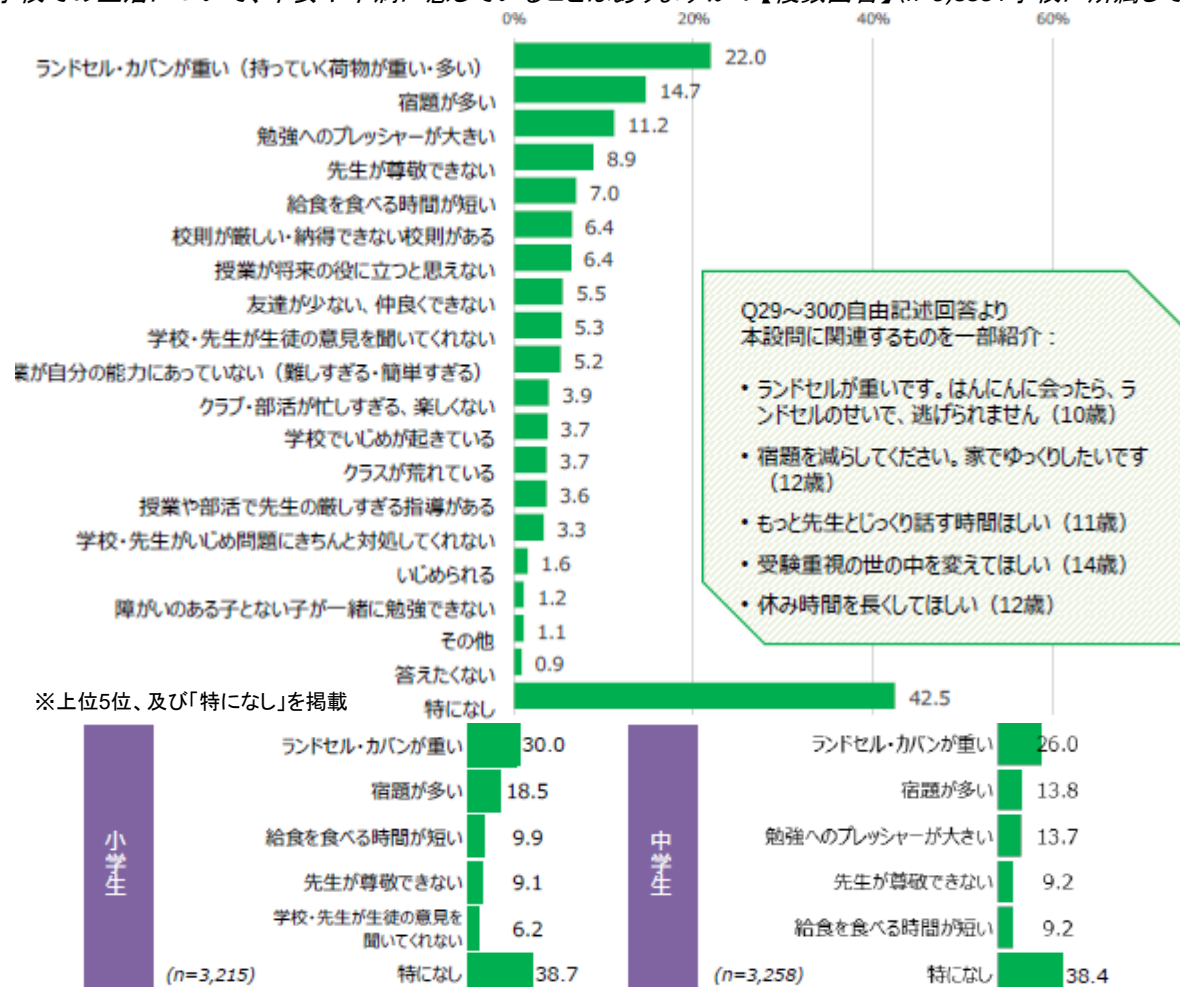
※上位5位、及び「特になし」を掲載



○ 不安・不満を感じる点に関しては、回答者全体でみると、「特になし」という回答が4割超であるが、その他、「ランドセル・カバンが重い」（22%）、「宿題が多い」（15%）、「勉強へのプレッシャーが大きい」（11%）の3つが10%を上回る結果となった。

□ 学校で不安・不満を感じる点

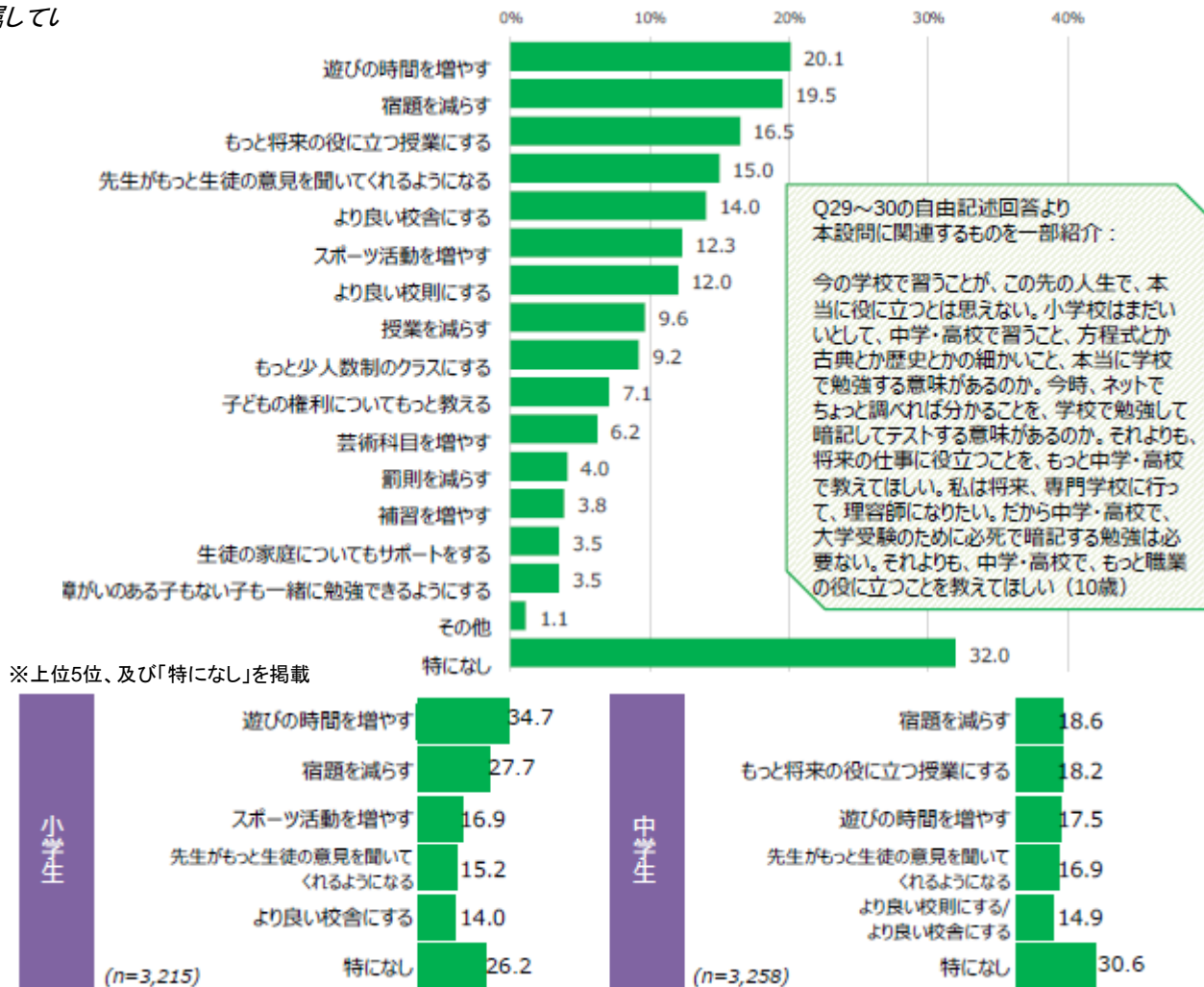
Q.あなたが、ふだんの学校での生活について、不安や不満に感じていることはありますか？【複数回答】(n=9,835:学校に所属している人)



○ 全体では「特になし」が32%と最も高いが、続いて「遊びの時間を増やす」と「宿題を減らす」が20%程度で並び、次いで「もっと将来の役に立つ授業をする」が17%、「先生が生徒の意見を聞いてくれるようになる」が15%となった。

□ 学校についてもっとこうなったらいいなと思うこと

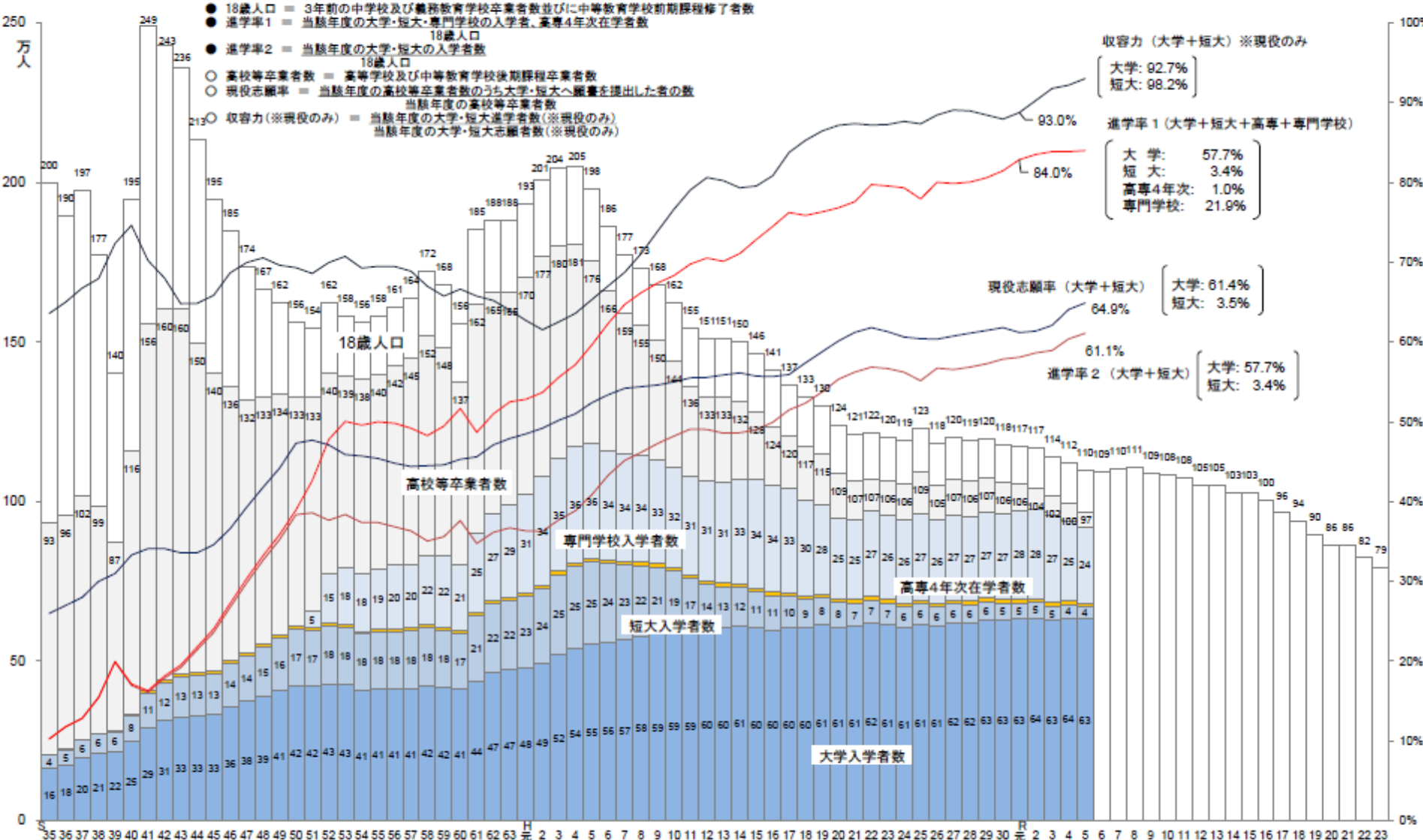
Q. あなたが通っている学校について、今良いと思っているか、不満に思っているかは関係なく、もっとこうなったらいいなと思うことはありますか？【複数回答】
(9,835：学校に所属して)



高等教育

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、ピークであった昭和41年には、約249万人であったが、令和5年には110万人にまで減少。令和23年には80万人を切ることが予測されている。高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和5年には大学のみで57.7%、全体で84.0%となっている。



出典：文部科学省「学校基本統計」。令和6～23年については国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生中位・死亡中位）」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

男女別・18歳人口と大学進学率等の推移

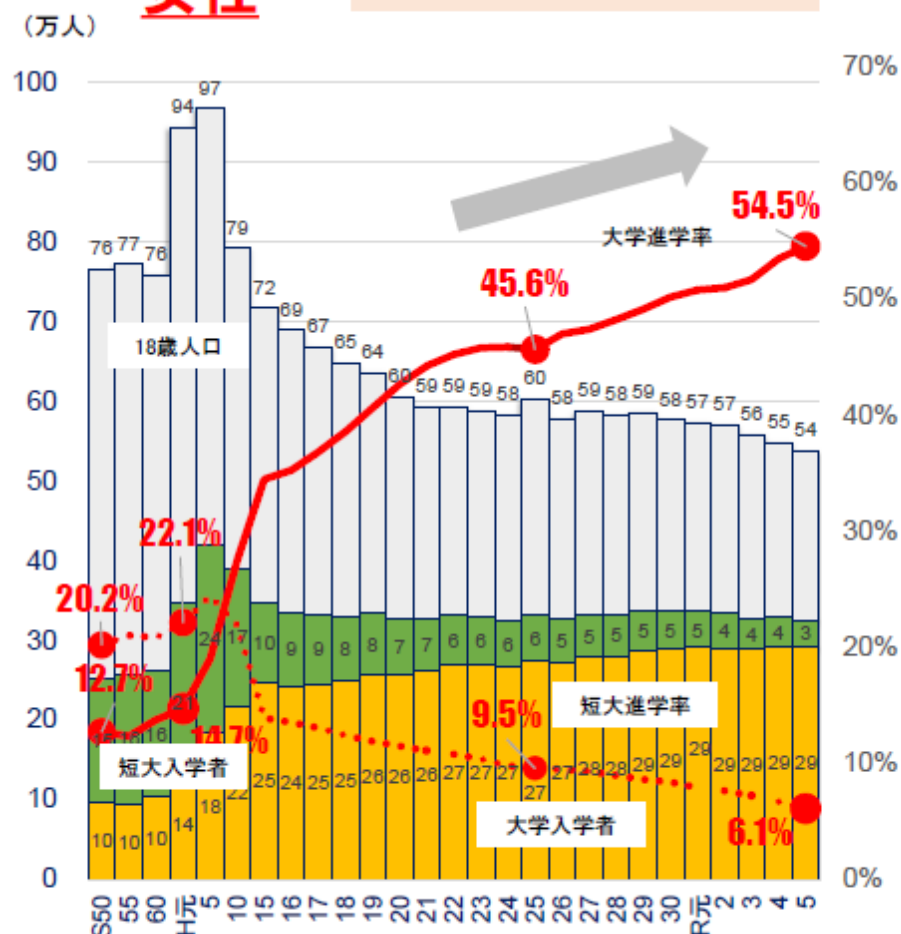
- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約20万人増加、進学率も約42ポイント増加している。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

女性

H25→R5

大学進学率: 約8.9ポイント増

大学入学者数: 約1.8万人増



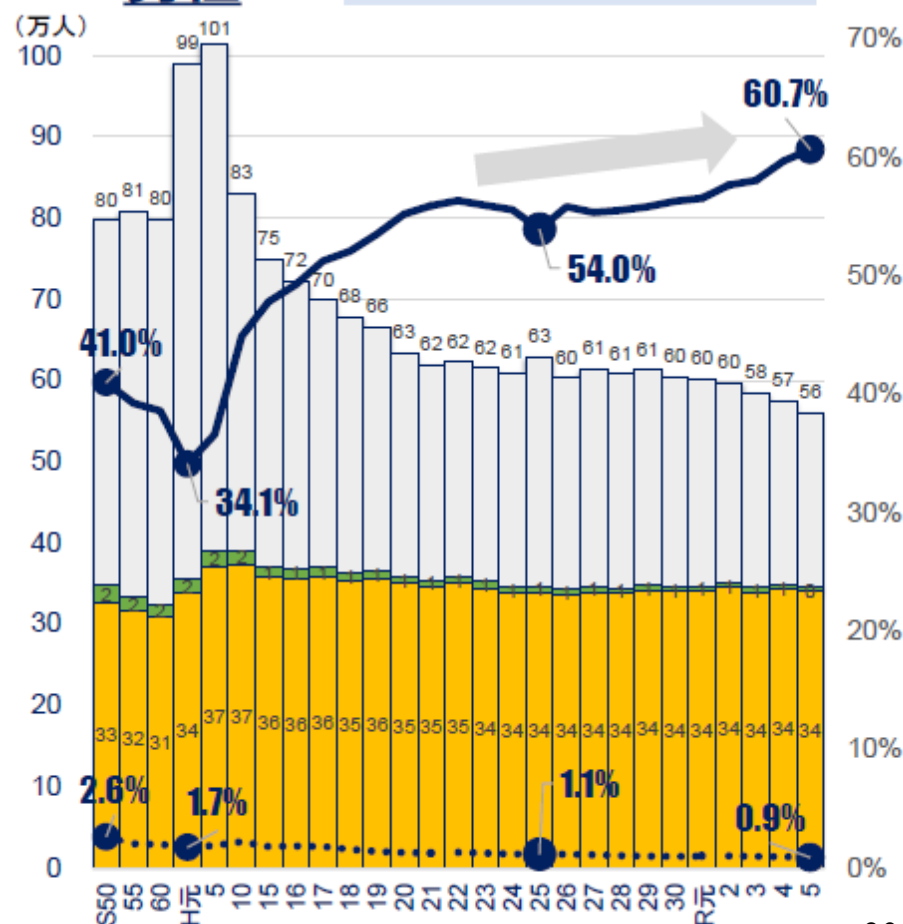
【出典】文部科学省「学校基本統計」

男性

H25→R5

大学進学率: 約6.7ポイント増

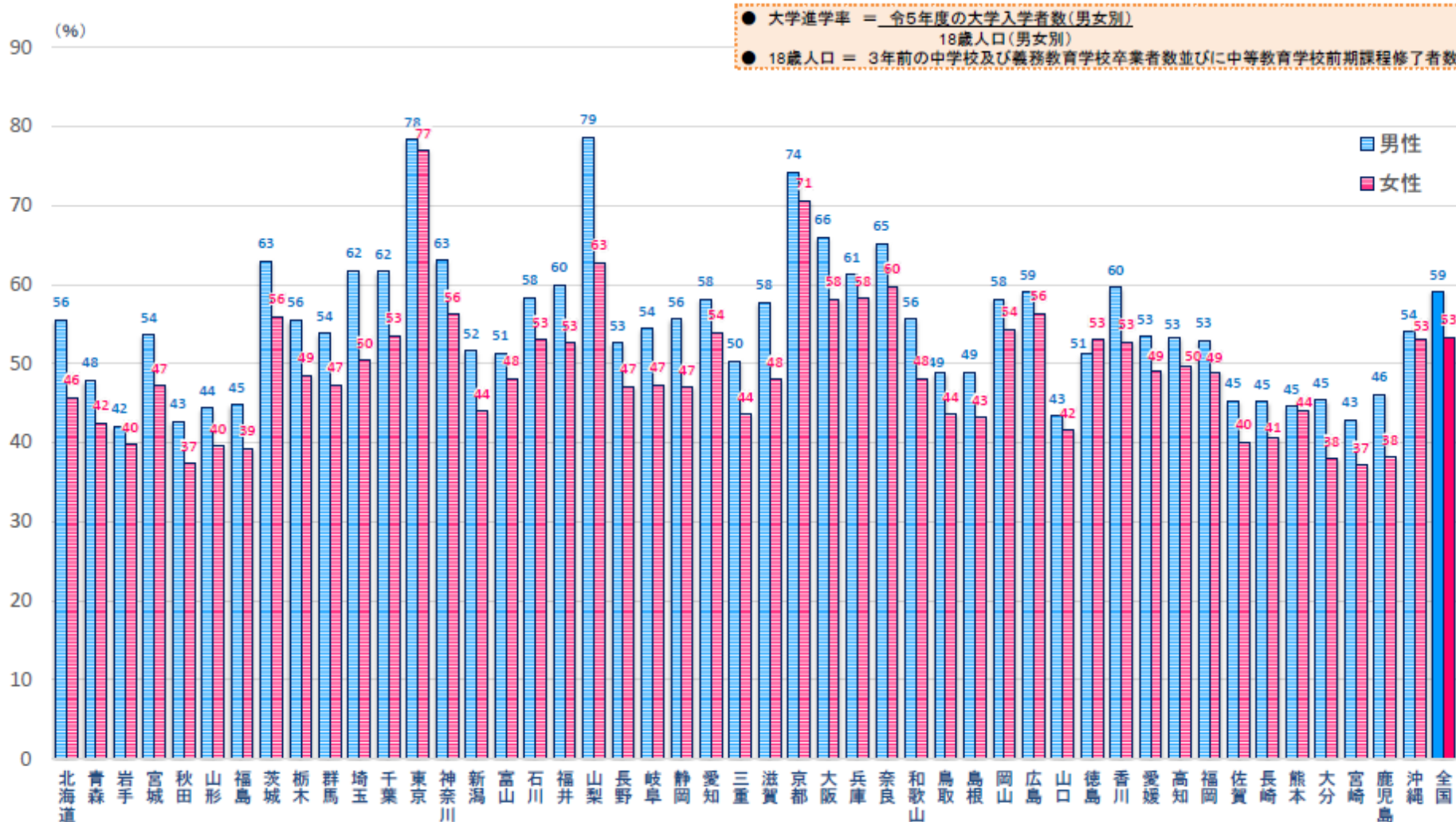
大学入学者数: 横這い



※【出典】文部科学省 高等教育の在り方に関する特別部会（第14回）【参考資料1】関係データ集

男女別・都道府県別の4年制大学進学率

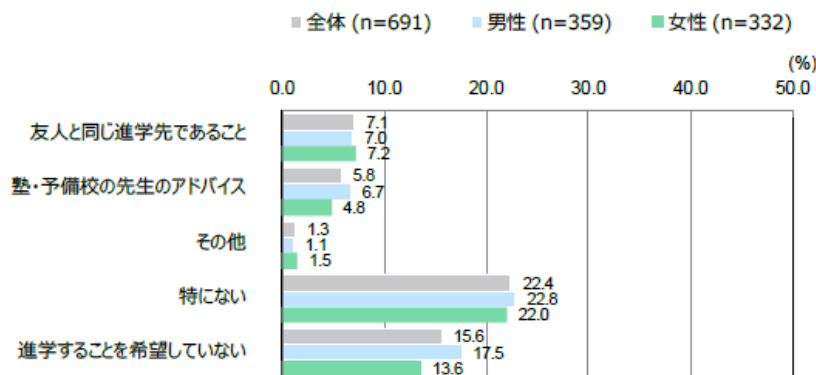
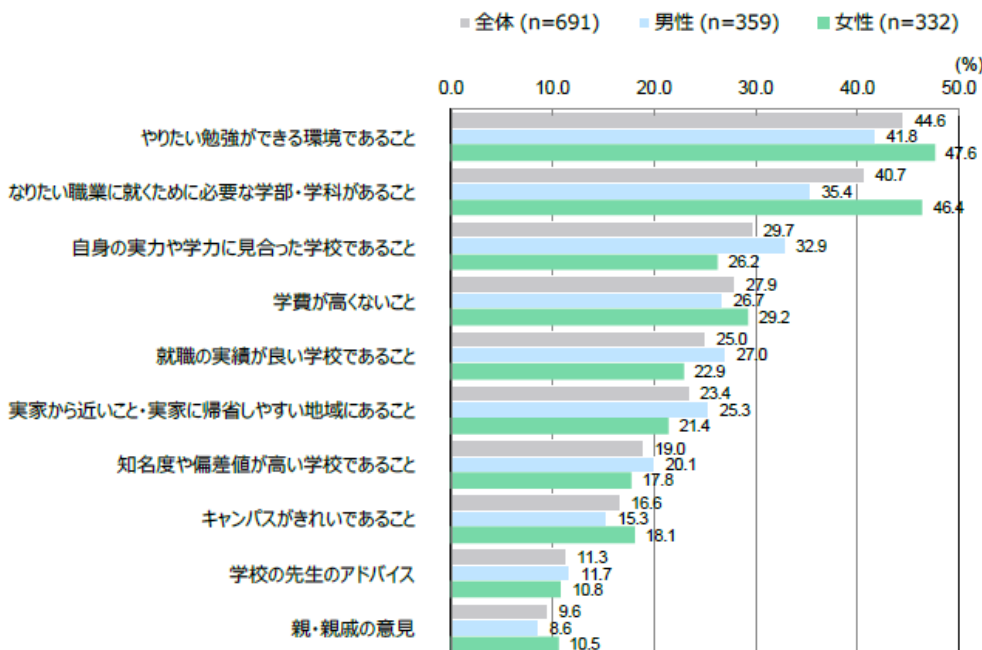
大学進学率を男女別にみると、徳島県を除く46都道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は
 ①山梨県（15.8ポイント）、②埼玉県（11.4ポイント）、③北海道（9.8ポイント）、④滋賀県（9.7ポイント）の順に高い。



進学先の選択において重視すること

進学先の選択において全体の4割以上が「やりたい勉強ができる環境であること」を重視すると回答している。男性では「自身の実力や学力に見合った学校であること」、女性では「なりた職業に就くために必要な学部・学科があること」が2番目に多い。

質問14：あなたが、自身の進学する大学等（専門学校なども含む）を選んだ/選ぶ動機のうち、重視していた/重視しているものを3つまで教えてください。（質問1で「高校・在学中」「短大・高専」「専門学校」「大学」と回答した人のみ、質問1で「短大・高専」「専門学校」「大学」と回答した場合、「進学することを希望していない」の選択肢は非表示。）



「その他」の自由記述

- ・ 入りたい部活動があること
- ・ 自分に合った校風であること
- ・ 大学の先生が信頼できること
- ・ 家業に関わる

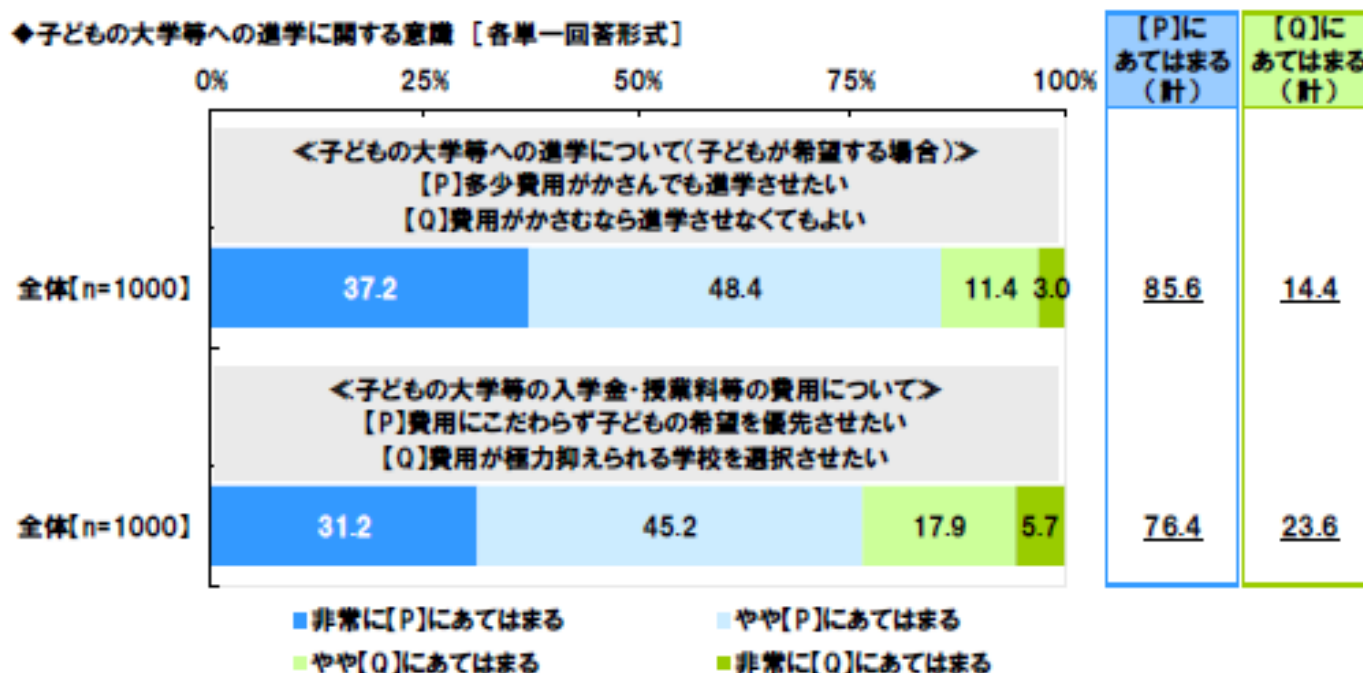
- ・ 通学せずオンラインで学べること
- ・ 好きな街で学ぶこと
- ・ 受験方式
- ・ 学校の環境や先生の性格

○ 子どもの大学等への進学に関する意識について聞いたところ、「（子どもが希望する場合）多少費用がかさんでも進学させたい（計）」（「非常に」と「やや」の合計、以下同様）が85.6%、「費用がかさむなら進学させなくてもよい（計）」が14.4%であった。

○ 子どもの大学等の入学金・授業料等の費用については、「費用にこだわらず子どもの希望を優先させたい（計）」が76.4%、「費用が極力抑えられる学校を選択させたい（計）」が23.6%であった。

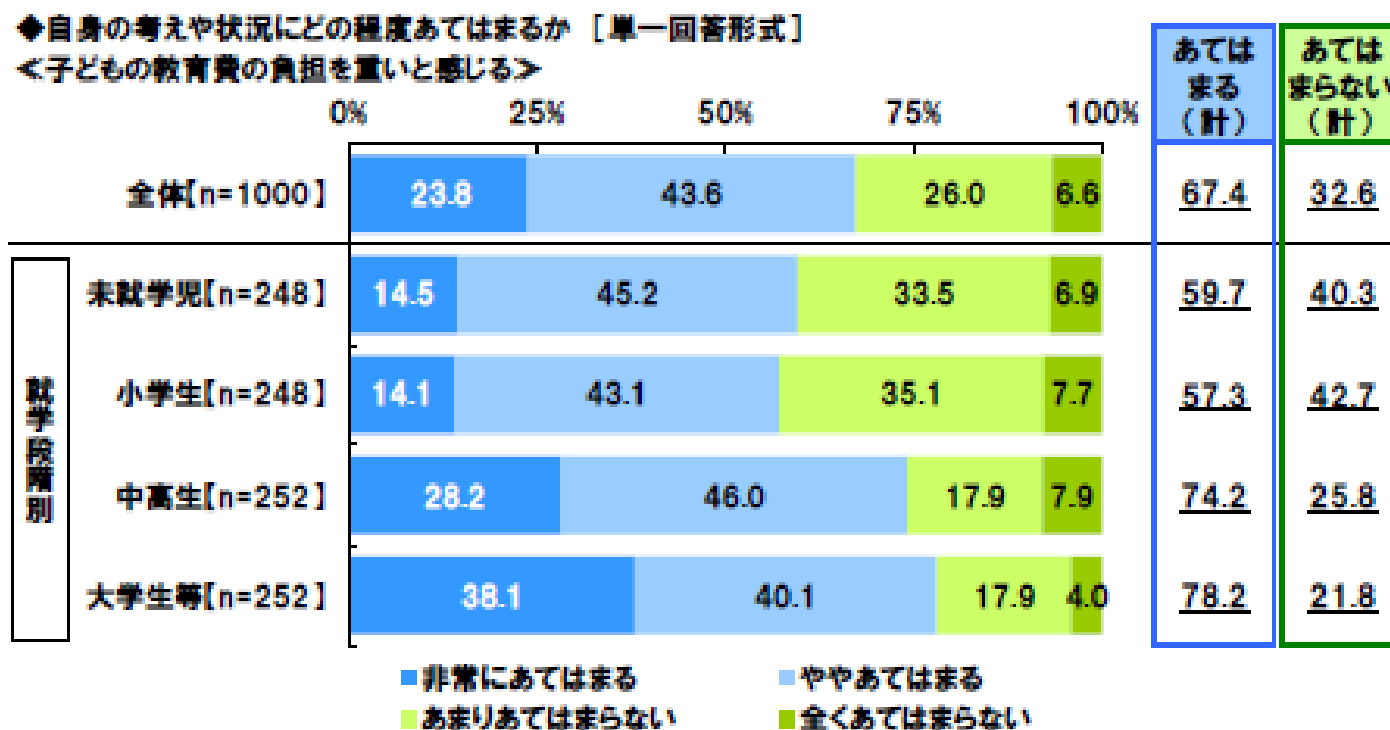
⇒経済的理由で進路選択の幅を狭めることはしたくないと考える親が多いのではない。

（図 2）



- 自身の考えや状況に、《子どもの教育費の負担を重いと感じる》がどの程度あてはまるか聞いたところ、「非常にあてはまる」が23.8%、「ややあてはまる」が43.6%で、合計した「あてはまる（計）」は67.4%となった。
- 子どもの就学段階別にみると、「あてはまる（計）」と回答した親の割合は就学段階が上がるほど高くなる傾向がみられ、大学生等（予備校生・浪人生・大学生・短期大学生・専門学校生、以下同様）の親では78.2%であった。

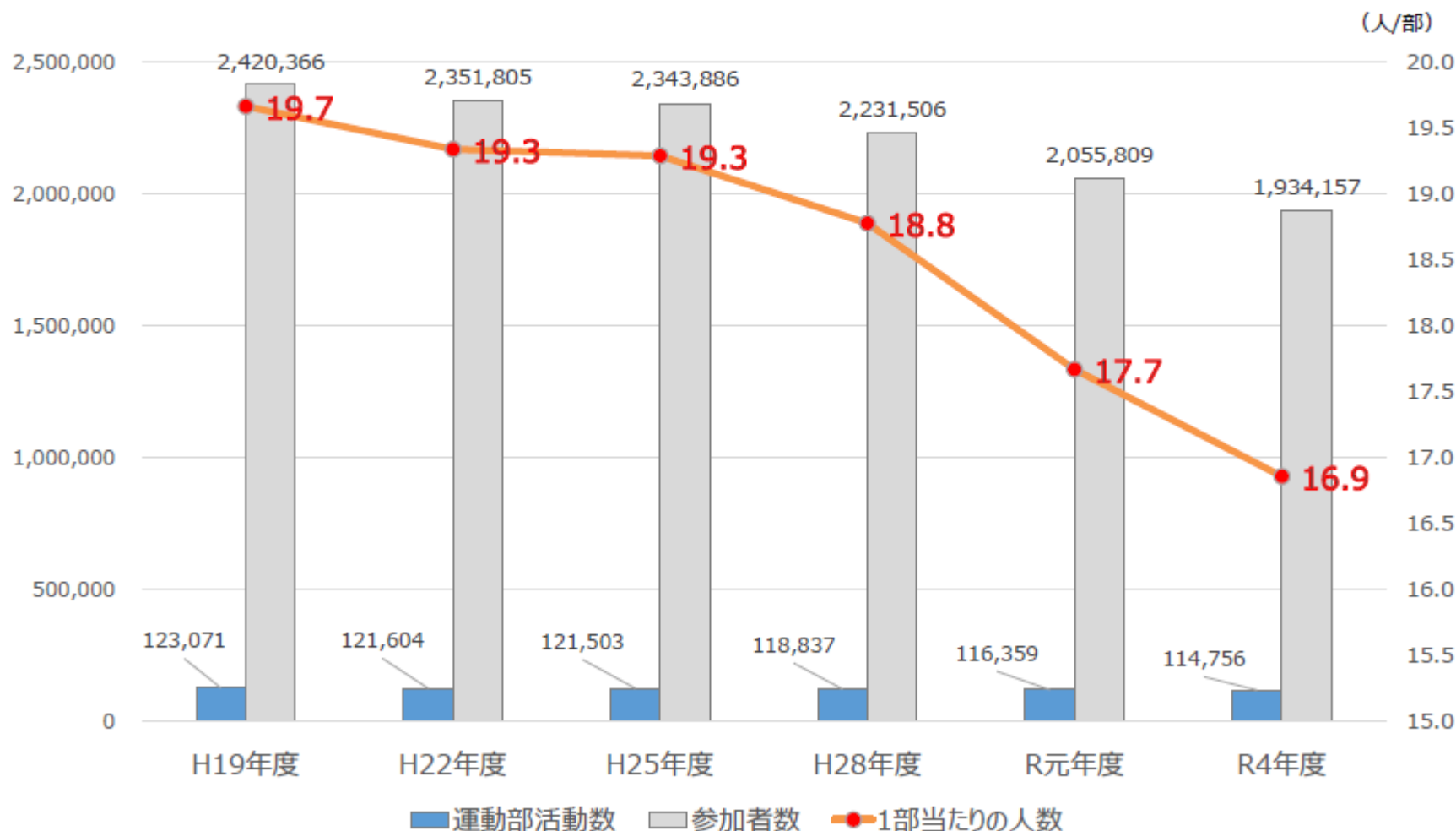
（図 5）



部活動

運動部当たりの参加人数（中学生）

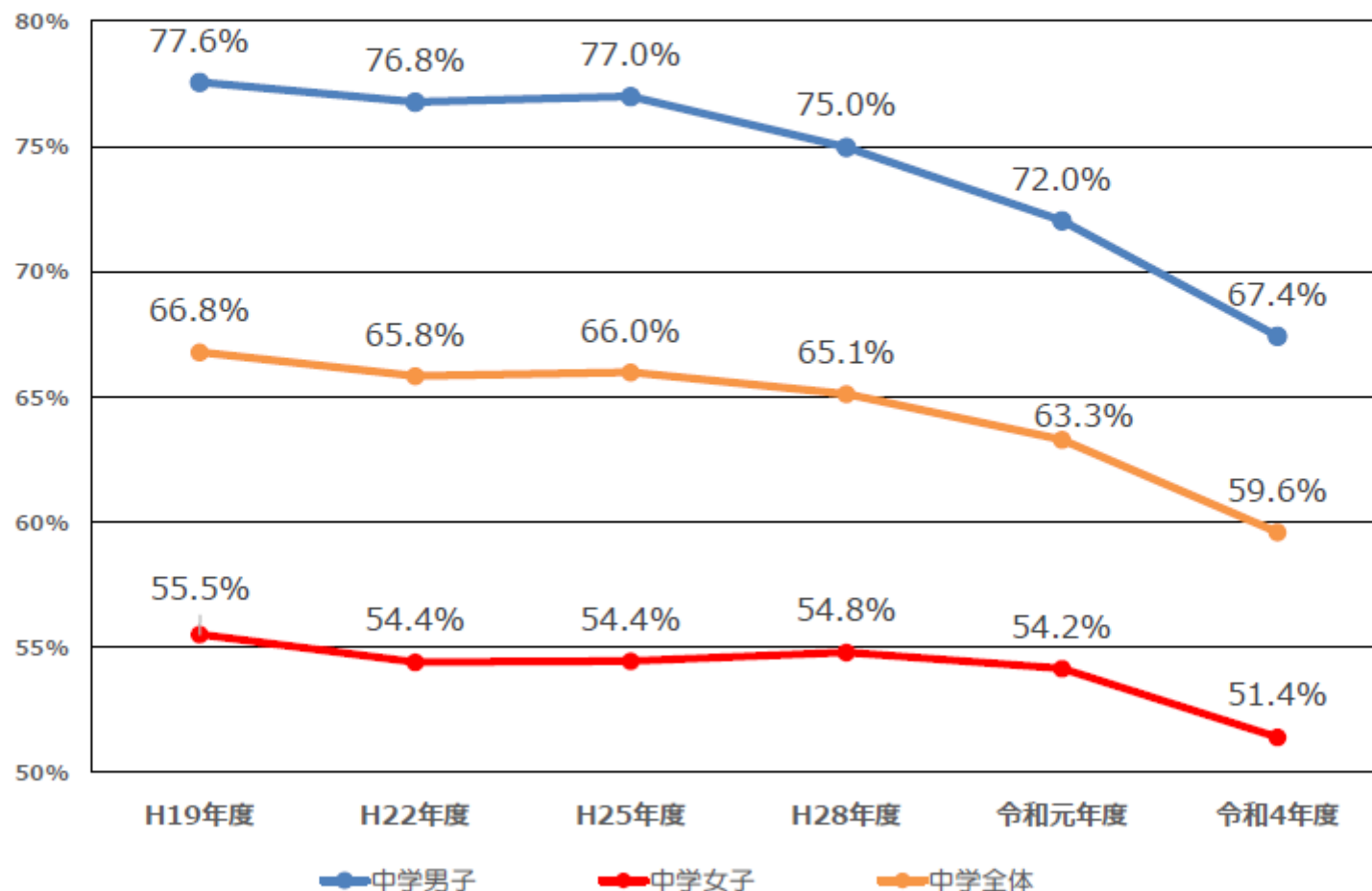
- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にある。



（出典） 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動 参加率（中学校）

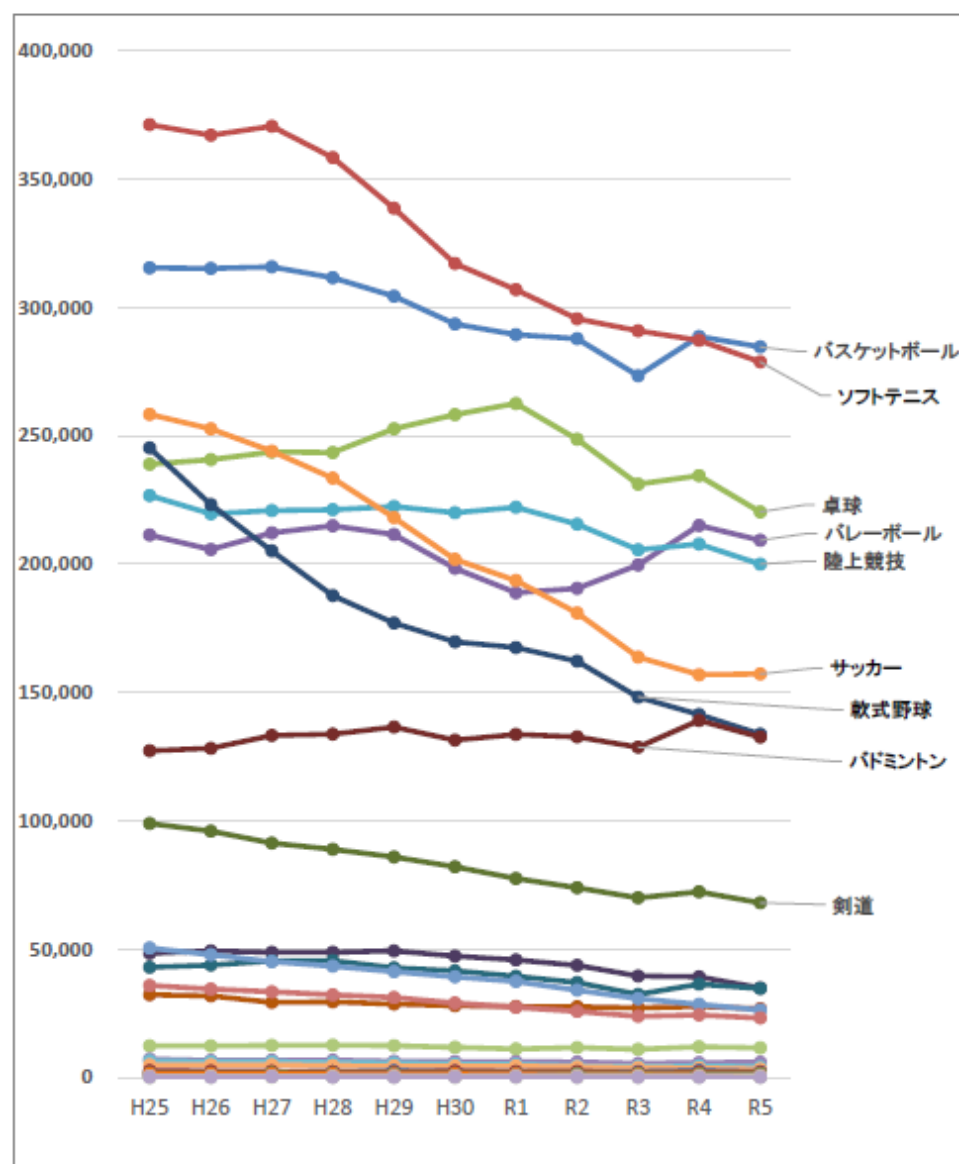
- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



（出典） 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動に参加している中学生数の推移

競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,886	1,863,196	-20.51%	-480,690

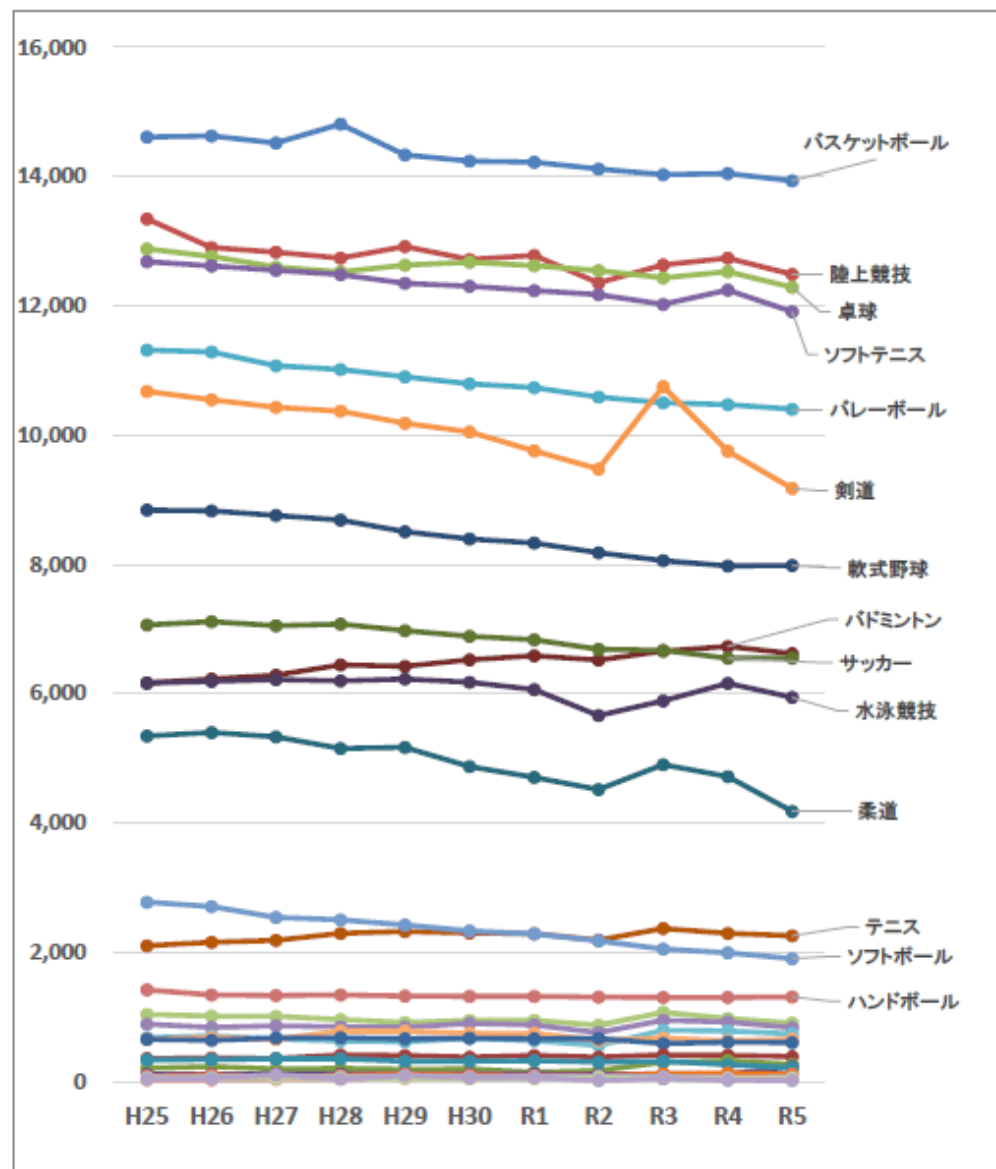


(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

※【出典】地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議(第1回) 配付資料

中学校における競技別運動部活動数(学校数)の推移

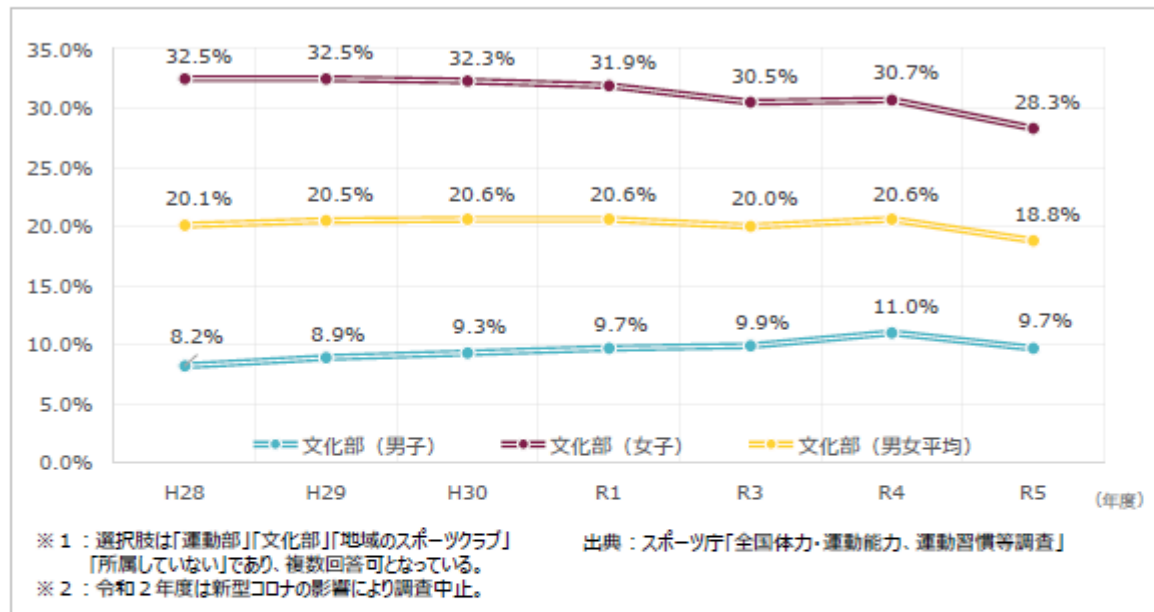
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	14,611	13,933	-4.6%	-678
陸上競技	13,345	12,486	-6.4%	-859
卓球	12,881	12,285	-4.6%	-596
ソフトテニス	12,683	11,907	-6.1%	-776
バレーボール	11,314	10,401	-8.1%	-913
剣道	10,675	9,174	-14.1%	-1,501
軟式野球	8,838	7,981	-9.7%	-857
バドミントン	6,164	6,617	7.3%	453
サッカー	7,062	6,549	-7.3%	-513
水泳競技	6,164	5,939	-3.7%	-225
柔道	5,341	4,178	-21.8%	-1,163
テニス	2,098	2,252	7.3%	154
ソフトボール	2,773	1,899	-31.5%	-874
ハンドボール	1,415	1,308	-7.6%	-107
体操競技	1,036	900	-13.1%	-136
新体操	884	832	-5.9%	-52
スキー	675	735	8.9%	60
空手	651	650	-0.2%	-1
弓道	651	602	-7.5%	-49
ラグビー	352	384	9.1%	32
スケート	205	262	27.8%	57
ホッケー	109	225	106.4%	116
相撲	332	209	-37.0%	-123
アイスホッケー	78	107	37.2%	29
なぎなた	59	62	5.1%	3
レスリング	23	51	121.7%	28
アーチェリー	49	44	-10.2%	-5
フィギュア	39	13	-66.7%	-26
合計	120,507	111,985	-7.1%	-8,522



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

文化部活動を取り巻く現状

✓男女別文化部所属割合の推移



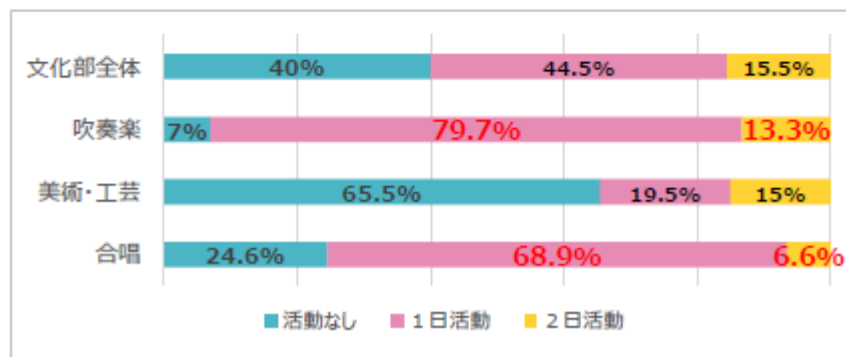
- 文化部に所属する割合は、R4以降男女ともに減少傾向
- 文化部の設置率は吹奏楽部が最も多い
- 休日の活動日数は、吹奏楽、合唱で多い傾向

✓文化部の設置率

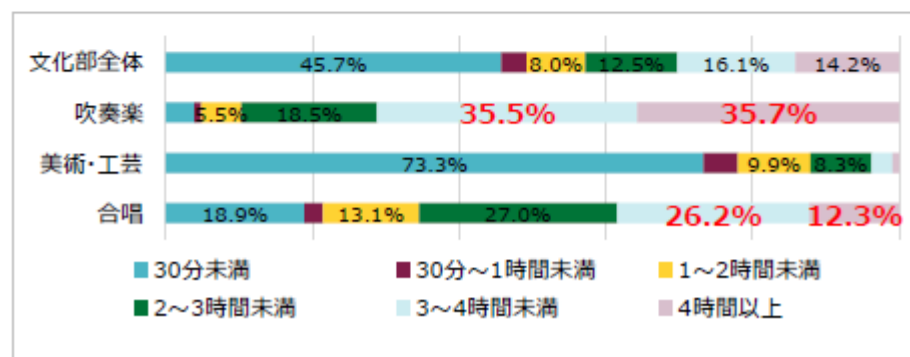
順位	部活動	割合
1	吹奏楽部	71.9%
2	美術・工芸部	61.1%
3	自然科学部	14.4%
4	パソコン部	12.4%
5	合唱・コーラス部	9.4%

出典：文化庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域文化環境の整備に関する実施状況調査」(R5.10)

✓休日の活動日数（令和2年度現在）



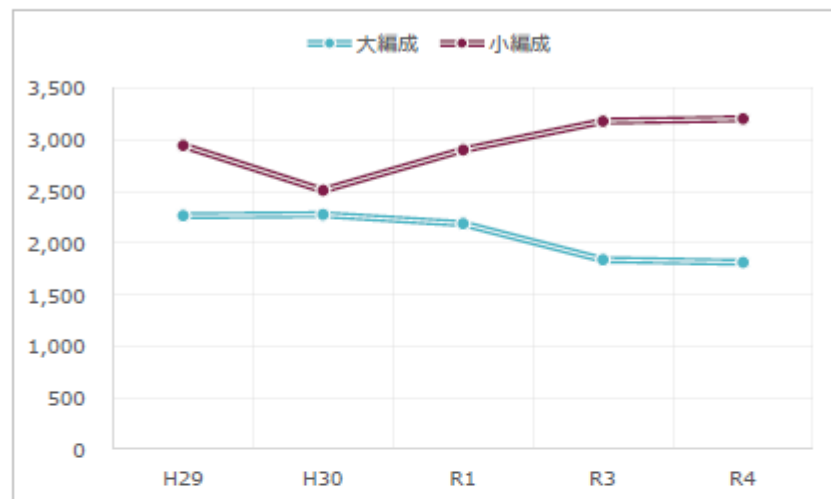
✓休日の活動時間（令和2年度現在）



出典：文化庁「文化部活動等の実態調査」(R2.3)

中学校の吹奏楽部を取り巻く現状

✓大編成数と小編成数の推移



大編成

全日本吹奏楽コンクールまでつながる部門 50人以内

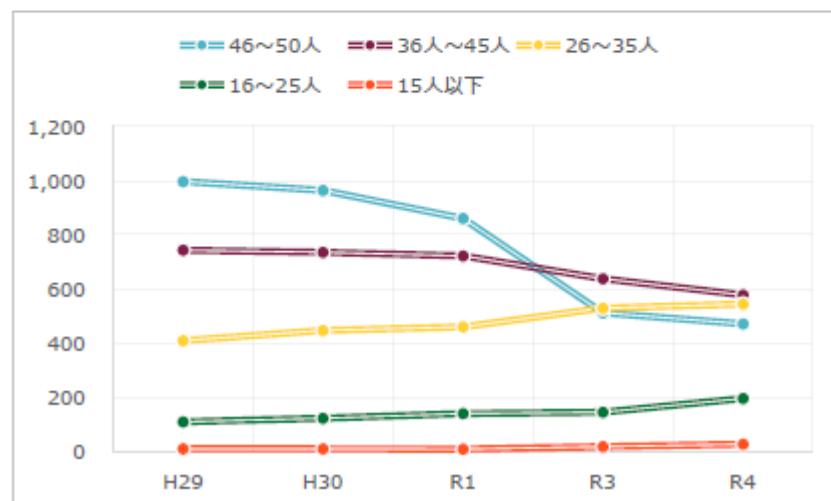
小編成

全国大会に繋がらない部門 概ね30人程度以内※

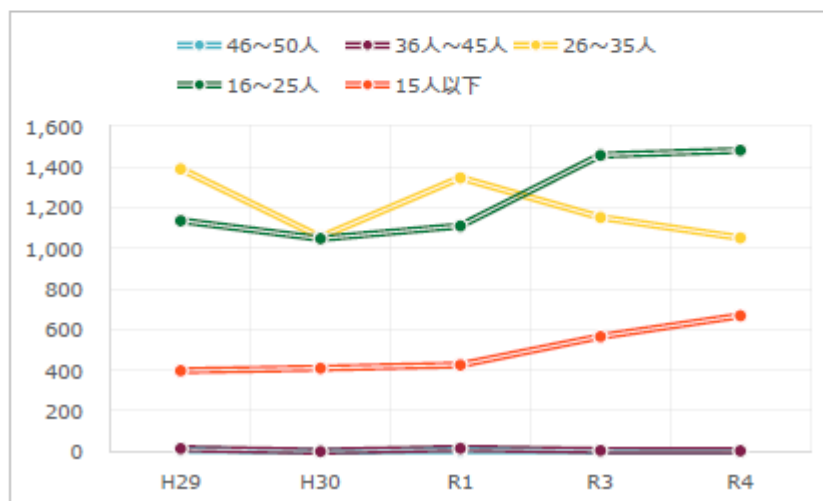
※ 実施団体により異なる

- 大編成数が減少する一方、小編成数が増加傾向
- 大編成においては、36人以上の構成が減少する一方、35人以下の構成が増加傾向
- 小編成においては、25人以下の小規模な構成が増加傾向
- 編成の大小に関わらず少人数化が進行

✓大編成における構成人数の推移



✓小編成にける構成人数の推移

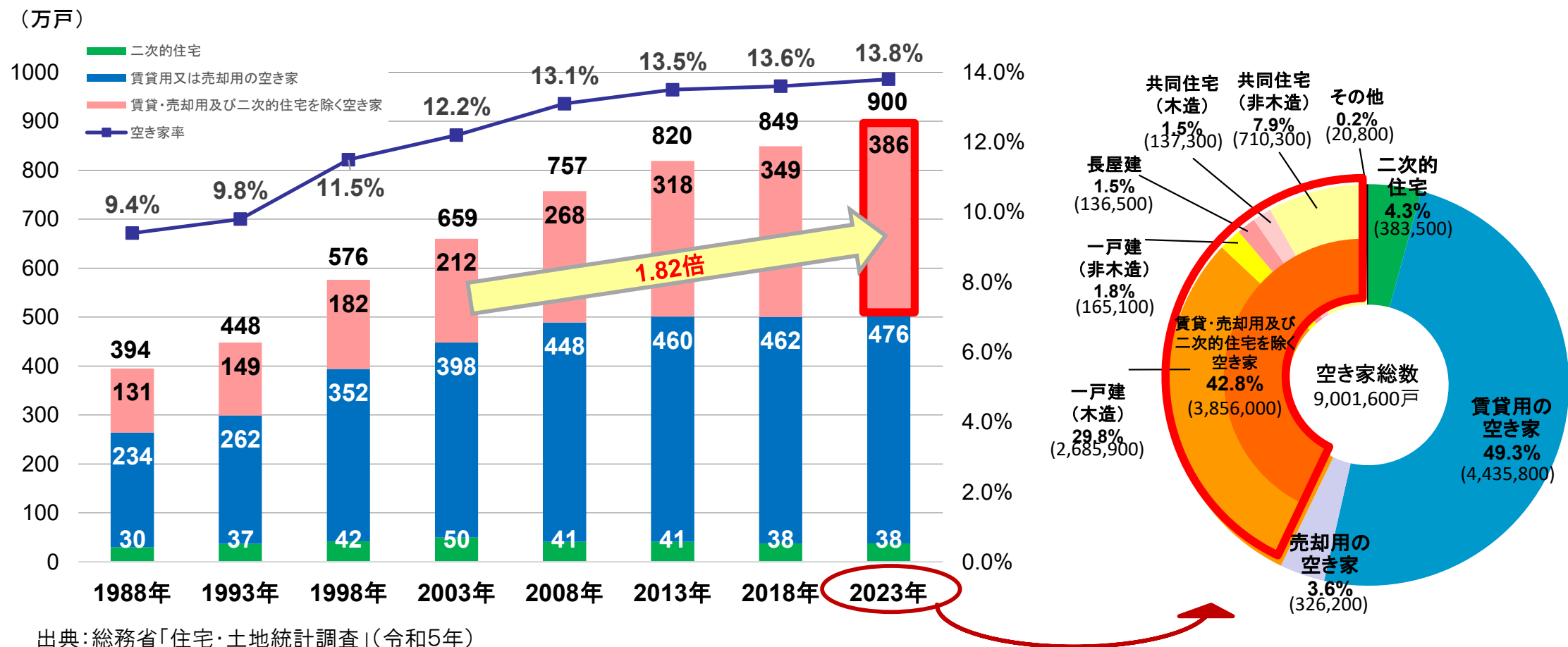


出典：全日本吹奏楽連盟「実態調査」(R4)

VIII. 空き家

空き家の現状(種類別)

- 空き家の総数は、この20年で約1.4倍(659万戸→900万戸)に増加。
- 空き家の種類別の内訳では、「使用目的のない空き家」(386万戸)がこの20年で約1.8倍に増加。
- 「使用目的のない空き家」は、「一戸建(木造)」(269万戸)が最も多い。



出典:総務省「住宅・土地統計調査」(令和5年)

[空き家の種類]

二次的住宅:別荘及びその他(たまりに寝泊まりする人がいる住宅)

賃貸用又は売却用の空き家:新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家:上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

IX. 社会資本の老朽化

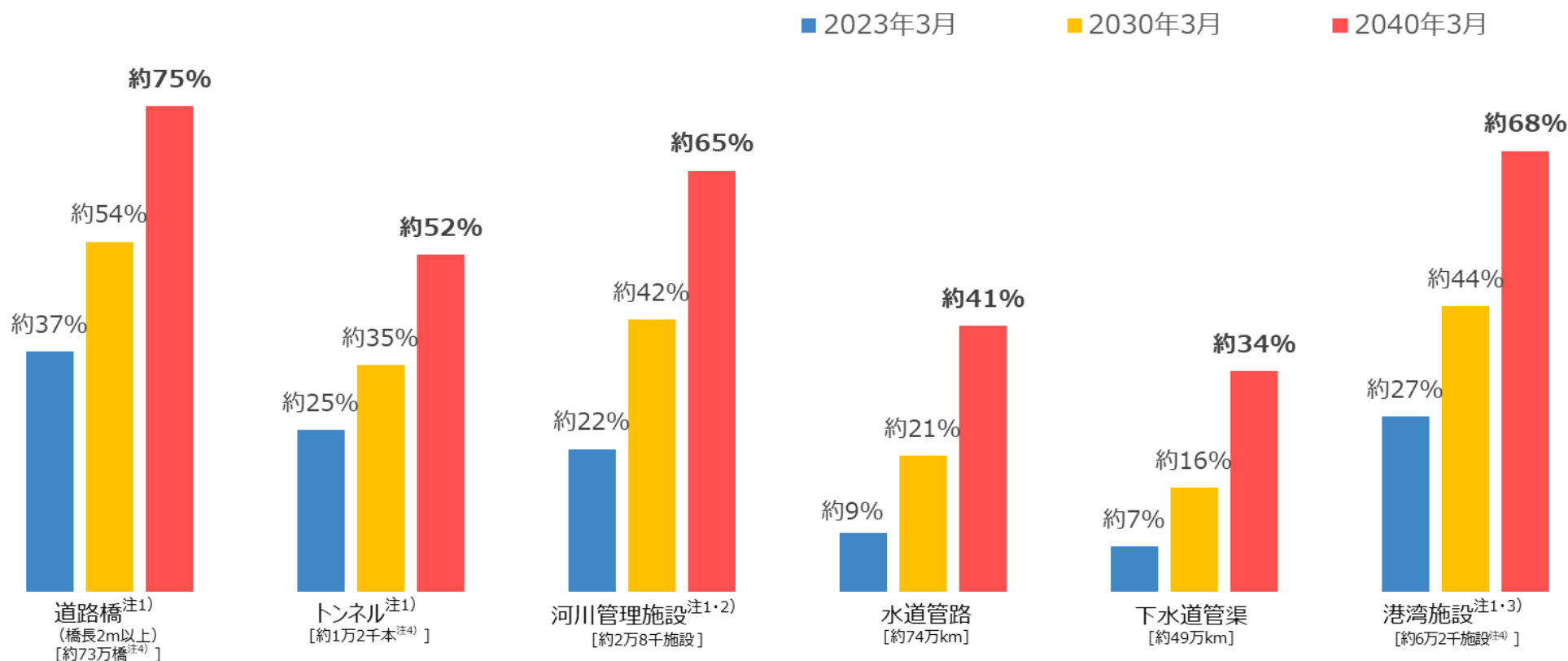
建設後50年以上経過する社会資本の割合

高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合】（2023年3月時点）

[] : 各施設の総数（総延長）



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国: 堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市: 堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

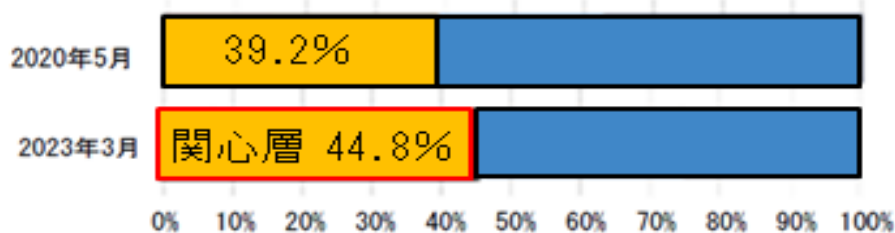
注3) 一部事務組合、港務局を含む。

注4) 総数には、建設年度不明の施設数を含む。

X. 二地域居住・関係人口

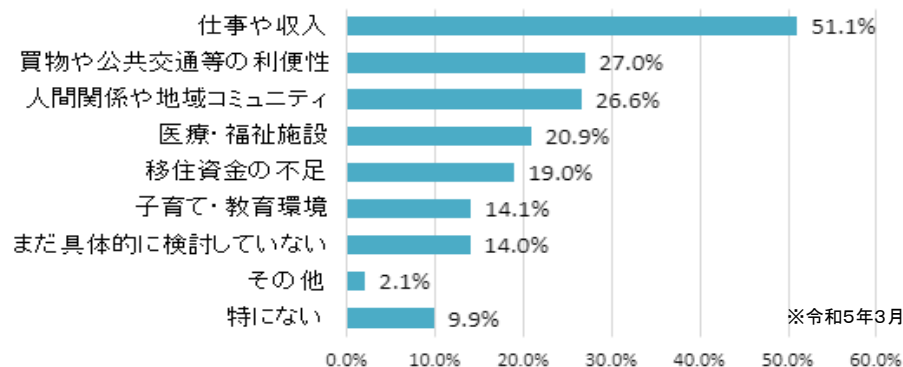
- コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数が関心あり（令和5年4月内閣府調査）。
- 二地域居住等を実施していない人のうち、約3割が関心あり。二地域居住の実施者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン（令和4年度国土交通省調査）。
- 地方移住に当たっては、住まいのほか、移住先でのなりわい（仕事）や、買物や公共交通等の利便性、人間関係や地域コミュニティを懸念として挙げる人が多い。

地方移住への関心（20歳代）



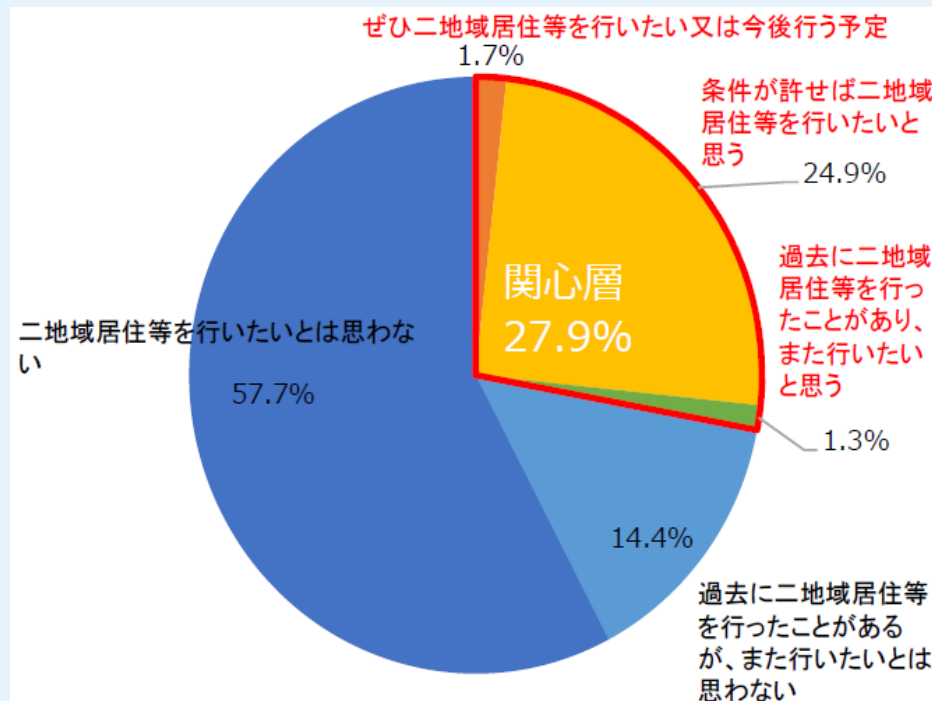
（出典）内閣府「第6回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和5年4月）
（備考）東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。

地方移住に当たっての懸念



（出典）内閣府「第6回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和5年4月）
（備考）東京圏在住で地方移住に関心がある人

二地域居住等への関心



（出典）国土交通省「二地域居住に関するアンケート」（インターネット調査（令和4年8月））
※本アンケートは、18歳以上の全世代に対して実施しており、全体の回答者は約12万人。
※「現在、二地域居住等を行っている地域はありますか」という質問に「ある」と答えた回答者は全体の6.7%。
※上記のグラフは、この質問に「ない」と答えた回答者に対する「二地域居住等を行いたいと思いますか」という質問への回答の分布を表している。

地域生活圏専門委員会での主な御意見

第1回地域生活圏専門委員会の主な御意見

(1)「地域生活圏」の捉え方・考え方等について

NO.	要旨
1	(水谷委員) 何のための「国土形成」なのか、何のための「地域生活圏」なのかという理念について、計画のための理念ではなく国民のため、そこで暮らす人々のためのものだということを、国土交通省はもちろんのこと、自治体の長や職員、町内会長等が自分の言葉で説明できるようになることが必要ではないか。
2	(羽藤委員) 新たな国土像をどう描くかということは極めて難しく、その新たな国土像を皆で共有することが「地域生活圏」という言葉に込められている、非常に重要な意味なのではないか。
3	(羽藤委員) 1つのメイン都市ではなく複数の核になるような地域資源を立体的に高流動型でつないでいくことが新たな「地域生活圏」なのではないか。地域の中での相補性、互いの地域がつながっていることのメリットを出していけるのではないか。
4	(石田委員長) 国土形成計画において、地域生活圏の人口規模は「おおよそ10万人」と書かれているが、この10万人という数字が独り歩きしてしまっているのではないかと意見が推進部会でも出ている。もう少し小さくても良いのではないかという意見もある。
5	(石田委員長) 上手く暮らすためには稼ぐことが極めて大事。これまでの国土形成計画においては稼ぐ方と、生活を守る、暮らすという方と別々の場面で議論されることも多かったが、これからは稼ぐことと暮らすことを同時に考える必要がある。
6	(宇野委員) ありとあらゆるサービスを1つの自治体でフルセットで揃えようという点に問題がある。今後はサービスごとに、そのサービスを提供する単位をつくっていけばよいのではないか。

(1)「地域生活圏」の捉え方・考え方等について

NO.	要旨
7	(宇野委員) 地域生活圏の形成にあたっては、まず、それぞれの地域が、今自分たちはどういう状況に置かれており、自分たちの将来像をどうやって自分たちで選ぶのかをしっかりと考えることが重要である。
8	(越委員) 民間企業との連携については様々な形を検討する必要がある。完全民営化、コンセッション、SPCをつくる等、より良い形について議論したい。また、今後はIT企業やスタートアップも巻き込んでいく必要があるのではないかな。
9	(羽藤委員) 新しいことをやろうとすると地域の既存企業が抵抗勢力となる場合がしばしばある。元々おられる方と新しく住まわれる方の間の翻訳がないと妙な軋轢が生まれてしまう。既得権益の方々が抵抗勢力になってしまう。
10	(原田委員) 同じような問題を抱えている地域であれば、デジタルを活用しプラットフォームを一緒に作る等、近隣のみならず遠隔地でも連携できるのではないかな。
11	(原田委員) 地域の担い手について、本気でコミットする方が動きやすい形態はどのようなものか(企業、第3セクター、協議会等)について議論したい。
12	(成田委員) 協同組合は私的セクターと公的セクターの中間に位置し、地元の方たちの出資によって成り立つためパブリック性があり、人口減少社会における困りごと等において公共ができないことをやっていくことができる。

(2) 地域内経済循環・事業の持続性について

NO.	要旨
13	(神田委員) サービスに対する収入という目線のお金と、地域経済をどれだけ循環するかという目線のお金を別で捉えなければならない。どれだけのお金を地域の中で循環させるかという目線を特に重要視したい。
14	(神田委員) 経営的な判断が求められる中で、ファイナンスの仕組みと出資の判断をいかに組み込んでいくのかというところが課題である。
15	(松江委員) 地方銀行や信用金庫等、事業を一緒に作る、地域の需要を作るという部分が先に来ている、ネットワーク、人材、情報というリソースと、それをベースにしたアイデアをもってハブとなり、そこで需要をつくったうえで結果的に必要なお金を貸すという手順でいろいろな構想が動き始めている。
16	(原田委員) 地方銀行や信用金庫等、地域金融の役割は重要。先進的に頑張っている地域金融の主体的で地に足着いた取組を研究したり発信したりしていく必要があるのではないかな。
17	(原田委員) 融資・出資ができるかというのは、すなわち「規模」と「お金」の流れが見えるかということである。サステナブルにするためには、長期間でのキャッシュフローがしっかり見えることが大事である。
18	(原田委員) 地方銀行や信用金庫等について、連携という面においては、地域連携をしなければ経営基盤が成り立たないので、前向きなパターンとやむを得ずのパターンがあるものの、広域連携は進んでいる。
19	(石田委員長) 地方銀行や信用金庫には、地域のいろいろな情報が集まってくる。お金だけではなく情報の流れも大事なことだと考える。

(3) その他

NO.	要旨
20	(成田委員) 地方における経済的豊かさの優位性ということで、実は地方の方が豊かであるということが数値でも示されている。
21	(成田委員) 産官学で連携しながら、地域内に埋もれているデータを地域づくりに上手く生かしていくチャレンジが必要。
22	(松江委員) 目標設定をどうするかが大事。すぐにでも必要な短期の方策と、腰を据えて検討する長期の方策を同時に検討していく必要がある。
23	(松江委員) 地域生活圏における議論の目標設定をどうするか。経済価値だけではなく、環境、健康、主観的な幸福度の感じ方等、「Well-being」ということを1つの目標において取組を進めることが広がりつつあると思う。
24	(石田委員長) エネルギー、食糧、水の安全保障といったことはよく言われるようになったが、そこに、地域の文化、歴史、伝統の安全保障を付け加えたい。これらは地域生活圏の形成においても非常に大きな価値となるのではないか。
25	(羽藤委員) 人口の概念等含め、我々は断面で切ったところの施策を検討・議論しがちであるが、様々なライフコースの中で地域生活圏がどういう支援をあげられるかという点においては、動的な人口経路というか、もっとライフコースの軌跡に沿った支援が必要なのではないか。
26	(宇野委員) 「地域生活圏」について、民主主義の単位としても重視して考えたい。
27	(宇野委員) 所有権を移動せずとも利用を可能にするという制度の仕組みの整備が重要である。

(3) その他

NO.	要旨
28	(田中委員) 都市に暮らす人も地方に暮らす人も双方がwin-winになる可能性があるやり方の一つが関係人口。地域生活圏を考えることは、そのことにもつながる。
29	(櫻井委員) 人間系の持続性の観点から、その土地に根ざした暮らしをする人の存在が不可欠。人が住むためには仕事が必要であり、個別ケースでの地域内経済循環というよりもマクロの視点で、当該エリアにおいて地域が持続するために必要な経済指標を提示する必要がある。
30	(櫻井委員) デジタルサービスを支える基盤がどのように構築され、どう運用されていくのか、誰が運営費を賄うのかといった観点、及び長期的な運用をしていく場合にどのようなビジネスモデルをつくっていくかという視点が必要ではないか。
31	(水谷委員) 高齢者や障がいのある方、子育てや介護で苦勞する女性等、生きることだけで精一杯という人も多いことにも着目する必要がある。
32	(田中委員) 人口減少を食い止めるための対策ももちろん重要だが、人口が減ることがわかっている以上、減る中でもどうやって幸せに暮らしていけるのかという問いも同じくらい重要ではないか。
33	(宇野委員) 人口減少にどう適応していくか、社会のインフラや仕組みを人口減少に合わせていくことが重要である。人口が少ないことではなく、急激な人口減少に対して社会が適応できないことが問題である。
34	(松江委員) 人口が減少しても悲観することなく付加価値を高めていけば成長できると考える。そのためにはヒト、モノ、カネ、データすべてを循環させていくことを考える必要がある。
35	(越委員) 現状として、人口減少によりインフラを維持できないという非常に危機的な状況にある。これまでの解決策として、広域化、分散化、民営化というものがある。

地域生活圏専門委員会地域・経済WGに おける委員の主な発言要旨

【委員からの主なコメント要旨】

- フランスの事例は、国、都道府県、市町村レベルの自治体が、それぞれどういう役割分担で、どうやってうまくガバナンスを利かせているか、日本にどう適応できるか、という観点から興味深い内容であった。
- フランスのモビリティ政策は、人口政策の重要な部分である。地方部で人口が増加しており、戦後ずっと人口政策に抜本的に取り組んでいる。例えば企業誘致でいうと、田舎では高速道路や高速鉄道といった幹線交通は差別化をする上であまり重要ではなく、従業員やその家族のためのモビリティや医療、教育の方が大切という意識が染み渡っている。
- フランスでは都市連帯再生法等が20年前には既にできており、フランス革命の時からほとんど変わらず存続しているコミューンという独自性をもつ基礎自治体同士が、都市共同体・村落共同体をつくり、相互に補完したり、柔軟に連携したりできるという法体系のもとに今の形がある。本委員会でもこのあたりの議論ができたと思う。
- EUの農業政策では、きめ細かく地域の農家に直接お金が渡り、地域経済が回る仕組みとなっている。
- フランスの公共交通に赤字の概念がないという話が印象に残ったが、ファイナンスを維持し続けられるかどうか、地域生活に資することになると思う。
- フランスでは、インフラのほとんど、主に公共交通で、公設公営が廃れているが、オペレーションを民営化してどんどん元気づいている。保障がない代わりに外へ行くことも自由になり、国内だけでなく、国外のモビリティオペレーション事業を勝ち取っている。
- フランス全体でみると、国民負担率が世界で一番高いが、データを使った見える化やインパクト計測により、国民の支持をどうにか保っている。
- 公共交通のパブリックというのは、日本では、誰でも使えるという意味でのパブリックだが、ヨーロッパでは、PSO (Public Service Obligation)という言葉もあるが、大事なものだから公共が責任を持ってやるという意味でのパブリックであり、そこに大きなギャップがあると思う。

【委員からの主なコメント要旨】

- 銀行の統合によって新たに生まれた人的リソースを、地域に対して投資するのは非常に良いモデルだと感じた。
- 支援しようという気持ちになるかどうかのアクセプタンスの問題、あるいはビジネス慣習の問題に対して、行政にできること、やるべきことについては、本委員会の中心的な議論のポイントになると思う。
- DBJでは複数の地銀のファンドに入っているが、そもそもファンドの総額がそれほど大きくないこともあり、大型案件に投資で入るのはかなり難しい。一つの対応として、地銀とのファンドは数十個つくっているが、バックオフィスや管理の部分をDBJで引き受けていて、**共通のベースとなるものをうまく使って全体のコストを下げることは有効**だと考える。
- 地元に根付いた投資家の場合は、ソーシャルインパクトがわかりやすく、参加していること自体に地域貢献の意義が見えやすいが、プロジェクトに大きなお金を入れていくには、地元以外から集める必要がある。その際には、**いかにインパクトを評価・測定して、わかりやすく説明していくかが重要**と思う。
- 地銀であったり、老舗で地域でパワーを持っている人であったり、誰が責任を持ってどのようにお金を出すのかということを解明していくといいのではないかと。企業努力がなくなるため、税金がすべて正しいわけではない。コモンズの在り方と企業努力の在り方のグラデーションのなかで、**どのフェーズでどのようにお金を出すのか、より精緻に設計することが地域生活圏に必要な**のではないかと考える。
- ゼブラ企業のような会社は、広い意味での顧客の定義が難しい。受益する人とお金を払ってでもサービスを買う人はイコールではない。受益する対象は、不特定多数で広いが、必ずしも全員が払うわけではない。本来の社会的価値という意味でいうと、広い便益を狙ってやるので、**本当にお金を払ってくれる人の対象のスコップと実際に便益を感じる人のスコップが一致しない構造の中でどう稼いでいくかが根源的な問題**としてある。
- 地域の信金・地銀と話をする機会があったが、彼らはものすごく**大きな情報のハブ**になっていると感じた。守秘義務や企業秘密の問題もあるが、彼らも一緒に仲間に入ることによって、**目利きをしたり業種間を繋いでシナジーを創出できたりするので、金融機関への期待は非常に大きい**と思う。

第2回地域生活圏専門委員会の主な御意見

(1) 今後の論点・進め方について

NO.	要旨
1	(神田委員) デジタルなデータを集めるというよりも、それぞれの活動の中でアナログなデータの蓄積を可視化することによって協調が進むと思っており、今後そういった視点を議論の中に加えていくべきだと感じた。
2	(水谷委員) ボトムアップで出てこない地域を含む全体を見る、長期で安全なところに誘導するような立地適正化との関係、今あるインフラをすべて維持管理していけるのかといった議論が出てくるかもしれない中で、これらと一体的に地域生活圏を育てて応援していくということが大事で、国の役割として考えていく必要があるのではないかと。
3	(水谷委員) 海外では調停制度として、法律の中に揉めた際にどうするかという仕組みが入れ込まれている。ファシリテーター的な関係者を巻き込んでいく存在も大事だが、一方で、揉めたときにどうするかというメディエーションの制度も今後検討すべきではないかと。
4	(水谷委員) 今後、「核となる取組主体」をどう制度化していくのか議論していくことになると思うが、現場で産官学民の支援をしている立場として、産官学や金融界の方と最初に一緒にやることを前提としない方が良いという点をお伝えしたい。最初一人からでも、一企業からでも良いのではないかと。そこが結果的にいろいろな方と連携していくということだと思う。支援制度として産官学金との協働、共創を必須の条件にしないという点と、女性をどのように地域のコア、経営者の中に入れていかや女性がいるところに対する支援を考えるべきではないかと。
5	(越委員) 「人口減少の状況とそれに起因する地方自治体の財政状況」、「地域生活圏がどのようなサービスをカバーしようとしているのか（インフラであるガス、電気、水道とか、さらには医療・介護、買い物、公共交通、教育とか、どこまでがカバー範囲で、カバーしているものについては、例えば公共交通などそれぞれのサービスに係るデータ）」があると、今後議論する上での共通認識として、国民や自治体にそうしたデータを示したうえでEBPM、客観的な議論ができるようになるのではないかと。
6	(松江委員) 経済的、政策的に考えて、従来から供給側からの政策が非常に重視されてきているが、特に日本の地域の経済圏・生活圏というのは、需要側が起点になり、いろいろなことを考えていくことが非常に重要だと思う。

(2) 必要な視点・ビジョンについて

NO.	要旨
7	(櫻井委員) データ連携により、元々知らない相手の情報や地域の情報をプラットフォームを通して知ることができ、将来的な「共助」の土台につながると考えている。「共助」という考え方は、どのレベル感でキーワード化していくかというはあるが、1つキーワードとして必要な視点ではないか。
8	(櫻井委員) 「安心・安全に暮らしていく」というのは非常に大切な価値観、キーワードだと思う。安心して働くことも然り、犯罪等だけでなく心理的な安全性も含め、自分はここにいて安全だということはとても大切である。
9	(櫻井委員) 「暮らしのサービス」について、具体的にどのようなサービスを想定しているのかももう少し伝わるようになれば良い。
10	(櫻井委員) 資料2の1ページ目の右下の「必要な視点」のところは、どのような観点でまとめているのか。どちらかというビジョンを実現するためのメソッドロジーが書かれていると推察するが、利用者目線や時間軸といった記述もあり、どういうレベル感でこれを言語化して揃えていこうとしているのか。
11	(水谷委員) 法第1条の目的、法第3条の基本理念に加え、国土形成計画の「はじめに」においても、国土形成そのものの理念（何のために国土形成をするのか）の部分で、広く万人が腹落ちする文言で十分に表現されていないのではないかと。法第2条の国土形成計画の記載事項に「国土形成の理念」を記載するべきではないか。
12	(石田委員長) サービスの垂直統合をこれからどうしていくかというのは本当に難しい問題である。おそらくこれからM & Aがどんどん進んでいくと思われるが、それがうまく地域のためになるようなM & Aの在り方というのをきちんと考えておかないと、M & Aで吸収合併すると、地域のいい人材がどんどん東京へ持っていかれるなどで、ますます地域が疲弊する。そういう垂直統合的なM & Aをどうプロモートするか、そうでないと水平的なM & Aが増えていくような気がする。
13	(石田委員長) 各地の事例を見たり聞いたりして、「この地域でやっているからあの地域でもやりましょう」ではダメ。1つレベル、レイヤーをあげて、それを政府としてどのように制度設計するか、どういろいろな事業につなげていけるかが重要だと思う。

(3)ファイナンス・「稼ぐ」観点について

NO.	要旨
14	(原田委員) ①地域に根付き、地域にコミットをする担い手が複数に広がること、②自立運用には一定の規模の経済性、ネットワークの経済性、さらには主体の信用度が必要であり、そうなると地域内外からのファイナンス調達も可能になってくる。
15	(原田委員) 特に社会性から経済性に発展する初期の資金調達はキャッシュフローと収益性の予見性が十分でないため外部資金調達が困難なケースが多いのが現状である。地域に対するベネフィットとインパクトをしっかりと把握し、共有、共感する資金提供者、例えば地域金融機関、政策金融機関等が重要な役割を果たすことが期待される。
16	(松江委員) 個人対個人で取引がなされ、その中で経済的な行為に発展するという、需要から始まり、解決の主体が供給側にあるが、必ずしも企業だけではない、いろいろなプレイヤーの中で供給していき、需要と供給をマッチさせながら地域の中で市場をつくっていくという形ができれば、非常に理想的なのではないか。
17	(神田委員) じっくりと稼げる地域をつくらうと思うと、結局は安定した財源と長期的に構えられる環境があることが非常に重要だと考える。どの領域にその可能性があるかを考えたときに、本来は行政がやってもいいような公共的な領域であるものの行政が手をつけられない領域というものが結構あり、その代表がエネルギーや不動産などではないか。その領域をうまくお金が循環する形で安定財源化できないか。それを実現することで、より良い人材を確保していき、各地域で回していくようなことができないか。
18	(石田委員長) 地域の暮らしサービスで稼ぐ、そういったサービスを提供することも重要だが、地域内からお金の流出を防ぐだけではなく、野望としては地域外からどう稼ぐかという点も重要なのではないか。また、そういったことを地域マネジメント法人にどう考えてもらうかも大事である。
19	(成田委員) 協同組合は、しっかりと経営をするからこそ地域の持続性が担保できるという考え方で、社会的な非営利組織だからこそその経営の在り方を追求するということを徹底している。

(4) その他

NO.	要旨
20	(松江委員)「知の地産地消」をつくっていく中で基軸になるのは「人材」だと思っており、地域に根差した人材をどれだけ増やしていけるかという点が今後の鍵となるのではないかと考える。
21	(原田委員) 個々人からコミュニティ、地域と議論をレベルアップしていく際に、その多様性を損なうことなく、かつ、集合知としての地域の財、文化、習慣等、何を次の世代に残すべきなのか、何を変革していかなければならないのかをそれぞれの地域が議論していくことになるかと考える。
22	(成田委員) 地域は縦に割れる世界では生きていないので、そこは乗り越えたいと思う。そうすることで、自治体の枠も越え、官庁の枠も越えていくのかなと思う。
23	(成田委員) これからの地域生活圏という観点で言えば、地域性が非常に軸になってきて、その土地の空気やテロワールを大事にしながらも、いろいろな動き方ができる地方豪族といった、コングロマリット（複合企業体）的な動き方をしていく必要性があるのではないかと考える。
24	(成田委員) 最大公約数の部分はあるが、その先にある地域性というところをカスタマイズしたうえで、それぞれの地域がそれぞれの根を張って、自由主義的・政策的にやるのではなく、トリガーを決めて、地域の人たちの資本がこれだけ入らないと参入できないというような要件設定も含め、地域の人たちがきちんと立ち上がってやるような仕組みが必要なのではないかと考える。

地域生活圏専門委員会人材・コミュニティWG における委員の主なコメント要旨

【委員からの主なコメント要旨】

- 自身も地域に飛び込んで取組を行っているが、本当にやりたいことができるようになるまで、最初は非常に手探りで模索しながらやっていたところがある。少なくとも3年はどっしりと構えなければならないということがわかるだけでも心強い。
- 規模と価値の関係をいろいろな意味で再定義した方が良いのではないか。これまでは規模が大きくなることで価値が高まるという発想も多かったが、海士町のように規模がないからこそ価値が高まるというところもあり、1人あたりの付加価値や1人1人の強さは逆に強くしていくというのは、ビジョンの拠り所になるのではないか。
- パブリックでできる部分とパブリックでないとダメな部分、市場経済と新しい資本主義との行きあいの部分が各地の地域性によって営まれるということと、大きなガバナンスを利かせて国が判断する部分が行き来しながら地域に合ったものをつくっていくのだと感じた。
- 防災・強靱化から始まった言葉だが、「自助」「共助」「公助」という言葉は、今日では地域再生・活性化の場面でも使われる。国としても「自助」「共助」を頑張れと言うが、逆に、その地域が頑張れるような環境の仕組みをどう作るかということが、国が頑張ることなのではないか。
- 地産地消という考え方はもちろん、「互産互消」という考え方もあるのではないか。頑張っているところが仲良くなってネットワークをつくるというような関係人口、あるいはそこに共感される方々の触れ合い等の中で、たとえば物流改革を行うといったことも大事なのではないか。
- 地方創生においてテロワールが大事だという話もある中で、日本の300あった藩が47になって、文化圏が県をまたぎ自治体の枠を越えるところもあり、日本国においての文化と行政区域のやり方がどうなのかと思っていた。越境の自治体の在り方みたいなところで、緩やかに民間で勝手にやるという話やまず民間で勝手にやってそこに行政がくっつくという話もあるが、その議論も、道州制を含めてあるのではないか。
- 現在の社会通念上は、経済的合理性が大腕を振っているが、それに対抗し、銭金の問題ではない安全保障の中に歴史や文化、伝統ということはどう社会的に日本文化の中に定着させていくか、どう理解を得ていくかということが大事なのではないか。
- 何をどう守るのか、その中で人の暮らしや誇り、愛情、共感を生み出す点において、イタリアをはじめEUの農業政策は上手に取り入れていると思う。

第3回地域生活圏専門委員会の主な御意見

(1) 今後の論点・進め方について

NO.	要旨
1	（宇野委員）どこまでが国交省のmatterで、どこまではそうではないのか。本日出た論点のほとんど、例えば、環境、医療、産業・エネルギー、教育、税等は国交省以外の所管である気もするが、ぜひ国交省が他省庁を引っ張ってまとめていただきたい。どういう風に国交省が委員会としてまとめるのかという、そのまとめ方についても検討いただきたい。地域から見れば、省庁の縦割り等は関係なく、それらが連動する仕組みがないと困るので、やや国交省の範囲を越えるかもしれないが、地域の視点から各種サービスをどう連動させるかというメカニズムまで戦略を盛り込んでいただきたい。
2	（石田委員長）モバイルクリニックの話が出たが、道路整備が十分でなかったり電波の不感地帯が多かったりして本当に必要なニーズのところまで届かないというような問題や、何より人口密度が小さいところでは往復に時間がかかり田舎に行けば行くほどペイしないというような問題がある。そういうことも踏まえ議論して論点整理をする必要があるのではないかな。
3	（神田委員）地域づくりや産業の活性化を図っていく中で、必ずしもすべての地域が官が引っ張っているわけでもなく、民のプレイヤーがいる場合・いない場合、様々なケースがあるので今後の議論の中でこのあたりを整理して進むべきではないかな。
4	（松江委員）先行事例をいかに全国に広げるか、そして持続的なものにするか。複数の官と複数の民が共通の目的のために何か活動・事業できるような枠組みについて議論することが必要ではないかな。昨年来、国交省でもローカルマネジメント法人のような枠組みを出しており、可能性を感じている。この実用的な使い方や全国展開のための環境整備が大事だと思う。ライセンスやパテントのフィーが取れない、それを広げるためのインセンティブが非常に少ないことが現在の課題なのではないかな。まさにコレクティブを増幅できるような仕組み作りについて議論して、国がやること、自治体が行うこと、さらには民間でもっとできることといったように、アクターごとの役割を整理してアクションに落とし込んでいくところを議論したい。
5	（櫻井委員）デジタルを考えたとき、誰がどうやって事業やプロジェクトをやっていくかというデータのガバナンスを地域の中でどうデザインしていくかが1つの重要な論点だと思う。また、地域の人々のつながりがないとデジタル化もなかなか進まないの、コミュニティという視点も重要だと思う。さらに、信頼をどうつくっていくのかということと、トップのリーダーシップのもとで人材育成が行われることが望ましいが育成された人材がその地域となかなかマッチングしないこともあると思うので、信頼・トラストも重要な観点だと思う。

(1) 今後の論点・進め方について

NO.	要旨
6	（成田委員）実際に地域で暮らし続けると感じるが、病院、診療所、高齢者施設や小・中学校、こども園等インフラ的な暮らしのサービスについて、1つの自治体につき1つは持たなければならないといった考え方をどうブレイクスルーしていった、最低限必要なインフラ部分の整えと、自治体という枠組みを越えて提案できるかという部分について、どう解像度をあげて制度化していくかを議論するべきではないか。
7	（石田委員長）人や地域等、物理的存在を大事にする議論にしていきたい。これから地域がどう生きていくかを考える中で、産業や地域の企業が大事で、これからますます盛んになっていくであろうM&Aのようなものの仕組みをどう考えていくかが重要。今のままだと、水平的なM&A、人材はじめいろいろなものを東京に吸い上げられるM&Aになっていくのではないかと危惧している。サービスの垂直統合や人の多機能化を地域マネジメント法人あるいは自治体が絡んで考えていき、それを公助としてやるのか、インフラをどう整備するか、プラットフォームやコミュニティをどう構築するか、またそれらが中心になって活動するための課題をどう整理していくかがかなり大事な論点になってくるのではないか。
8	（神田委員）大企業の資本をもっと地方に回せないかということについて考えたい。単にお金を回せという話ではなく、何か課題を解決したいというニーズを上手くつなげられるかどうか。まずは試す、次のステップで開発拠点を置く、それがまた成功していくと事業拠点あるいは生産拠点を置く、といった形を上手く取り込めないか。元々、国土計画の思想として、拠点を地方に置くというのがあったのではないか。地域生活圏の形成においても、拠点を分散させ、かつそれぞれ分散させた拠点が機能するかということがキーになるのではないか。現場の近さも含めスピード感の向上につながり、その結果、地域の発展あるいは事業の競争力強化につながるといったシナリオを描くことができないだろうか。
9	（越委員）自治体がビジョンや計画をつくるとき、時間ばかりかかって市民生活は何も変わらないということが結構あるので、ビジョンというよりも実際に生活が変わるような事業計画、特に資金調達するときには事業計画が必要なので、具体的な数字を入れたものにする必要があるのではないか。また、今後、テクノロジー、特に生成AIによる世の中の変化を考えておく必要があるのではないか。さらに、たとえばデータセンターやそのための発電といったものを地域から孤立させずに取り組んでいくことも考えられると良いのではないか。

(2)その他

NO.	要旨
10	(田中委員) 中間活動体のようなものがある地域とない地域では、これから地域づくりを進めていく上で大きく差が出てくると現場でも感じている。
11	(田中委員) 「人材育成」と今まで言われてきたような部分をどう考えるかが大事。従来のように、育てる側がいて育てられる側がいるというような、そういう上下関係というよりは、育ち合いというような仕組みやマインドがこれからは必要なのではないか。到達点があるというよりは常にアップデートし続ける仕組みや場が必要ではないか。一方で、役に立つとか、生産性みたいなことばかりが強調されすぎるとタイミングやそのときの状況によってできない人が苦しくなってしまうこともあると思うので、そういう意味で安心・安全となるようなケアも必要となる。誰もがここで暮らして良いのだと思えるようなベースは大事なのではないか。
12	(神田委員) 「田舎にはマーケットがないので都会で攻める」という声を聞くことがある。1つの単位で見るとたしかにそうかもしれないが、全国に共通の課題を抱える田舎はたくさんあるので、1つのロットは安いかもしれないが量的にカバーをしてビジネスをできる可能性があるのではないか。こういうミスリードをしている企業が結構あり、こういう可能性があるという啓発も必要だと思うが、場合によっては、税制等、形として向けることができるような仕組みづくりを、地方に拠点をつくり生活圏を成り立たせるということも含めて描くことができないだろうか。
13	(水谷委員) どういう風に合意形成していくのかということについて、トップダウンというのはたしかに早いし、実際に一部の地域で求められていると思うが、だからといって上手くいくと言われるとそうとも限らない。また、ボトムアップでみんなで創っていくというのも理想的だが、時間がかかったりと難しさもあるので、合意形成は、ある程度機が熟すまでしない方が良いのではないかと考える。
14	(水谷委員) 最初に人（プレイヤー）を見つけるためにも、どうしていくか考えるためにも、まずは勉強会から始めていくのではないか。そういったときに、何のための国なのか、何のための国土形成なのか、何のための地域なのか、何のための地域生活圏なのかという究極的な目的を議論しながら自分たちの腹に落としていき、どこを目指すのかを共有しておくべきではないか。またそうした現状把握や、50年後・100年後というように長期的に見据え、人が減っていくことを前提とした未来予測、未来デザインが必要なのではないか。

(2) その他

NO.	要旨
15	(越委員) 最初に利益を生むまでにお金がかかるというのは、普通のスタートアップも同じ。スタートアップの場合、結局IPOとかエクジットすることが想定されているわけだが、地域でのいろいろな取組はエクジットされたら困るし、利益は少なくとも継続的に関わるような仕組みが必要なのではないか。一方で、自治体と関わる時のかつての失敗として、第3セクターの大きな失敗がある。その大きな原因は財政規律が働かない中でお金を配っていることなので、バラマキ的なことは絶対やめるべきだと考える。国や自治体が不採算事業をお金を入れてやり続けることもあるべきではない。しっかり財政規律を働かせるということが大事なのではないか。事業をやるときに1番スタンダードなケースは株式会社で、資金調達も自由に組めるのではないか。
16	(越委員) 大津市でガス事業のコンセッションを行ったが、ガス事業をうつし、さらに水道や下水道もうつし、一定利益が出る事業もある中で、地域の交通等あまり利益が出ない事業も一緒に会社でやろうと考えていた。このように、核になる事業が1つあるということは強いのではないか。
17	(松江委員) お互いが一緒にやる部分と、それぞれ独自でやる部分、この2つは実際に事業を継続させていくうえで大事なポイントになると思う。特に企業では、それぞれ自社の事業として取り込んでやりたい部分もあれば、他の企業や自治体と協力してやっていく部分もあり、その棲み分けは必ず議論になる。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見①

(1) 論点整理①(総論)・②(ビジョン・事業計画)について

NO.	要旨
1	(櫻井委員) 自治体の関与を必須とすべきかどうかという点については、提供サービスが、自治体が主体なのか否かによって変わってくると思うが、少なくともサービス提供に自治体が関与していなかったとしても、国がつくっている本人認証のインフラを使ったうえでいろいろなサービスを展開するという前提を置くと、その後の様々なサービス間連携、データ連携に発展するのではないかな。
2	(成田委員) 公助で自治体は何をするのか、行政区域を越えるときの広域行政にどうアプローチするのかといった点等、共助が大事だからこそ公助が本来何をすべきかという整理をしたい。
3	(羽藤委員) 国土という基盤の上に立った「地域生活圏」の3つの分類のイメージは非常によく整理されていると思う。この3つの類型に沿って様々な議論や制度設計を進めることが重要。一方でもう少し良い名前がないかとも思っており、地域生活圏における様々な活動そのものに名前を付けるとしたら「コモニング」という言葉がしっくりくるのではないかな。地理的な感覚のある言葉である「コモニング」というような言葉にすることで、地域の活動であるという目線が明確になるのではないかな。「コモニング」を総論の中でも定義づけしながら、ビジョンと制度設計を働きかけていけないだろうか。
4	(宇野委員) これまではそれぞれの地域、自治体ごとに一生懸命作りこんできたがそれが限界にきている。これからは共通の機能はなるべく標準化した方がよい。サービスごとにパートパートに分け、助け合って皆で使う、標準化したうえで地域ごとの課題に合わせて組み替えることが重要ではないかな。
5	(宇野委員) 個人や個別自治体にすべてを依存することに限界が来ており、これ以上負担をかけても潰れていくだけ。これからは「コレクティブ」の時代だと思う。孤独感を解消する観点からも、すべての課題をコレクティブに解決していくことが重要ではないかな。
6	(原田委員) 誰がどこまでどう関与するのかという点について、公共サービスを違う形で担っていくということであれば、これまで公共サービスを担ってきた自治体の関与は必須と思うものの、それが障壁にならない形でどう関与してもらうかという点がポイントになると思う。自治体の関与＝主体として進めていくイメージになるとむしろ弊害も見えてしまうので「関与」というよりも「協力」「連携」というように、言葉の使い方も含め工夫が必要ではないかな。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見②

(1) 論点整理①(総論)・②(ビジョン・事業計画)について

NO.	要旨
7	(原田委員)「全国展開企業の関与」について、1つの良い事例を横展開するうえで全国展開企業の果たす役割は非常に大きいと思う。海外からの目というものも、日本の中では気付かない課題に気付ける点、海外の事例も参考になるという点から、オープンにしていくことが非常に重要だと考える。
8	(越委員) 地域経営を担う主体やローカルマネジメント法人が1つの圏域に複数あって、いろいろな取組が複数あっても良いと思う。また「将来構想」自体はあってもなくても良く、重要なのは「事業計画」だと考える。「将来構想」の策定について自治体の関与を必須にするべきではなく、関与があってもなくても良い。当然、やる気がある自治体は民間等と一緒に将来構想を作れば良く、自治体がやる気がなければ、民間等が自由にやれるような仕組みが良いのではないかと考える。
9	(神田委員) 地域経営を担う主体について、現地で活動を進める方と、その活動を後押しする方の組み合わせが必要ではないか。後押しの方法が出資なのか、経営的・財政的な基盤なのか、あるいは地域全体の取りまとめなのかということが必ず必要な条件としてあると感じている。
10	(神田委員) とにかくいろいろな活動を起こしていくところに力点があるとするならば、ビジョンをトップダウンで落とすというよりもいろいろな活動をしている方々の意見を1回集めてボトムアップでいったんビジョンを組んだ後にもう1回戦略・戦術に落としなおすという、1往復する形でビジョンや将来構想を立てていく必要があると感じている。また、自治体からきっちり整えていく計画と、地域で活動をする方々がやりたいことをまとめていく計画、どちらもあっても良いと思っている。
11	(石田委員長) 人口減少下において生産性を向上する必要がある、すなわち省人化、無人化ということになっていくが、そうしたときのコミュニティの維持をどう考えたら良いかというのは非常に大きな問題である。
12	(石田委員長) カタログについて、これから高齢化がさらに進んでいく中で高齢者が活躍しているスタイルが大事だと思っており、高知県の仁淀川、島根県雲南市等のモデルの提示もお願いしたい。
13	(成田委員) 事業を持続的に進めるために地域住民からお金を取り続けることになることもあり、地域住民もそんなにお金がないときには税金を徴収して再分配という話になるのであれば、そこをクライアントとした財源をマネタイズしていくのも1つではないか。きちんと審査等をしながら何かできる形として地域ローカルマネジメント法人等があげられるかと思う。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見③

(1)論点整理①(総論)・②(ビジョン・事業計画)について

NO.	要旨
14	(櫻井委員) 高齢者の活躍というところでは、徳島県上勝町の(株) いろどりがパイオニアとして有名である。
15	(松江委員) 「共助」というのが1つのキーワードだとすると、自治体の仕事を民間等に委託するような部分をどんどん進めていくことを裏側で意味しているように感じた。人口が減っていき、ある程度機能を統合していかなければならないという観点でのインセンティブが非常に大事。担い手に自発的なものがあるところに対しインセンティブとして移譲したり、いろいろな意味で規制緩和して今まで官が守ってきたところ自体も民間に開放したりしていくといった相互関係の中でインセンティブをもう少し考えていくということが骨太の議論になっていくのではないかな。
16	(松江委員) 前回の委員会での伊那市長の話の中でも、成功例をライセンスとして他に教えるだけでなくその見返りが欲しいという話があったが、これも大事なポイント。日本はファーストペンギンを生み出すのには時間がかかるが、セカンドペンギンは一気にできる傾向にある。良いものはどんどん真似ていく、下から上、上から下ではなく横に水平展開していく中でどうインセンティブが生かせるかという発想が大事。国がいろいろな情報を紹介するプラットフォームにしていき、その中でライセンス的に稼げる仕組みをつくることで国がインセンティブをしっかり担保することも、広域化を広める意味で大事ではないかな。
17	(松江委員) 国全体の中で人というリソースを情報とともに派遣したりする形のプールをつくっていくのも、重要な国の仕事に1つになり得ると思う。そういったことも念頭に置きながら制度設計を進めると良い。
18	(田中委員) 構想がいくら良くても実行する人がいなければ進まないの、「主体への着目」というところが明確化し、さらに人材育成に言及がある点は非常に大きい。さらに二地域居住と関係人口という地域外の主体の存在も位置付け、地域内外の力を合わせて進めていくことが明確になったことは、人口減少時代を背景に考えると意義深い。
19	(田中委員) 高齢者の活躍というところでは、福岡県うきは市のうきはの宝(株)の事例が面白く、参考になると思う。
20	(石田委員長) 国が「公助」として何をやるのかというところについては、環境整備に尽きるのではないかな。各地域生活圏で各マネジメント法人が生き生きと活躍できる制度、環境はどうあるべきか考える必要がある。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見④

(2)論点整理③(人材・コミュニティ)・④(インフラ)・⑤(国等の支援)について

NO.	要旨
21	(越委員) ローカルマネジメント法人が上手くやっていくには何が必要かということで、事業をやるにはお金と人が1番大事で、当然規制緩和というのもあると思う。その際、スタートアップとベンチャーキャピタルの関係が参考になるのではないかな。スタートアップは大きく成長させ株主がいなくなるが、ローカルマネジメント法人や地域の取組はあまり儲からないが赤字にならないように、そして未永く持続可能でやっていく。こういう大きな違いがありつつも、仕組みとしては参考になるのではないかな。
22	(越委員) 長時間続いていく取組に対して自治体は何年も補助金を債務負担行為等はできないが、株やエクイティの部分で入れることはできると思う。その際も、一気にお金を入れると事業が上手く行かなくなり税金が無駄になることもあるので、段階的に入れていくべきである。事業計画を出してもらい、上手く行ったらこの段階でいくら出す、次の段階でいくら出すというように段階的な支援とモニタリングができると良いのではないかな。
23	(水谷委員) 自治体の関与が必要かということについて、これを条件に助成金を出す形は絶対にしない方が良い。特に産官学での取組の場合、民が入ると、金の切れ目が縁の切れ目というようになってしまい、地域をかきまわしてどこかへ行ってしまふということがしばしばある。
24	(水谷委員) デジタル公共財について、認知をどう形成していくかが大きな課題・論点になってくるのではないかな。生産の領域では認知戦と言われるくらい、人の頭の中がどこに所属しているのか、何を支持しているのかということは情報の出し方で変えられる時代になってきているので、地域生活圏を考えると時には自分がどこに所属しているのか、関係しているのかという認知の形成が大事だと思う。
25	(水谷委員) 地域生活圏の分類について、少し長い目でみると、行政主導型、宗教の共同体、外国人の地域生活圏のようなものもできてくる可能性がある。特に外国人の地域生活圏をつくる時に備え、国としてシミュレーションをしておく必要があるのではないかな。
26	(水谷委員) ファイナンスについてはノルウェーの「政府年金基金グローバル」の仕組みが参考になるのではないかな。地域の資源で儲け、利益を地域外へ投資してその運用益を地域に還元する考え方もあるのではないかな。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見⑤

(2)論点整理③(人材・コミュニティ)・④(インフラ)・⑤(国等の支援)について

NO.	要旨
27	(羽藤委員)「所有から利用へ」というのは重要な指摘だと思う。地域資源・アセットの有効活用や利用の転換というのは、地域生活圏のリビルドに当たって重要な支援制度になる。保有から利用者へ新たな利用や関係づくりを促すコモニングの活動というものが、地域生活圏の基盤になってくることは間違いない。新たな利用が新たな関係を芽吹かせる。
28	(羽藤委員) 地域生活圏において自治体を超えた移動手段がない限り生活は成り立たないが、コミュニティバスは自治体の中でしか運航できない。公益性の高い移動サービスのような事業と利益が出る電力事業を組み合わせ、従前の自治体の範囲を超えた特区を設定して規制緩和する、コモニングを実現する広域性の高い事業を起こすインセンティブを持った特区制度の支援というような工夫をぜひお願いしたい。
29	(原田委員) 人材について、地域内だけで現役の必要な人材を揃えることは本当に難しい。いろいろなノウハウを持った人材のプールを有形に作るのか、会社として作るのか、ネットオフとして作るのかという議論はあると思うが、設置することは必要。これは、全国レベルまたは実際に仕事やお手伝いに行くという観点からある程度ブロックに分けるイメージだと思う。頑張っている自治体が引き続き公共サービスを民間と連携しながら進めるという観点から、基礎自治体や県の職員等も出入りできるようなフレキシブルな仕組みがあると実効性が上がるのではないかな。
30	(原田委員) ファイナンスについて、最初の事業の立ち上げ時や、軌道に乗るのかどうかかわからないときは、融資のように返さなければならないお金というのはあまりそぐわず、公の資金あるいはそれほどリターンを追求しないエクイティで出し、一定のキャッシュフローが生まれる時期になれば、お金を返す前提でのローンがふさわしい。
31	(原田委員) ベンチャーキャピタルを地域版に置き換えると地域金融になると思うが、地域人材のマッチングという面でも力を発揮してもらえと思う。地方銀行の出資規制が改定され、5%規制が場合によっては突破し、地域サービスや地域振興の会社には出資できるようになったので、こういった機能をより活用するよう促していけば良い。千葉銀行が農業法人に出資して行員が出向や兼務で農業をやっている事例もあり、実際、地方銀行が担い手の主体になるようなケースも見られている。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見⑥

(2)論点整理③(人材・コミュニティ)・④(インフラ)・⑤(国等の支援)について

NO.	要旨
32	(原田委員) 1 番リスクになるところは政策金融や国の出資でリスクを取るというような組み合わせを上手く使い、ブレンデッドファイナンスを実現する。その際には、国や自治体のお金を入れることが正当化されるか、例えばWell-beingが上がり医療費の削減になる、地域のGDPも上がる等、一定の根拠を示してファイナンスするだけの理論的裏付けということも示していく必要がある。
33	(櫻井委員) 人材について、これまで国の政策で人材交流や地域おこし協力隊、アドバイザー派遣等をやっていると思うが、そういった制度からの教訓、すなわち何が上手く行って何が上手く行っていないのか学ぶことも必要。外部人材の存在は重要だと思うが、成功事例を見ていると、その地域に愛を持っている方が中心となっていることが多い。そういう愛を持った方が地域で活動しやすくなるようなインセンティブがあると良い。
34	(櫻井委員) ノルウェーでは、北部に住むと、住民税が南部に住む場合の半額以下になるというダイナミックな税制をやっている。例えば二地域居住を実施すると税制のメリットがあるというようなことをやっても良いのではないか。
35	(櫻井委員) デジタル活用について、標準的な共通基盤の上に地域ごとのアプリケーションが出てくるのが理想的。地域ごとのアプリケーションというと自治体単位で作ってしまいがちだが、そうではなく、地域という枠で共通的なアプリケーションを作っていく考え方が必要。また自治体だけに任せてしまうとどうしても縦割りになってしまうので、横の調整をする何らかのプレイヤーが必要である。
36	(神田委員) 人材の確保には外部人材の存在が大切になってくるが、外部人材にお金を出して雇用するというよりも、関与する企業の人材をその地域の中に取り込むような形にできないか。そうすれば外部人材のコストも一部内部化できる可能性があり、税制あるいは何らかのインセンティブをもって国が制度的にアプローチすることができないか。また、最近の若い職員・社員は地方に住みたがらないところがあるので、地方に行くことによって成長できるというメッセージを出すことができないか。
37	(宇野委員) 二地域居住について、関係人口や交流人口を増やすというだけでなく、もう一歩前に進まないといけない段階に来ている。1人の人が1カ所に住民票を置き、投票し、税金を納めるという仕組み自体が現実合っていない。投票はさすがにいじれないかもしれないが、地域ごとの税の作り方はいじる時期に来ているのではないか。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見⑦

(2) 論点整理③(人材・コミュニティ)・④(インフラ)・⑤(国等の支援)について

NO.	要旨
38	(宇野委員) 将来的には各自治体が持っている住民情報もガバメントクラウドにみんな載せて共通化・標準化していくことが必要。なかなか進まないと思うが、様々な地域の情報について、少なくとも仕組みとしてはガバメントクラウド統一化していくことが必要。
39	(宇野委員) 今後はサービスをいろいろな単位でやることになり民間も入る時代になる。これは良いことであるが一步間違えると責任の所在が曖昧になってしまう。国がすべて干渉してあれこれ言うのは良くないと思うが、それぞれの単位で組み合わせが変わっても、サービス提供がきちんと行われているか、ルール通りに動いているか、透明性が確保されているかといったことは国がモニタリングをしないと責任が非常に曖昧になっていく。透明性と責任の確保について国の果たすべき役割は大きい。
40	(松江委員) インフラについて、香川県三豊市のベーシックヒューマンサービスの概念が非常に良いと思う。交通、エネルギー、上下水道など、本当に生活に必要なインフラは産業ごとにある程度地域生活圏の中で安定的に提供できるような枠組みを横串で考えても良いのではないかな。まさに自治体の事例、雛形がいくつか出てきているので、国の目線でそういったものを全体に広げ、そのための単位をどうするべきかという話を積極的にやってはどうか。
41	(松江委員) 人材・コミュニティの観点では、ジェネレーションミックスが大事。特に地方であればあるほど高齢化が進むが、少子高齢化の社会でこれから成長していくには、勤続年数をいかに上げるか、長く健康で働けるかが1つ大きなファクターになってくる。労働投入量を増やすこと、医療費をはじめ社会保障のコストを抑えることにつながり、政策の大きな目的になっていくのではないかな。
42	(松江委員) インフラについては、「学びのインフラ」という観点が必要ではないかな。地方の国公立大学、私学も含め地域に根ざした学びの場があるがかなり使い切れていないと考える。日本は成人教育が弱い。少子高齢化という点において、学校経営上も成人教育の中でいかに収入を得ていくかというところが大事。ローカルマネジメント法人の中で学というアクターも積極的に入れられき。北欧はまさにこういう形で学が起点となりながら官と民を結び付けており、リスキングして地域の中でしっかりと取組を作っていくことが大事ではないかな。

第4回地域生活圏専門委員会の主な御意見⑧

(2)論点整理③(人材・コミュニティ)・④(インフラ)・⑤(国等の支援)について

NO.	要旨
43	(成田委員) 民間行政、大きな政府と小さな政府の議論、シュタットベルケ等、これまで研究してきたものを1つ形にしていくフェーズに入ってきていると感じる。そういったうねりは民間が各地でやり出しており、かつ官民連携でやっているところもあるので、それらを応援できるような枠組みをあらためて整理できれば良い。
44	(石田委員長) 地方創生2.0を政府全体でやっており、そこにどう入れ込んでいくかを考える必要がある。
45	(石田委員長) これからの地域活性化の拠点として道の駅の取組があり、国土交通省の道路局が中心にやっているが、経済産業省、環境省、農林水産省、文部科学省その他いろいろなところと支援チームをつくったところ、かなり好評である。地域生活圏についてもそういった支援チーム、グループのようなものが構築できると良い。
46	(石田委員長) 人材の派遣・連携について、インフラのメンテナンスにおいては人材がほとんどいないという自治体もあるため、県あるいは地域ブロック単位で、自治体と国、大学等も含め相互に人材派遣して学び合う、助け合う仕組みができつつある。

第5回地域生活圏専門委員会の主な御意見

第5回地域生活圏専門委員会の主な御意見①

(1) 報告書について

NO.	要旨
1	（櫻井委員） 需要者目線で進めるに当たり、様々なニーズに対応するために「柔軟性」が大切なキーワードだと思う。報告書のエッセンスとしてより言語化した形で入れる必要があるのではないか。また、報告書に成功事例の掲載があるが、スモールスタートからでも長期的な観点で育てていけるという点を伝える必要があるのではないか。
2	（成田委員） 農村RMO等の他省庁の取組との重層的な関係やつながりを考えるとき、「自治体の枠を越える」というのがキーワードになると考える。枠を越えるには自治体との関係性について、既存の考え方よりも柔軟性を持つ必要があるのではないか。民間が自由に始められるようなものであってほしい。
3	（松江委員） 官と民、自治体間、時間軸の3つの境界線を越える存在としてローカルマネジメント法人の意義があるのではないか。既存の枠組みを変えていく突破口になり得る存在だと考える。この意義をより打ち出す必要があるのではないか。既存の取組から地域生活圏を創るための「要件」をくみ取り、報告書に織り込めると良いのではないかと。国等の支援、ファイナンス、人材について、より充実した記載とする必要があるのではないか。特にインセンティブについてより具体化した記述とした方がよいのではないかと。
4	（松江委員） 報告書（案）では時間軸の記載が弱い。スピード感を押し出すに当たって、どのようなところを目処に、何から始めるのか、将来的にはどのようなものを目指すのかという時間軸をより織り込む必要があるのではないかと。
5	（田中委員） Well-beingを高め、個人と地域社会の間でwin-winの関係を築くという点がしっかりと書かれ、位置づけられていることに意味があると思う。一方で文中に人材の「活用」という表現が使われているが、これは「協働」や「共創」の方が適しているのではないかと。

第5回地域生活圏専門委員会の主な御意見②

(1) 報告書について

NO.	要旨
6	（原田委員）ファイナンスについて、どのような機関がどのような種類のお金を持っているのかという点について、一般向けに分かりやすく説明したほうがよいのではないか。また、文中に「地域金融機関」という言葉が一箇所しか出てこないが、地域金融機関は資金の貸し手やコーディネーターといった役割以上に、事業基盤の維持への危機感から地域経済に大きな役割を持っているので、より地域金融機関にフォーカスした記載があるとよいのではないか。
7	（水谷委員）地域生活圏を創る目的が重要である。地域生活圏を創ることが目的ではなく、「何のための地域生活圏なのか」という点について、まだ記載が弱い部分があるのではないか。国土全体にわたり、個人が安心して暮らし続けるWell-beingの向上を目指すことが目的であり、その手段として共助があり、多種多様なコミュニティの形成がある、というような形で目的と手段を明確にした方がよい。また、Well-beingが唐突に出てくるので、一般に広く伝わるような表現が必要なのではないか。
8	（石田委員長）国土計画、国土のあり方を論ずる上で、かつてはインフラ整備が国民との距離を結びつけるエンジンであった。国土総合開発法から国土形成計画法への大改訂の中で、国土計画と国民の距離が離れてしまっており、この結びつきをどう実現するかという点がまだ必要と認識した。

第5回地域生活圏専門委員会の主な御意見③

(2)その他

NO.	要旨
9	(越委員) 人口・労働力不足の中で、自動運転やAIといったテクノロジーを活用することが必須となっている。行政の苦手な分野なので、スタートアップを含めた民間事業者が参画してもらえる仕組みづくりが必要ではないか。
10	(宇野委員) 地域生活圏が、地方の中核都市よりも小さな拠点を核とした圏域も含むものとなったため、ややイメージがぼやけた印象がある。政策として打ち出すときに、地域生活圏をどうイメージし、説明するのか、改めて整理する必要があるのではないか。
11	(宇野委員) 過去の「地方中枢拠点都市」や「定住自立圏」等の政策との関連において、地域生活圏をどう位置づけるのかという点の説明が今一度必要ではないか。
12	(神田委員) 国土のマネジメントという方向性を打ち出す中で、実現まで持って行くことを考えると、スピード感が求められる一方でマネジメントをするための組織固めも必要ではないか。地域づくりには10年、20年という期間を見据えた組織の運営が必要であり、組織を固めるには5年程度は時間がかかると考える。この期間のサポートや、出資、人材派遣などのインセンティブの設計も検討してはどうか。
13	(神田委員) 報告書を取りまとめた後も、国土づくり、地域づくりに対してのコミュニケーションをとり続ける必要があるのではないか。取組を進める中で、未来の国土づくりの目標への解像度が上がり、その中で少しずつ変わっていくことは重要になると考える。地域に根ざした中間組織のようなものが地域の要素を理解していく中で、教育研究機関をどう活かすかについても、今後の取組を進めていく中では一つのポイントとなるのではないか。
14	(田中委員) 二地域居住者と地域が協働することを考えたとき、コーディネートが重要になってくる。一方でつなげる機能にお金がかず、なかなか財源がないのが現状である。このコーディネートや育成について、位置づけと財源がセットとなる政策が生まれるとよいと考える。

第5回地域生活圏専門委員会の主な御意見④

(2) その他

NO.	要旨
15	（水谷委員）地域生活圏の形成において、国民は国が何をしてくれるのか、という点について期待を持つのではない。国の役割を国民に示していく必要があるのではない。
16	（水谷委員）地域生活圏を形成できるところがある一方で、できないところややりたくないところ、そもそも人がいないようなところも出てくるのではない。想定されるリスクを洗い出し、対処を考えておく必要や、地域の幸せとは何かという点について、もう一度考えた方がよいのではない。
17	（羽藤委員）地域経営主体に対する資金支援について、単なる補助金では持続可能性は弱いと考える。複数年にわたって地域や地域資源の価値を高めていくには、地方銀行、政策投資銀行といった主体による多様な融資・投資に向けたファンドの創設、あるいはインフラ投資との連携は必要不可欠ではないか。また、自治体を越えた社会共通資本への投資には広域的な調整が必要不可欠であり、投資計画を連動した計画とするには、地方銀行、政策投資銀行のみならず、民都機構等が連携した圏域を形成するファンドが必要ではないか。広域事業としてさらに発展していくためには、一省庁だけではない多様な支援事業・資金のワンパッケージのモデル構築が必要ではないか。
18	（羽藤委員）人材育成について、地域生活圏構想の中で人材の流動性を確保しつついい人材を確保するかということが重要となるが、地方において人材は硬直化しがちで発言力のある地域企業のイノベーションも起きづらい状況にある。外部性を発揮するためには、地域生活圏における高度人材のコミュニティ育成が必要不可欠ではないか。地域の大学と連携する形で人材交流プラットフォームを立ち上げていただきたい。

国土審議会推進部会 地域生活圏専門委員会
とりまとめ報告書

補遺資料

「諸外国の地域生活圏：OECD 諸国の事例」

（経済協力開発機構 起業・中小企業・地域・都市局）

本資料は、不可欠なサービスの持続可能な供給を実現するために、各階層の政府及び官民連携を通じて、地域で策定された計画を国が支援する政策イニシアティブのOECD 諸国における事例を紹介するものである。OECD 諸国においても、地域の持続可能性は大きな課題であり、QOL を高めるために中央政府が戦略的な取組を実施している。具体的には、国・地方（県・基礎自治体）レベルの政府の役割、対象分野（例：交通、住宅、医療など）、及び国による支援の形態（例：補助金、融資、税制優遇）に焦点を当てている。本資料は、日本の国土交通省国土政策局の検討に資する目的で作成されたものである。

（１）フランス - モビリティ基本法（LOM）

モビリティ基本法（LOM）は 2019 年 12 月に公布され、日常の移動をより簡便で安価、かつ環境にやさしいものにすることを目的として、フランスのモビリティ政策を刷新するものである。国は、既存交通ネットワークの維持、都市圏における中距離列車計画の策定、地方部の接続性向上、電気自動車の充電インフラ展開への支援などを行っている。県レベル及び市町村レベルの地方自治体は、それぞれの地域で交通手段の導入を担っており、国から補助金を受けて交通・モビリティ対策への財政支出を行う。また、公共交通・共有交通の利用促進に向け、官民連携を促進するための財政的・税制上の優遇措置も含まれている。

出典：<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-dorientation-des-mobilites>（フランス語）

（２）ドイツ - 都市開発支援プログラム

ドイツ連邦住宅・都市開発・建設省が管轄する「都市開発支援プログラム」は、都市再生への財政支援において重要な役割を果たしている。このプログラムは「国家都市開発政策」のもとで以下の 5 つの柱に基づいている。

1. 連邦・州・基礎自治体間の協力
2. 各分野にまたがる総合的な計画立案
3. 柔軟なニーズ対応
4. 住民コミュニティの参画
5. 継続的な評価と改善

連邦政府と各州は、重点テーマと資金配分・使用方法について合意し、実際の配分は州政府が担い、各自治体へ資金が提供される。2020 年以降は「生活の中心地」「社会的結束」「成長と持続可能な再生」の 3 分野に焦点が置かれている。地方間の連携を促進し、インフラ、建築物、公共空間の整備を進めるとともに、民間企業や地域の事業者の投資を喚起するための仕組みも整備されている。

出典：https://www.staedtebauforderung.info/DE/Startseite/startseite_node.html（ドイツ語）

1 https://www.staedtebaufoerderung.info/EN/home/home_node.html (英語)

3 (3) アイルランド - 地方の未来戦略 (2021-2025)

4 「Our Rural Future 2021-2025」は、アイルランド政府による持続可能な地方開発
5 のための国家政策であり、地方地域の経済的・社会的・環境的・文化的な活力を強化
6 することを目的としている。本政策は、包摂的で経済的に活力のある地方部の地域を
7 支援するという長期的なビジョンを提示している。

8 本政策は、政府が優先事項を設定し、資金を提供することで主導され、地方自治体
9 や地域コミュニティ団体などの地域の関係者が、その実施において重要な役割を果た
10 す。この政策は、地方部の地域におけるサービスの確保、デジタル接続、経済的機会
11 の提供を目的としている。政府はこの政策の中心的な推進役を担い、25 の省庁及び国
12 の機関をまたいだ施策の調整を行う。一方で、地方自治体やコミュニティ団体は、現
13 地での実施を担う。政策には、住宅や通信などのインフラ投資の促進、地方部の地域
14 における公共サービス（交通、医療、保育など）の強化を目的とした取組が含まれて
15 いる。具体的な施策には、地方部の町や村の再活性化、地方の公共サービスの向上、
16 島嶼部や沿岸地域の持続可能性支援、デジタル接続の最適化などが含まれる。支援内
17 容には、地方政府への政府補助金や資本投資の直接的な提供、民間企業やサービス提
18 供者との連携を含む地域の関係者への支援が含まれている。

19 民間セクターに対する支援としては、助成金、技術支援、整備されたインフラの提
20 供などが行われる。さらにこの政策では、官民の双方においてリモートワークの促進
21 やデジタルスキルの向上を目的とした施策も検討されている。取組の進捗は、年2回
22 の進捗報告書及び年次作業計画を通じて追跡され、政策は新たに生じるニーズに対応
23 するために、年単位で見直される。

24
25 出典：[https://www.gov.ie/en/department-of-rural-and-community-](https://www.gov.ie/en/department-of-rural-and-community-development/campaigns/our-rural-future/)
26 [development/campaigns/our-rural-future/](https://www.gov.ie/en/department-of-rural-and-community-development/campaigns/our-rural-future/) (英語)

28 (4) イタリア - 内陸部国家戦略 (SNAI)

29 イタリアでは、2013年に「内陸部国家戦略 (SNAI)」を導入し、人口減少とサービ
30 ス不足に直面する過疎地域の再活性化に取り組んでいる。対象地域は全国の約60%
31 の面積、1,000以上の自治体、約200万人の住民を含み、サービスが充実している大
32 規模都市からの距離が遠い地域が中心である。

33 この戦略は地域資源を活用した各層の政府の連携を通じて、交通・教育・医療とい
34 った基礎サービスへのアクセス確保を目指している。国家予算5億9100万ユーロに
35 加え、EUのオペレーショナルプログラムによる補完資金も投入され、持続可能な地域
36 競争力の向上や人口流出の抑制、経済成長を目的とした具体的施策が実施されている。

37
38 出典：<https://www.agenziacoesione.gov.it/strategia-nazionale-aree-interne/?lang=en> (英語)

1 [https://politichecoesione.governo.it/it/politica-di-coesione/strategie-tematiche-e-](https://politichecoesione.governo.it/it/politica-di-coesione/strategie-tematiche-e-territoriali/strategie-territoriali/strategia-nazionale-aree-interne-snai/)
2 [territoriali/strategie-territoriali/strategia-nazionale-aree-interne-snai/](https://politichecoesione.governo.it/it/politica-di-coesione/strategie-tematiche-e-territoriali/strategie-territoriali/strategia-nazionale-aree-interne-snai/)（イタリア
3 語）

5 （５）ノルウェー - 地方成長協定

6 「地方成長協定」は、2022 年にノルウェー地方政府・地域開発省によって導入され
7 た施策で、過疎地域への人口定住、熟練労働力の確保、将来志向の地域ビジネスの発
8 展を支援するものである。国が資金提供及び調整を担い、補助金等の財政的インセン
9 ティブを提供。基礎自治体や県当局が主導して、地域ごとの課題に応じた戦略を策定・
10 実行する。

11 政策は２段階構成で、まず１年間の準備期間において優先課題やパートナーシップ
12 を定め、その後３年間の実施フェーズで詳細な行動計画を実行する。対象分野は、交
13 通、住宅、医療、教育、ビジネス開発など多岐にわたり、自治体同士や地域内の民間
14 主体との連携が奨励される。本スキームは、他地域への展開可能なモデルの創出を目
15 指している。

16
17 出典：[https://www.regjeringen.no/no/tema/kommuner-og-regioner/regional--og-](https://www.regjeringen.no/no/tema/kommuner-og-regioner/regional--og-distriktpolitikk/lokal-samfunnsutvikling1/bygdevekstavgtaler/id3072628/)
18 [distriktpolitikk/lokal-samfunnsutvikling1/bygdevekstavgtaler/id3072628/](https://www.regjeringen.no/no/tema/kommuner-og-regioner/regional--og-distriktpolitikk/lokal-samfunnsutvikling1/bygdevekstavgtaler/id3072628/)（ノルウ
19 ェー語）